

增補訂正

國學院講師 久保惠隣 序
國學院講師 井上頼國 閱
皇典講究所委員 小田清雄 編
增補訂正 藤原幸盛

標註
古語拾遺講義

邦典籍發見

貴族院議員從四位九山作樂吾題字

傳寶

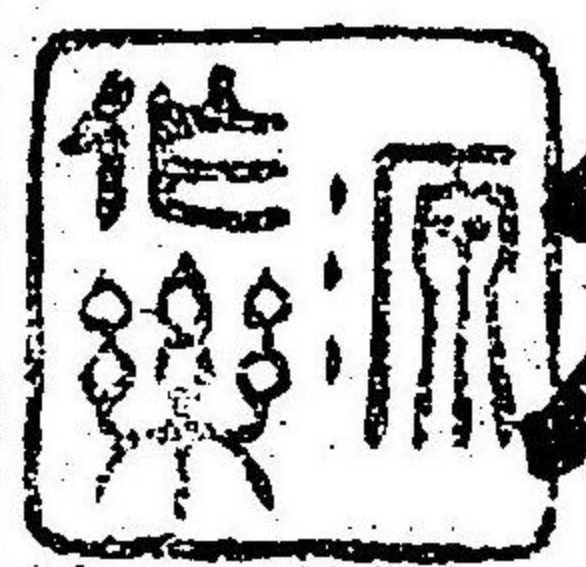


貴族院議員從四位九山作樂君題字

即元三年五月五日

十三年九月

源作樂書

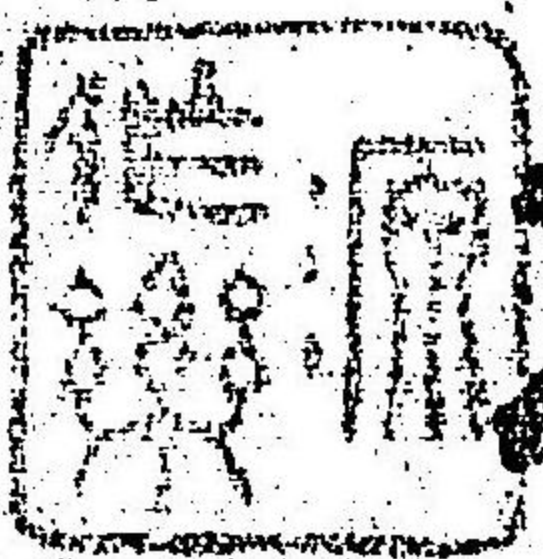


有

貴族院議員從四位九山作樂君題字
即元三年五月五日
十三年九月
源作樂書

貴族院議員從四位九山作樂君題字

光緒三十四年九月
源作樂書



序

古語有云、
三才之理、
一陰一陽、
道之為道、
不可及也、
此其理之、
不可及也、
不可及也、
不可及也、

Handwritten text in a cursive script, possibly a mix of Latin and Chinese characters, enclosed in a decorative border. The text is written vertically from right to left. The characters are highly stylized and fluid, characteristic of a cursive hand. The border is a repeating floral or geometric pattern.

Handwritten text in a cursive script, possibly a mix of Latin and Chinese characters, enclosed in a decorative border. The text is written vertically from right to left. The characters are highly stylized and fluid, characteristic of a cursive hand. The border is a repeating floral or geometric pattern.

て漢學の弊をよ
く見得られたる
説なれば常に心
留おきて忘べか
らぬ語にざりけ
る云々其は漢籍
風に記すことの
始りては彼に學
ふとして浮華を
飾り虚偽を構ふ
る事さへ巧にな
りて中々に故實
を混乱したる説
等の多くなりも
て來つればなり
其の由は本居翁の

古事記傳の首卷に
委細に論はれたる
如く古事記は古傳
のまにまに記せる
故に古への有状の
見るが如く傳はれ
るを書紀ハ漢風の
浮華を專に飾られ
し故に故實を錯れ
る事の多きこと牛
酒神龜斧鉞の類に
ても知るべくかん
されど漢字を用
ふる事始りてよ
り浮華競興り故
實の根原を錯乱

とは更にも言はせ此書を召問れたるに幸得たりとして時の勢にも恐る
、事無く年久に畜へたる憤を啓き述へ古道の頽廢むとざるを持直し古
に復さんどとる志。全書を貫き。故實の源に違へる事どもを數へて奏さ
れたる十一條は神に皇に國に忠なる志氣の深切に著明く比類なきこと
千載の後に此を讀む人をして慷慨に堪へざらしむる説等になん有りけ
る師は開題記に漢人の言に諸葛亮が出師の表を見て涙を落さるは其
人かならせ不忠の人ならんと云へりとか余が常言に廣成宿禰の古語拾
遺を見て泣き慨み古道を明らかに思ふ志の興起ざる人は道々しげに
物言ふとも信に神恩國恩を思はざる空氣學の人とや言はましといふに
似たる言なりけりといはれたり

從五位下齋部宿禰廣成撰

此は後人の加筆なり其は當時奏進の書の始に如此位署を記し撰など記

せる例なし若記さば跋文の末の年號を記せる處に記すべきものなり然
にても撰といふ言殊に類聚國史に依りて考ふるに此宿禰は大同三年十一月
は有まじき物なり
大嘗祭の事とみて後に其實として從五位下に叙されしなれば拾遺を奏
進られし當時は正六位上なりしものをや

蓋聞上古之世未有文字貴賤老少口々相傳前
言徃行存不忘

此は上欄にいへり委しくは古史開題記に詳辨有り猶神代文字の説に迨
りては神字日文傳古史本辭經又は矢野玄道翁の癡狂人などありまた柴
田花守翁落合直澄大人等の説あれどもこと長ければ得引出でせ

書契以來不好談古浮華競興還舊老遂使
人歷世而彌新事逐代而變改顧問故實靡識

根源

したる事も多かれども其漢文字を用ひて其混乱を正し辨へ記すべく成れるは悉くに神の御心の幽き契ある事なるを鹿略にな思ひそよ

○大なる一段は同書二百五十五葉の裏面古語拾遺序文終の所の論文なり
已に小田氏の抄録され一により今又こゝに載せ

書契以來とは漢籍わたりて其を讀み漢字を用ゐて物記をこと始れるより以來を云ひて此後は世人多く漢意になり書をたのみて故實を談ることを好まざ漢風の浮華にうつりて舊老の故事を談るを嗤り笑ふ事となり次々に古風を變化して故實を問ぬるにその根源を識ること能はざる如くなれりと言れしなり上欄にいへると合せ見よ

國史家牒雖載其由一二委曲猶有所遺愚臣不スバ言ハ恐ク絕ク無シ傳ル幸ニ蒙リ召ス問ハ欲ク摠ニ畜ニ憤ニ故レ録ニ舊レ說ニ敢テ以上ニ聞ク云フ爾

國史とは朝廷の史書をいふ○家牒とは諸家にて記せる牒をいふ○其由とは上代の故事をいふ文の意は國史家牒に上代の事實を載せれと委曲

抑この宿禰は天太玉命の裔にて天兒屋命と相並びて祭と政とを執奏されけるに世々に聞ゆる人多く族類も多き蕃息れるを姓氏錄にも齋部氏は一家ならずなく氏人に然しも聞ゆる人は國史にも見ゆる中臣氏の榮とはこよ

き事を詳に知らむとすれば遺り漏れたる事有りて其は我が家にのみ傳はれ、ば愚臣言し上げれば絶えて傳ふること無らんと恐れ思へるに幸ありて召問はれたるに依りて舊說を録して奏上り年多に畜へたりし憤を摠はむ事を欲ひ恐れれど敢へて聞ゆる上と云れしなり、以上百五字は序文なり

一聞夫開闢之初伊弉諾伊弉冉二神共爲夫婦生大八洲國及山川草木次生日神次生月神最後生素盞鳴神而素盞鳴神常以哭泣爲行故令人民夭折青山變枯因斯父母二神勅曰汝甚無道宜早退去於根國一矣
一聞とは或は聞くと云はんが如し○夫開闢之初開闢は天地の開闢を

なくなむ有りて
 神代紀の一書と
 もの中にも中臣
 の家牒を採り載
 されたらんと見
 ゆる條は彼此あ
 れども齋部の家
 牒と見ゆる條は
 かつて見ゆると
 又
 持統天皇紀に、
 やととなさ氏々
 十八氏に祖神の
 纂記を上進らし
 め玉へるに藤原
 氏は有れど齋部
 氏は無し此を想

云ふ六人部是香ぬし云。古書どもに天地開闢。天地初判。天地剖判。天地
 混成之時など種々の漢語に填て、書きたれど訓は天地乃分流々時また
 は天地能初時など訓ひより外は有る事無く其分る、時といふも初の時
 といふも義は異なる事無く唯弘く此世中の草創の時といふ義にして今
 打見る所の天地の濫觴といふ義にはあらざ其は萬葉集二廿天地の初
 時し久堅の天河原に八百萬千萬神の神集ひ（磐屋籠の時を指す）同十二乾坤の初
 の時（ユアマンカガ）從天漢い向ひ居て（セツの常陸風土記に天地樹興草木言語之時自天
 降來神名稱ニ普都大神（ト）また天地草味以前諸祖天神會集八百萬神於高
 天之原一時云々など見ゆ欽明天皇紀に天地剖判之代草木言語之時。萬葉
 集三七天地の分れし時從神さびて高く貴き駿河有るふじの高嶺を同十
 三天地と別れし時從久方の天つ嶽と定めてし天の河原に云々など有る
 を考合せて分れし時といふも初時といふも同義なる事も其初時など云

ひつゝくるに此
 氏はいたく衰へ
 たりけむ故に物
 の數とせき當時
 まで家記有らむ
 とは問ね給はざ
 りしにこそ故右
 の如く歎き居ら
 れしならん云々
 といはれたるは
 實然る言になん
 又曰また此に
 就て案ふに平城
 天皇紀大同元年
 七月庚午の下に
 先是中臣齋部

ひつゝるは唯世界の最初の事を概略に云述ぶる古語の熟語の一つなる事
 を悟るべし（されば欽明天皇紀に天地剖判之代とあるは正しく大國主大神の御代を指して云
 ○伊弉諾伊弉冉。此二神始めて夫婦の道を興し給ひ互に相誘ひ給ひし
 故にイザナと申せり（誘ハシ、誘フ、誘ヘ、と云いふハロフヘハ）キは神魯岐。沫那藝
 類那岐など男神に申しミは神魯美。沫那美。類那美など女神に申し言な
 れど其義は知られずキミはヒコヒメの倒反などいふ強説は清雄は得
 信けずキは日古の古と同じくミは女と同じといふもいかゞあらん猶よ
 く考ふべくなん○大八洲國は日本紀古事記等を考合とるに大倭豊秋津
（東は陸奥より西は長門にイヨフナシ）洲（今のアハサシ）伊豫二名洲（今の淡路洲）筑紫洲（今九州）壹岐洲
（今の大分）對馬。隱岐洲。佐度洲。の八箇なり。然て此八島ぞ先生坐せる國なるに依
 りて大八島國と云ふと古事記に見ゆて此餘に島は多ければ此八つの島
 を合せて大八洲國と名づくる由にて即我が大日本國の事なり。古事記

兩氏各有相訴
中臣氏云齋部者
本造幣帛不
中祠然則不
可下以忌部氏
爲幣帛使忌部
氏云奉幣祿是
忌部之職也然則
以忌部氏爲
幣帛使以中臣
氏可預祓使
彼此相論各有
據

各々據ありけに開
ゆれども互にいま
だ故實に合はざる

には此餘に吉備兒島。大島。小豆島。姫島。而兒島。知謂島の六島有りて凡
で十四島とせり。○六人部ぬし云く此國生の事は人の心得がてに爲める
事にはわれど二柱の産生し給ひしは細小の土塊なりけんを本来沼矛の
爲に泥潮泌別せられんとせる期に及びて沼矛の鉄氣に幽政靈妙の神氣
を所持たる土塊を産落し給へりし事なれば泥沙忽其土塊に密着聚包し
て遂に凝結して國土を爲し。國土を爲るとに隨ひて泥砂潮水と各泌別せ
られて堅固の國土とは成固まりつるなり其は此産出の胞衣にそら泥
砂の密着して。遂に淡路島と成りつる上をも思ふべし。に少因われ
ば引出つ皇國の地形と萬國の地形との事につきて讚岐國犬塚襲水氏の
説に、皇國より万國の開けたる徴を顯せり其故は万國の雛形宛然とし
て全國に備る蓋是二靈國土を生成給ふ時頓て各國の開けむ事を知りて
雛形を此全國に移し給ふ歟但し二靈の經營し給ふ國の形を受けて各國の

論かり中にも中臣
氏の言は余りに忌
部を貶めたる論
ありか
是日勅命據日
本紀天照大神
閉磐戸之時中
臣連遠祖天兒屋
命忌部遠祖太玉
命堀天香山之
五百箇眞阪樹
而上枝懸八阪
瓊之五百箇御統
玉中枝懸八咫
鏡下枝懸青和
幣白和幣相與

出來たるもの歟何れとも妙と云ふべきなり我言欺誣なりや然らざるや
眼有ものは全圖を照合せて是を信用せんと云へりれむかし説ならせ
や○山川草木とは山神川神草木神と云事なり古事記に山神大山津見
神。草神鹿屋野比賣神、木神久能智神など有り然るに神と云はざるは
省きしなり漢土には此例多し今其一つを云はば論語に犁牛之子。辟且
角。雖欲勿用山川其舍諸と有る山川を注に山川之神也と見わたる
是なり然て此に生大八洲國及山川草木とのみあれど此に限れるに非
るは天下の萬物みな二神の生みたまひしなると日本紀に生萬物と見
ぬ古事記序に群品の祖とあるにて知るべし日本紀古事記には猶風火金水土其
餘多くの神等を生みたまへること見
えり○日神は下文に天照大神とあり天日を知食と大神にましまさなり
日本紀に生日神。號大日靈貴。此子光華明彩照。徹六合。云々とあり
なほ天岩屋の條を見て知るべし○月神は月讀命なり月を知食と大神に

致^{トイヘリ}祈禱^ニ者^{トイヘリ}然^{トイヘリ}
則祈禱事^{トイヘリ}中臣忌^{トイヘリ}
部並可^{トイヘリ}相預^{トイヘリ}

この引給へる文は

天石遺段正書^{トイヘリ}の文

なり此を引きて勅^{トイヘリ}

命^{トイヘリ}ること真^{トイヘリ}に由緒

にかまへる御定な

りけり

又神祇令云其祈
年月次祭者中臣
宣^{トイヘリ}祝詞^{トイヘリ}忌部
班^{トイヘリ}幣帛^{トイヘリ}踐祚^{トイヘリ}之
日中臣奏^{トイヘリ}天神
壽詞^{トイヘリ}忌部上^{トイヘリ}神
璽鏡劔^{トイヘリ}六月十

二月晦日大祓者
中臣上^{トイヘリ}御祓麻^{トイヘリ}
云々宣^{トイヘリ}祝詞^{トイヘリ}常
祀^{トイヘリ}之外須^{トイヘリ}向^{トイヘリ}諸
社^{トイヘリ}供^{トイヘリ}幣帛^{トイヘリ}
者^{トイヘリ}皆取^{トイヘリ}五位
以上^{トイヘリ}卜食^{トイヘリ}者^{トイヘリ}
充^{トイヘリ}之^{トイヘリ}宜^{トイヘリ}常祀
之外奉幣^{トイヘリ}之使
取^{トイヘリ}用兩氏^{トイヘリ}必
當^{トイヘリ}相半^{トイヘリ}自餘之
事專依^{トイヘリ}令條^{トイヘリ}と
有り此は時代を
推量^{トイヘリ}るに忌部は
廣成宿禰なる事
疑なし其は此相

ませり○素盞鳴神素盞は進^{スサ}ひ意にて此神甚武くまし〜て進み荒びた
まひし故にかく申せり鳴は男なり○以^{スサ}哭泣^{スサ}爲^{スサ}行^{スサ}古事記及日本紀の
一書には御母の座を根國に往かんと思ひて泣くと宣^{スサ}へること見たり
此書また日本紀の本章の所傳にては御母の未だ根國に往座さる前の
事としたれば泣たまへる由縁詳ならず○人民天折は素盞鳴神の神性健
くましませる故に自然斯在^{スサ}しなりとは此神は此國の主と任じたまへれ
ば人民皆此神の統馭したまふ所たり然るに其御心の荒びたまへるから
國內の人民天亡せるものなり○青山變枯、青山は草木の生繁りて蒼々
としたる山なり枯は其の草木を枯して岬山と爲とを云ふ是亦此國主た
る神の御荒によりて國內の草木枯れたるなり威徳廣大の尊神なれば實
にかくあるべき理にて疑ふべきことにあらず○無道は字の如し古訓ア
ヤキナシとあり無味氣の義にて人の無道なるは物の味なきが如くなれ

ばなり○根國は地下に在る世界の名なり地の根底にある故根國といひ
又底の國とも黄泉國とも名づく○久保氏云此書また日本紀本章には漏
れたれど古事記日本紀の一書に據るに伊弉諾伊弉冉二神はもと天神の
勅を以て修^{ツクリ}理^{ツクリ}固^{ツクリ}成^{ツクリ}此漂之國^{ツクリ}と宣^{ツクリ}へるに由り此國に降りたまひ洲國
及萬物をも生み遂に日神を生て天の主とし素盞鳴神を地の主と定めた
まへるに素盞鳴神は故ありて根國へ往座^{イサヤ}しつれどもこの日神と素盞
鳴神とは御誓約^{ミウケヒ}に由りて吾勝尊^{アガチノミコ}生^{アガチノミコ}まし其御子遂に此國の君となりたま
ひつれば伊弉諾伊弉冉二神の御子孫此天と地とを統御したまふ事とな
れるにて是即ち天神の國土を修理固成せとの勅命を成し竟^{ツクリ}へたまへる
ものなり修理固成とあるは帝に此國土を造り成そのみならず人民萬物
を生じその國君を立て人民を統御せしむるに至るまで悉く其中に籠れ
り然れば二神の群品の祖たることは天神の勅を奉じたまへる所以にし

論を勅裁によりて静め給へるは大同元年なれども先^レ是と有れば相論の起れるは桓武天皇の御代よりの事なりけむを勅裁に事をさまりて後に其家の傳を求訪たまへるに時節を得て古道の頽廢をもて直し我家の衰微をも歎き羨し彼此の舊き慣を晴けむと

て天神の國土を修理固成せしめ玉ひしは此國土を造成し人民を住ましめ且つその受用する萬物を生じ又其君主を定めて之を統御し安穩に生活せしめ玉はんとなり此れその極る所は盡く吾人萬民の爲に非るは無ければ人たる者その神恩の大なるを知り其立たまへる道を守り其定めたまへる君を尊み片時も忘るゝこと無かるべく又かの修理固成の神業に倣ひ天神の賦與したまへる本性に悖ることなく人たる本分を誤らば其事業を怠らざらんことを務めばあるまじきものなり○清雄云久保氏の引ける此修理固成の神勅につきて大國隆正翁の三道三欲昇降圖説にねむかしくめでたき説有りまだ知らぬ人々のために。こゝに抄載してん古事記曰天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也この段深理種々有る段也これまでいふなきのかみいふなきのかみなと。皆かみとあるを此

爲て古語拾遺を撰録し奏達られたりと知られた

書契以來と云より敢以上聞と云までの文に心をひそめ此て旨趣を思ひ辨ふべし

倭然吾家の傳に本づきて録として自然に思部を上げ過ぎて實に違へりと所思ゆる事の無きにしも非ざる事

段より改めて命とあるは天神諸の命を受賜へる故也これより二柱の神國土を産給へるは神人を住ましめ給はん爲也然後。神と人とを生給へるは此漂へる國をツクリカタメナサシメ給はんためなり。然れば人の世に出来るは漂へる國をチサメカタメナサンためにぞある然れば古昔神の名にも人の名にも命といふとをそへていへるは彼神勅の未を持つ別て神も人も出世するものなれば也タトヨフとは定まらざるを云ふ。もと漂ひてなれる國なれば地球上の萬物萬事に定まらざりて漂へる事多かり。これ迄に定まれるは。これまでの神人のツクリチサメカタメナシ給へるなり猶定まらでたよへること多かるは今より後の人ツクリチサメカタメナスべきなり大を語る時は世界の教法いまだ一にさだまらざり云々皇國の古傳説は世界の本教にして遂には世界の教法みなそたれて此一道に歸すべき教法なれども當今は皇國の人とらうけひか

亦やことなき勢
なりかし

其は神代紀の一書
どもは諸家の記録
を採擷はれたる物
あるが其一書ども
を觀れば各々本は
其家の遠祖の事の
事と有けむと覺ゆ
る事も多かるを思
合せまた家々の氏
文藝記かど云物の
狀をも思合すべし
然るを疑齋の總
論に吾嘗讀_ニ古
語拾遺_一喟然廢

せ。これ此教法の妙を悟らざる故なり此教法を以て漂へる世界の教法
を一に定むる事今より後我徒の學者の功勞によるべし又萬國各主あれ
ども總主いまだ定まらず皇國の天皇それに定まり給ふべき幽契あれど
も萬國の人いまだその神慮を悟らざる故に定まらざる也これも又吾徒
の學者の多年の功勞によりて定まるべき也其は千萬年の後にあるべき
事なれども吾徒の學者今より其心して功勞を積むべき也小を語る時は
一身一家の事にも。たいよへる事多かり魚を見て人にや贈らん自や喰
はんと思ふ。これもたいよへる心なり家業をや勤めん物見にや行かん
と思ふ。これも又たいよへる心也其時輕重をはかり合せて重につく。道
を重しとして道につく者有り欲を重しとして欲につく者有り道を執し
てつぎとほそ志强からざれば欲にかたぶく心を制し修り理め固め成そ
といふ成功は遂難きものなり是其初天_ノ沼矛を賜へるいはれ也譬へば

レ卷而嘆曰古人
有_レ言曰水行_ノ者
表_レ深表不_レ明則
陷此書無_レ表也
恐童蒙之儻俚々
手陷_ニ於詐僞_一焉
篤胤云日下部ぬ
廣成宿願を律ま
詐僞とまで言れ
はいとも酷き言
かり故予もまた童
蒙の儻の此酷論に
陥らむ事を恐れて
下に次々辨へつ
廻窮論曰廣成之
奏_ニ此書_一不_レ過_ニ

前に遣らたる金あり拾ひやせん其ま、にやれかんと思ふは漂へる心也
道につく時は拾ひてもおとし、人を尋ねて返し欲につく時は隠して我
物となく道を執してつぎとほそ志强き者にあらざれば。おとし、人を
尋ねて返難し其金をもとへかへそは其人に修り理め固め成その成功を
とげしむるもの也然ばかり道につく志强き者は人も尊び親しみゆるそ
により我事業も又修り理め固め成を成功を遂る者也此たいよへるくに
をつくりをさめかためなせとのりむらてあまのぬぼこをたまへるは萬
物の性の根原也くには萬物を載せるものくには大綱なり小目にわけて
くにと云語を他の語にうつして見れば皆物の性となるいといと神妙な
る神理也譬へば稻の如き炎天に枯れ老天に朝ひて生長するは沼矛のつ
きとほそ氣象強きところ也食となりては人の血を修り筋を理め骨を固
め生育を成そ然れば稻は人生れて生死定まり難くたいよへるをツクリ

乎愁_ニ訴齋部氏之衰廢_一也巳

篤胤云疑齋の此語は桂秋齋といひ一者の説を信りて其に本づきたる論をり然れども古語拾遺の書齋部氏の衰廢を愁ひ訴ふるを專とせるに非ず此頃はいたく故實に違へる事とも多くされる事を嘆き絶廢れたる故實を繼興さむ事を希ふを主として自の家

ヲサメカタメナス物にぞ有りける。おほよそ此天地間になり出づる物に此性理を具へざるは有らば草木の天にむかひて生長するは皆つさとほと沼矛の氣象にて家となり船となり食となり礎となる皆ツクリチサメカタメナス道理也金石の類も朽を枯せいつまでも質を改めぬは。つさとほとぬはこの氣象にて諸器となり礎となるは皆ツクリチサメカメナス道理なり然ればつさとほと氣象をもと、して。たゞよへる物をツクリチサメカタメナスを成功とするは人ばかりにあらば天地の性なりこれを性の大綱とぞ此三道神道人 三欲 神欲人 欲欲欲は神と獸との中間に居てもはら天地を經營する人性に具れる物にして其三道三欲の權衡によりさまざまになり行くものなればこれを人性の小目とぞ

又天地割判之初天中_ニ所生之神名曰_ニ天神中主_一

神_一次高皇產靈神_ニ是皇親神留伎命_一 次神皇產靈神_ニ是皇親神留伎命_一

の衰微たるも故實の廢たる一事ある故に稱されたるも有り苟も其家に生れて皇神の道の衰を以て、厭止あるべき物かは單に善が家の衰微をのこし、たらしむるもた然かあらむまゝして然はあらぬものをや蓋言昔在中臣齋部兩家襲祖竝執_ニ祭祀_一無_ニ復_一雌雄_ニ中世_一以來惟中臣氏專奉_ニ

親神留彌命此神子天見屋命即中臣朝臣祖也

天地割判之初は古事記に天地初發之時と有る如き古語に填てたる漢字なり。さて其古語は唯弘く此世中の草創の時といふ義なる事既に引たる六人部叟の説の如し○天中所生之神名は此も古事記に於高天原成神名とある如き古語に填てたる漢字なり然て其高天原の成初めつる傳は皇國には傳はらざ然れども皇國の濫觴の委しく傳りたる古傳より推及して考ふる時は其概略は量知らる、事また其高天原も此處に見ゆる三神の銚造給ひしなる事はいふまでも無きを其高天原に成坐とは他し恒星球より遷幸坐といふ義なる事また其を生まると傳へし事など六人部叟の精考有れと言長ければ得引出て是同叟云古書等に天何又は阿麻何ともいへるに六義有り其二は高天原を指して天といふは則天神參_ニ天_一天降_ニ天_一原なとやうにいふ天は何も高天原の事にしてこれを天

其職一或行險以
 徵一幸擢至三台
 位一瓜瓞之蕃
 々般隆。齋部則
 不レ然逐レ世類
 壞。子孫孽庶僅
 々不レ絶喪狗之
 愛累々無レ己方
 今國家降ニ詔群
 臣一制ニ造洪範一
 將ニ以傳ニ於不
 朽一焉。翼主上
 因ニ已所ニ奏眇
 復ニ皇祖創業垂
 統之往躅一顧ニ念
 臣下守レ官供レ職

といふ事の根元には有りける二には其高天原は高く虚空に在れば虚空を指しても天と呼へり其は天往や鶴。天傳日。天飛や雁などいふ枕詞を始め天原。高天原にして其國の事を呼時には天原と詔給へり然るを芳葉集などにはアマノアメノワヤミなどいふと同趣にて天を平原に見なしていへる也されば高天原にして其國をさして呼ぶ天原とは言の義異なり此を師平田翁の一向に誤れるなりと云はれ一は精一からずなどいふ云ひ天津御虚空とも重ねて云へり三には天にて製造る物を稱へて天何といふ天沼矛。天鹿兒弓の類なり四には天在りし物の直に降下るを稱へて云ふ天香山。天山などの類なり五には天にて製造せる物を皇國にして擬造れる物をも天何と呼へり天八十平瓮。天手扶などは是也六には大國主大神の坐まを出雲。大社を指して天宮と云ひ甚しきに至りては其を直に天とのみも云へり此は此大宮は天津神の御量を以て製造せる大宮なる事は記紀の上にて著明なれば天宮と云ふべき事は本よりの事には有れど此大神は一地球の幽冥政を執政し給ふが故に皇國

之前勳ニ而繼レ絶
 興レ廢更ニ與ニ中
 臣ニ相並而掌ニ其
 職ニ是臣之所レ望
 也

篇胤云以上の言。
 本書のかたへの旨
 をよく得たる論な
 り古道の類境をも
 て直一我が家の事
 をも裡にかく思は
 れけむ其を何の情
 むことか有らん
 豈其然乎太古之
 世天兒屋命太玉
 命掌ニ祭祀ニ而兒

は更なり一地球中萬邦の幽政に關り給ふ神等は恒に往來し給へるを其往來し給ふは虚空を翔りて往し給へれば即其大宮を指して天とのみも呼へり此は皇國のみならず漢籍どもに所謂天とのみも天宮。天命。天道など有るは多くは此幽冥宮を指したると其幽冥宮にして執政し給ふ幽政を指したるなり。其和漢の徵證は委しくは願。幽順考論に擧げおけり。此區別を能心得置かざれば古書を見るに惑はしければ先心留置さて忘るべからざ○天御中主神は天中央主神といふ義なり。御は與と云ふも同じ主は之を統領する義にて大人ツと同じ六人部叟云此神に天と稱申せるは他天神等を此國よりして天何と稱申せる例とは異にして本來より高天原にして稱申せる御名なるべし二柱産靈神の御名も此國にして稱申せる御名には非ざるに思合せても然る事とは量知らるゝぞかし然れば天にしてまた天御中主神と稱せるは其高天原より天と指すところありて。其はその遷幸一ツ。其御中主の義なるべく

屋命爲_二之司長_一云々

篤胤云兒屋命を太

玉命の司長と思へ

るは古書_一の學問の

未_一ければなり此

二柱神はわづかに

左右の遠のみある

物をや云々

故及_二寶龜中_一

供_二大殿祭_一改_二

奏_一辭_一曰_レ率_二忌

部_一雖_レ非_二舊式_一

是其勢也

此は本書の所遺五

也の説を承て論へ

思_レたり然らば其高天原の本御國を次々に元へ推及ばし云ふときは彼
恒星天の衆星の國をも此三柱神等の踏造坐_レまして其總體の天之御中主
と坐_レま_レと神なるべし事推量り察_レられたり○高皇產靈神。高は其靈德の
高く顯はれたる意。皇は尊稱。產靈はウムスビのウの略かりしにて
に此_レ以_レ神記_二司命_一也ウムスビマツリと見_レに仁德天
皇紀の野に胎生子をカリコムと有るを思合_レべし。宇の如く物を産_レを奇々妙々な
る神靈なり。ムスコ、ムスメ、など。神皇產靈神。皇產靈。は上に同じ神は高に對し
て隠れたる意有り。皇は天皇が也親神魯伎神魯彌は_二大國叟_一云ムツはム
ツマシムこ、るうみの父母にかはらせおもはしめとといふ意なりカム
ルギカムルミは古言にカミカムカムルとはたらく一つの詞有りて其詞
の意は人の及ばぬわざをして人をしたがはしむるをカミカムカムル
と活かしいひしものならん其詞を体にしてカムルといへる也。キは男神
をさし_二ミは女神をさ_一となり。此三神は_二獨神成坐_一而隱身也と古事記に

る也是其勢ある事
は論ふまでもあけ
れどそれ漢風の故
實を乱すいと悪き
勢なり我が大御國
の道は何事も然る
勢に乗らず舊式を
守るぞ皇神の定給
へる御制なる

廣成不_二自揣_一漫

欲_二相抗_一何其趣

也

篤胤云舊式に違へ
る事なる故に廣成
の愁_レ厭いと理たり
此を疑_レとも云へ

見_レて現身の神にはましまさねば女男とは申せと現身なるとは自ら同
じからせ故此二神の御間に神をも物をも産成し給ふと雖も現身の神の
女男御合まして生坐せるとは異にして其神靈の互に相感應する奇妙な
る御神德より生々化々することなりさて萬物は皆此二神の産成たまふ
ことは御名にて明かなる中にその事の顯はれたる方は高皇產靈神の掌
りたまひ幽れたる方は神皇產靈神の掌りたまふなり此を近く漢語にて
譬ふれば高皇產靈は陽の德。神皇產靈は陰德と心得べし。陰陽と云ふ理は無
居翁_ハ甚だ非られつれど全く其意なきにあらざり即ち此二神の功徳の形容
を假に名づけたるものと思ふべきなり詳ある事は古史傳に就て見_レべし。古事記の序表に
乾坤初_レ分_レ參神作_二造化_一首_レ陰陽斯開_二二靈爲_三非_レ品_一祖_一とある造化三
神とは則此三柱_一大神を申せり○天兒屋命云々此神の中臣氏の祖なる
ことは諸書に見_レて疑ひなければ此を神皇產靈神の御子とせるは甚だ
き異傳にして誤りなり其は日本紀に_二興台產靈之兒_一と見_レ姓氏錄に藤原

るは何ちふ誣言ぞ
も云々
朝家斥ニ其奏ニ而
弗レ用不ニ亦宜ニ
手

篤胤云古語拾遺の
奏を斥け給ひて
と何等の罰に見
たるにか此は成
乃奏をおほにさ
置れたるを見ての
推量なるべいかく
道理の至極なる懲
罰を然も用おす
おほにさ置れ
は亦一の所置なり

朝臣ノ出レ自津速魂命三世孫天兒屋命といひ舊事紀に津速産靈尊見市
千魂尊見與台産靈尊見天兒屋命とあるを正しとぞべし舊事紀も此段は古
傳に據れりと開ゆ
れば取
るべし天兒屋命は官幣大社河内國牧岡神社また大和國春日神社に齊奉
られ給へり因にいふ此神初めて神代に所
謂神代文字を製られとぞとて此書は忌部氏の衰頽を歎き中
臣氏の盛榮を憤りたる趣意もて書けるなれば毎も忌部を揚げて中臣を
貶したる事多しされば此處も忌部は先なる高皇産靈神の御子なるに中
臣は次とましまそ神皇産靈神の御子なりとして其中に自ら上下の差別
あるを示したるものと聞たり然れども此れ實は齋部氏の私にて中臣
忌部相並べる中にたどへば中臣は後世の左大臣忌部は右大臣と云ふが
如き等差あることなり○さて上の造化三神の古傳説は吾國のみの古傳
にあらそ各國とも少御名は異れど必傳へありしを失ひたる國も多か
り中にも赤縣州今支那にも印度にも聊傳りある事赤縣太古傳印度藏志に

か

且上古已來未
始有居顯々
之職者上下翅
至當時而然
也而自稱陵遲
衰微乃巧說表
辭動躋鼻
祖以爲愁訴張
本

篤胤云遷々岐命御
天降の時に天兒屋
命布刀玉命に天照
大御神の勅給へる
御言に爾二柱神亦
侍二同殿内二而取ニ

委く師は説れたり

其高皇産靈神所生之女名曰栲幡千千姫命天祖
天孫
彦尊之其男名曰天忍日命大伴宿
禰祖也又男名曰天太
玉命齊部宿
禰祖也

栲幡千千姫。栲は木名にて此を以て織れるを栲布帛と云ふ借字は千々は縮
の義にて其布帛の縮みたるを云ふ今も縮又ちりめんなど云類なり此神
機織ることを善たまひける故の御名なるべし○天祖は天孫に對して天
なる御祖を申と稱なり故に天祖天照大神とも稱し又吾勝尊より彦瀲尊
までをも申せり天祖といへば天照大神の御事
の如くされるは近世の事あり天忍日命御名義大し日と稱へた
るなり日は奇麗の
比にて尊稱也大伴は其帥る部の大なる由なり猶神武天皇段に出た
り○天太玉命神名祕書に太玉申命とあり然れば岩屋戸の前にて太玉申

持御前事一而爲
 政焉と詔ませる由
 緒によりて此二姓
 神を五十鈴宮に并
 せ祭り給ふ木の由
 を思ふに兄屋命の
 裔はこよなく衆に
 太玉命の裔はこよ
 なく衆へたり此を
 傳より見るに悲
 しき物をいかでみ
 づから其其微々歎
 かで有らるべきこ
 れいと正しき後魂
 あり助すれば原
 祖を踏むことも正

を捧持て奉り玉ひし故の御名と知るべし賢木等に玉の劍の木編を掛けたる即太玉事なり○齋部は
 息み清めて仕奉る部の義にて此神は神に奉る種々の物を造る諸部を率
 るたまふを以てかく申せり元は首の姓なりしを天武天皇の御代に宿禰
 の姓を賜へり此事亦下に出づ清雄が故友古川躬行云按延暦廿二年三月乙
 丑○右京人正六位上忌部宿禰濱成始改忌部一爲齋部一者然則稱延暦
 已往之古事一者宜用忌部一此書諸本忌齋而用無差別一恐非是○さて
 天太玉命は官幣大社安房國安房の神社に齋奉られ賜へり猶下に云へり
 太玉命所率神名曰天日鷲命阿波國忌部手置帆負
 命讚岐國忌部彦狹知命紀伊國忌部櫛明玉命出雲國忌部
 天目一箇命國忌部祖也筑紫伊勢兩
 此諸神は各々その職する所ありて神事に用ふ物等を造りたまふ忌部の

一き御國人の古風
 あるものをや

遂日起自天
 降一消乎東征
 扈從群神云々未
 入ニ班幣之例
 猶懷ニ介推之恨
 篇風云此も下に學
 たる廣成宿禰の辭
 あり其下に委く注
 せれば文を云々た
 る也
 其雖レ訴ニ陳乃祖
 之預ニ奠而陰希
 已躬之擢用一胡
 可レ不レ謂ニ黠譎

神等なる故に皆齋部の統領たる太玉命の之を率む玉ふなり○天日鷲
 命。名義未だ詳ならず○阿波國忌部のこと下に云ふ○手置帆負命。こは
 木匠の祖なれば手を下に置きて小さき尺を量り手を廣げて一尋二尋と
 大なる丈尺を知る由なめり○彦狹知命は。度量知なるべし彦は日子にて日
 は美稱は子は男
 の稱○讚岐紀伊の忌部も下に出づ○櫛明玉命。櫛は奇の借字にて奇靈
 なる由の稱名。明玉は字の如し玉作の神なれば如此申せり○出雲國忌
 部忌部の二字は舊本無し出雲より玉を奉れること下文及神祇式に見ゆ出雲
 に玉作の郷あり玉作は此神始めて玉を作りたまひてその後裔これを職
 りた故に云ふ○天目一箇命。此神御眼の一にてましたる故に申せるな
 るべしと云へり文字を以て思ふに然るべし日やも一眞の義からば
 此字は計くべからず○筑紫伊
 勢兩國忌部詳ならず○神名帳に阿波國麻殖郡忌部神社或號ニ麻殖神一亦
 號ニ天日鷲神一と見ゆ播磨國多可郡天目一神社あり又紀伊國名草郡鳴神社

便佞_レ邪云々

簡胤云皇美麻邇々
藝命の御供の所神
の中にては太玉命
は天祖神の命もち
て殊に皇美麻命を
託給へるばかりの
有功神なり此神よ
り下るる神たちの
舊く班幣に預れる
も多有るを其首た
る祖神の此時まで
奠に預らざらんに
其裔として歎かず
て有らるべきかは
またまどか既陳ず

は手置帆負命なるべく常陸國をはじめ諸國に盾籠神社ある是彦狹知命
なるべし周防國佐婆郡玉祖神社とあるは玉祖命古事記曰玉祖命者玉作連等祖にして櫛
明玉命と同神なり一説に大和國高市郡櫛玉神社○此神とせるは名の似たるよりの誤あり

於是素戔嗚神欲_レ奉_ニ辭_一日神_ニ天照_{大神}昇_レ天之時櫛明玉命
奉_レ迎_レ獻_ニ以_ニ瑞_一八坂瓊之曲玉_ニ素戔嗚神受_レ之轉奉_ニ
日神_ニ仍_ニ共約誓_一即感_ニ其玉_ニ生_ニ天祖_一吾勝尊_ニ是以天
照大神育_ニ吾勝尊_ニ特甚鍾愛_一常懷_ニ腋下_一稱_ニ曰_ニ腋子_一

今俗號_ニ稚子_一謂_ニ和可古_一是其轉語也

於是は又天地剖判之初云々の一段を隔て上なる早退_ニ去_ニ於根國_一矣に續
く文なり○天照大神は天に座_ニ々_一て照りたまふ由の御名なり
テラスは歸るをカヘラス宿

らむ愁へ苦む事の
有れば神もくは
君もくは親に厭
ふる事は人のやこ
となき真情なる物
をやててうれに就
ては已が躬をも地
祖の功績によりて
拙用おられむ事を
希はむもふでふ事
か有らむ此は師説
にも已が躬を榮や
さむ事を希ふは人
の真情かり先祖父
母への孝なり然る
に身の榮えを希は

るをヤドラスかどいはゆる良行四段活を佐行
四段活にいふ微語にて照_レ天_ヲの謂にあらず
様にわれを誤れるものなり且つ其事甚略して詳ならざれば今日本紀本
文を引べし「於是素戔嗚尊請曰吾今奉_レ勅將_レ就_ニ根國_一故欲_ニ暫向_ニ高天
原_一與_レ姉相見而後永退_上矣勅_一許_レ之乃昇_ニ詣於天_一也云々始素戔嗚尊昇_レ
天之時溟渤以之鼓盪山岳爲_レ之嗚响云々天照大神素知_ニ其神暴惡_一至_レ開
ニ來詣之狀_一乃勃然而驚曰吾弟之來豈以_ニ善心_一乎謂當_レ有_ニ奪國之志_一歟
云々奮_ニ稜威之雄詰_一發_ニ稜威之噴讓_一而徑詰問焉素戔嗚尊對曰吾元無_ニ
黑心_一但父母已有_ニ嚴勅_一將_ニ永就_ニ根國_一如不_ニ與_レ姉相見_一吾何能敢去是
以跋_ニ涉雲霧_一遠自來參不_レ意阿姉翻起_ニ嚴顔_一于_レ時天照大神復問曰若然
將_ニ何以明_ニ爾之赤心_一也對曰請與_レ姉共誓夫誓約之中必當_レ生_ニ子_一如吾所
生是女則可_ニ以爲_ニ有_ニ濁心_一若是男則可_ニ以爲_ニ有_ニ清心_一云々既而素戔
嗚尊乞_ニ取天照大神鬚鬘及腕所_一纏八坂瓊五百箇御統之玉_一濯_レ於_ニ天眞

ざるは名をむさばる漢人の一わざなりと言はれたり然るを點讀便候と云へるは論者これらの字義をよくも識らずて用はれしにやさて今こゝに云云と切たるは皇子たちの御末また道臣命武内宿禰の胤なども中古には國政を執りかど其後は衰へたるかとの例を擧てまて其餘の家の衰微

名井噉 然阻斷而吹棄氣噴之狹霧所レ生神號曰ニ正哉吾勝々速日天忍穗耳尊次天穗日命次天津彦根命次活津彦根命次熊野櫛樟日命 凡五男神矣是時天照大神勅曰原ニ其物根一則八坂瓊五百箇御統之玉是吾物也故彼五男神悉是吾兒乃取而子養焉云々とありこれ天照大神の御玉を素戔嗚尊の嘴て其御口より吹生し玉へるなれば天照大神は父の如く素戔嗚尊は母の如くにて皇統の天照大神より出たること明かなり若し此書の説の如く素戔嗚尊の奉り玉ひし玉より生出まゝととる時は畏しや皇統は素戔嗚尊より出たまへることとなりぬべし是容易の事に非ざれば日本紀古事記の正傳に従ふべし此書及一書等の謬説を取るべからせ○さて誓約は此文字の如くなれど又祈字を書きたる所あり且つ徧く宇氣比といふ事の例を考るに誓約ふ意。祈る意。またトふ意などを兼たる詞なり○吾勝尊この御名義は素戔嗚尊の誓約に勝ちたまへるにより正哉吾

を歎くべからぬ由を論へりされど他家の衰を見て已が家の衰を歎かずと云ふことは人の真情にあらざるものや齋部頗厥亦有レ命哉 篤胤云これ漢學者流の常談なり 夫皇帝始即レ位也大ニ嘗於神祇ニ王公百寮羅列匝拜中臣奏ニ天神之壽辭ニ齋部奏ニ

勝と宣ひし故なること日本紀一書に見たり○鍾愛。鍾は聚也と字書に見ゆ○今俗云々。稚と云ふことは古くよりありて神名人名などにも多し然れば稚子を和可古と云ふも俗言とは爲難し此書の説はたゞ御腕に懷き玉へるより腋子と云へるに付て言る一説なるべし○久保氏云天上の大君とまします大神の御子を愛みたまふこと如斯し是實は人の親たるもの、然る可き所にて父母は慈愛を以て其道ととるは云ふまでもなくたゞ鳥獸の子を愛する類に非ざ 膳。巴提使の言に敬受ニ絲綸一陶ニ勞陸海一櫛風沐レ雨藉レ草班レ荆者爲下愛ニ其子一命引紹ニ父業ニ也と云はれし如く親の業を紹て天朝の御爲とせしむるを以て子を愛する本意となそぞ吾國人の真心なりける○又云誓約の段の事は幽顯未だ分れざる御世にして然かも天壤無窮の皇統これより起元せし時の至大至重なる御事實なれば固より人意にて測り知るべき限に非ざ故に其の尋常の理に

言ならん其は寶器
 とは神璽、鏡、劔の
 御事あるが此二種
 のこよなく重き寶
 器なる故にこそ天
 御祖神の御定のま
 にまにいと上古よ
 り太玉命の裔の忌
 部氏の掌り來つる
 職なれ然るに其氏
 人に奏さしむる事
 は廢職に涉ると云
 ふこと何をもて言
 出られし論ならむ
 此は案ふに忌部氏
 の位階を八位と定

杭申を刺置て農人に 踰アナラウを害はしむるなり○生劍逆劍は生たる馬を逆
 さまに劍たることにて一事なるを如し 此云ふは古言の一格也○屎戸ソコナ
 れも本注に以て屎塗フ戸とあれど紀記を按ざるに然らば戸は閉とよみへ
 りを略せるにて屎放フの義なり○天罪は大祓詞に以上の罪どもを天津罪
 とて擧られたり天上アメにて素戔嗚尊の犯したまへる罪なればなり○さて
 この罪どもの事まづ保食神の御身に五穀牛馬蠶等の生出たるを天照大
 御神喜ばして五穀を田に殖ゑ又蠶を養カひ玉ひ衣食の源を起えたまへり
 然るに素戔嗚神畔放溝埋などの事もて之を妨げ玉ひ又その稻の出來た
 りし時新嘗ニホヒさこしめさんとて新嘗殿にましましける時素戔嗚尊その新
 宮の御席下に屎フまり散らしたまひ又忌服イミハダツ殿にて神衣を織らしめ玉ひし
 に素戔嗚尊天の斑駒フネコを生ながら皮を劍ぎて服殿に投入れたまへり此事
 ども古事記日本紀などに見たり而して此罪ども皆保食神の御身より

られたる故に然る
 昇き位階の人に舞
 さしむる事は可畏
 き事ありとの職な
 るか然も有らば忌
 部の位階を高く進
 め給はん事をこそ
 奏さるべきに其を
 停トメ廢トスむ事を請され
 たるはいかなる事
 にかそもも位階
 の高昇は唐にから
 ひて當時還からず
 定められたる御制
 なるを然る後の制
 に因循て天御祖神

生ナれる衣食イシクを妨害サマシたまへるより其は初め保食神又大宜都賀比の口より出せ
 るものを饗ウケへ奉りけるを素戔嗚尊甚だ怒らして之を斬殺し玉ひ其神の
 身より生れる物を日神の愛し玉ふを由なきことに思はしけんからに禍ツミ
 津日神ツヒの御荒びとして御保食神の功德に成れる衣食の事を妨害玉へる
 なり然るに此古意を失ひて既に日本紀の一書にも素戔嗚尊姉の御田を
 妬ネタみて損害ツケたまひし由なる傳あり此書にも刺申相争なども云へるは都
 て探るに足らざる謬説なり此天罪は固り然る事にあらざ即ち伊弉諾尊
 の黄泉ヨミの穢を惡みたまふ御靈によりて生坐シし、禍津日神の保食神の身
 より出せる物の汚穢を思み惡みたまひて荒びたまへる深遠の理あるこ
 となるをや此事は古人皆説得ざりしを師(平田)翁の考實に神意○中臣祓詞は即ち
 大祓詞也大祓の時中臣の之を宣る故に中臣祓詞とはいへり後世中臣祓
 どのみ云ふは聞えぬ名なりそは祓は事にて詞に非ず此詞は祓詞なれば

の重き大御定を傳
 爾ると云事の有る
 べきかは菅原文時
 朝臣封事に以ニ香
 防一爲レ無レ所レ用
 而與必有ニ水敗一
 以ニ香禮一無レ所
 レ用而去レ有之必ニ
 乱也ニ云々昔子貢
 欲レ去ニ告朔之饌
 羊一仲厄不レ許以
 爲羊在猶所三以
 識ニ其禮一也と言
 ばれ一をも思ふ
 一此は御祖神の御
 定ま一て人世とる

なり但一中臣故とのみ云るも稍ヤ古きことにて西宮北〇五葦また今昔物語かどに見えたり又
 大神宮年中行事には中臣ノ祓祭文といひ朝野群載には中臣ノ祭文とあり又左經記には
 此書と等と異り〇織織之源起レ於ニ神代一とはこゝに織室の事あるにつらて
 臣ノ談論とあり〇織織之源起レ於ニ神代一とはこゝに織室の事あるにつらて
 織を養ひ機織ることは神代より有りし由を注されたるなるべし此は委一
 一書に見
 ねたり

于時天照大神赫怒入于天石窟閉磐戸而幽
 居焉爾乃六合常闇晝夜不分群神愁迷手足
 罔措凡厥庶事燦燭而辨

古事記に須佐之男命勝佐備に天照大御神の御營田の畔離ち溝埋また大
 嘗開食と殿に久曾麻理散しき故天照大御神不答而詔く畔放溝埋るは
 地を惜しとこそ我那勢命如此爲つらめ久曾などは醉て吐散とこそ
 我那勢命如此爲つらめと詔直し玉へども其惡態轉ありと有りて此天

りても神武天皇の
 御世より聯綿に絶
 る事なく當時まで
 草め給ふことなく
 既く令にも式にも
 記されたる無上重
 き大御禮なる物を
 や然るを官々一げ
 に此に擧げて此を
 も忌部を貶す言代
 と一たる日下氏ハ
 古學を何とせられ
 けむ

津罪の種々も始めは如此詔直したまへるにて是れ祝詞に所謂る神直
 日大直日に見直し聞直と云ふ是なり其は神直日大直日神は天照大御
 神の和魂にまを須佐之男神の御荒びは即ち禍神の禍事なる故に直日
 神の之を見直し聞直したまふものなりも〜禍津日神は荒魂直日
 神は和魂なるがこの荒和二魂は天照大御神須佐之男命のみならず何れ
 の神にも又人にもろのはど〜に備はり在ることにて今吾輩にても人
 の非道なることを行ひたらんを堪へ忍びて怒ること無く所謂忠恕の心
 を以て待てるは即ち直日の御靈に由ることなり中にも人の上たる者な
 どは殊に此心無る可らざるものにて仁と云ひ慈と云ふも皆この和魂の
 徳用なり天照大御神は天上の君とましまして天地を照臨し萬物を生み
 化育したまふを人に上たる者はその大御心を心としその大御業に代り
 て此の蒼生を愛撫するなれば恐くも此の大御神の大御心を體して仁恕

長元即位其裔爲
 賀復ニ舊典一織
 供ニ奉之ニ蓋爲ニ

一時之榮一目之
 已來無復開矣
 齋部至レ此終失
 其職一錄々備員
 而已暨於輓近
 子孫蔑爾祀典攸
 レ秩儻逢當
 レ用其人則假
 代以他姓一號
 曰忌部代一既
 爲恒範其傾
 替緊天也亦未
 如之何一已矣
 篤胤云長元は後一
 條院天皇の年號に
 て其十年と云ひけ

の道を怠るまじきものなり而してその和魂は如此惡をも善に直し仁慈
 愛憐の徳ありといへども若し徒に之れのみカクニに偏る時は所謂勇斷の事に
 乏しく義を見て進み奮て事を爲すこと能はず其慈仁も反りて衆の爲に
 不仁不慈とあること無きに非ず是に於て手必を荒魂の助けありて其弊
 を救はざばある可らざるなりこれ大御神の赫怒して天石窟に入りたま
 へる所以にぞありける赫怒は雷氏云赫然而怒也詩
 大雅皇矣篇王赫斯怒 ○天の石窟は久保氏言熟
 く此時の状を思ふに此は一通り尋常の磐窟のみに非き必き世にその大
 御光を顯はし玉はざらん爲に殊更に深濶なる幽窟中に隠れたまへるも
 のならんとおぼゆともく日光はこの大御神の大御身の御光なること
 は今更申すまでも無ければ佛説に日天子の事を其身、光明日宮を照し
 宮殿の光出て日界を照らし日界の光明四天下を照らすと云る如く其原
 は大御神の大御身の御光がらこれより彼に傳ふるまにレく彌々益々

る年に後朱雀院天
 皇即位せり此年
 の四月に長曆と改
 元あり爲賀より後
 に開ゆる事無しと
 有れど此より二百
 八十三年後文保二
 年十月御即位の時
 の事を宮主秘事口
 傳抄に記して神祇
 少副齋部平典とい
 ふ人の仕奉れるよ
 一見えまた嘉祿三
 年九月伊勢公卿勅
 使を立ちる、處に
 齋部慈親といふ人

光明の照り添て現に仰ぎ見る如くなるにぞありけるか、れば尋常の御
 殿ならんには云も更なり磐窟ならんにも其を相徹して御光の輝やくべ
 きものなれど此時は殊更に御怒まして世に御光を及ばせじとの御心な
 りしからに尋常ならぬ幽深なる磐窟に入りたまへるならんとは推量り
 奉るなり○六合は上下四方を云ふ常闇はいつもいつも闇黒なるありそ
 もそも天國は常理をもて云は、晝のみなるべけれど如此云へるを按へ
 ば人の得知らぬ理由有りて晝夜の別有るあり○群神愁迷は天上に君た
 る大神の岩屋に隠れまして常闇とされる故に他神はまことに愁ひ玉ひ
 けん尙古事記によれば惡神の音かひ狹蠅如と涌き萬物の妖オホヒ悉く發り
 きと見えればその世の状いかに妖々しかりけん想像をべし○燦爛は
 日光無き故に火光を借りて事を辨へしかり猶この常暗のことにつきて
 はた皇國の昔し語りにして各國には其傳へしとして彼是非難せる輩

見は建武元年九月
伊勢使を立ちらる
處に齋部親重と
いふ人の幣帛を授
たる事も見ゆ然れ
ば彼家の絶たるは
なほ是よりは後な
りけり

と言ひて條々し
て國史に漏たる
事また違へる事
をも甚く咎めま
た古意を得知ら
せて咎たる事も
多有はいとも心
なき論なりかし

もあれども是は彼國等漸く潮沫の變ていまだ國土をささる人類も住ざ
りし大古あるものをや

高皇產靈神會八十萬神於天八瀦河原議奉
謝之方

古事記には八百萬神たち天の安の川原に神集ひてとあり此れ多くの神
等の自ら集會したまへるにて他神の命令に由れるにあらま是れ眞に然
るべきあり此書に高皇產靈神の勅して會集たまへりとせるは後の天孫
降臨の時などの事より紛亂たる傳説あるべし○天の八瀦川は天上ある
川の名あり○議奉謝之方はいかにして御怒を和せ奉らんとその方法
を評議したまふあり○さてこゝある八瀦川の事に附て是は近江國ある
安之川ありといふ説を立たるありそれよりして同國にある三上山を

師の疑齋神に言れ
しは疑齋の書よく
論ひて悉當れる説
あり然れども其當
れりと云ふは世間
ふらふべたる漢人
流の議論の當れる
にて古意をもて見
れば又當らざる事
も多かり其は古語
拾遺の書子が思ふ
は古へにあらざる
誤り有れど中には
珍しき事古事記
書紀には漏たるが
此書に傳はれる事

天照太神の山陵さぞといへる愚説家あり必かゝる狂人の説に迷ふ事あ
かれ本傳は天國にてありし古傳あり此地球上の事にあらぬものをや
爰思無神深思遠慮議曰宜令太玉神率諸部
神造和幣

思兼神は多くの神の思慮を一神にて兼備へたまふ由の稱あり故に此神
深く遠く思ひ慮りて大御神の御怒を和め奉るべきことを議定したまへ
るあり○太玉神率諸部神は前條に出たる如く木綿を作り矛盾を造り
玉を作り鐵器を鑄る類の諸の部々の神たちをば太玉命之を總べ率ぬた
まふあり○和幣は爾岐豆とよむ和栲の義々へは絹布の類の惣名なれど
こゝは其のみを奉る幣帛の物を云へり

仍令石凝姥神鏡作遠祖也取天香山銅以鑄

も多かり正史に違
へりてて必是を非
とそべきに非ず古
傳説は正史に漏た
る事のなか無か
らむまた正史は違
ひて傍の書に正し
く覆れる事もなき
無からむ借また予
此書論はむには
此論に出ざる外に
なほ誤は彼此あり
て此に論はれたる
事にはかへりて然
も非じと思ふ事多
くまづ此書尾部を

日像之鏡ニミルミナ

石凝姥天糠戸名義未詳から老神名帳に大和國城下郡鏡作伊多神社鏡作
麻氣神社あり鏡作は此神鏡を鑄造りたまひその子孫この業を傳へて世
々朝廷に仕へしかば鏡作連の姓を賜へるあり○天香山は天上に在る山
の名あり此山後に大和國に降りたり是今の和歌山なり猶大和國
なる香山の事神武天皇の段に見えたり○銅は借字にて赤銅を云にあら
老古事記には鐵とあり實に鐵なるべき由師(平田)翁の説あり古史傳に載て
見るべし
○日像之鏡は日神の大御身の御光の如く照り明かなる鏡といふあり日
本紀一書には圖造彼神之像とあり之に由りて日神即日にて日の像
を圖して鏡を造れる如く云ふもあれど然ら老此御鏡は固より下文に明
麗如_ニ汝命とみゆ古事記にも此御鏡のことを益_ニ汝命_ニ而貴神とも
ありて日神の御光を圖し造れるにはあれど一つには御影を寫し奉らん

上げ測ぎて實に違
へりて見ゆる事は
信に多し然れども
是は必然も有るべ
きものづからの勢
ありいかにと云ふ
にまづ神世におき
て中臣と忌部との
等差はこの論に云
はれたる如く忌部
はや下りたり然
れどもまた大かた
相並びてひとく
開ゆる事も有るを
中臣の榮は云ふば
かり無く忌部の衰

ためなること是も古事記の趣にて明かなれば直にその御形を摸せるに
はあら老思ひ混ふること勿れ

令長ナカ白羽ハク神カミ伊勢國麻績マニ祖ナリ今イマ俗衣ソコイ種ウエ麻マ以テ爲ラ青アヲ和ニ
幣ヒ古語爾コゴ令ナカ天アメノ日ヒ鷲ウツ神カミ以テ津見ツミ咋クヒ神カミ殖ウツ穀カ木キ種タネ
以テ爲ラ白ハク和ニ幣ヒ是木綿也以上二
夜ヨ替カ更カ也

白羽の白は色をいひ羽は布帛を云ふ古言と聞ゆ下ある羽雄ハツチの羽ハ服ハカ
の波ハコ羽衣ハコの羽ハと皆是にて薄くひらめくより云るならんさて此を俗
言とせるは非なり長は布帛の長さ由なるべし神名帳に伊勢國多氣郡麻
績神社あり和名抄に同國同郡に麻績ありて乎宇美と訓めり後世まで此
國に麻績氏ありて麻を績ウミて荒妙アラカサを作り大神宮に進マシれることあり○青
和幣は麻の色木綿に比さればや、青アヲ故あり○天日鷲神の下に一本に

はこよき一彼神代
のけぢめの類から
むや然れば他より
見てだに此息部の
疑はいといと悲し
く歎かば一き事な
れば況其家の人の
歎はいとことわり
なる事にてそれに
付てはいさゝか言
過したる事もたの
づから有るべきわ
ざなりまた信に此
書にいへる如くあ
る事もなごか無か
らむ中臣の勢にお

造木綿の三字あり下文白和幣の注に是木綿也とあれば此字なき方宜し
○津昨見神名義詳からず○殖穀木種原本には穀木種殖之とあり今は渡
邊氏本に従ふさて穀は和名抄に和名加知木名也と見え字鏡に穀は楮也
加知乃木とあり今カヅともカフヅとも云ふカヂの轉れるなめり○白和
幣は其色白ければ云ふ○木綿はもと杜仲の一名にて杜仲は和名抄に波
比末由美とあり穀
には非れども古く誤りて之を用ゐれるなり扱由布は穀木皮をもて織
れる布にて上古専ら用ゐしもの也世に木綿といふもの大小の二
種あり共に古の由布と異なり○以上二物と
は麻と穀とあり一夜は唯一夜ばかりの間と云ふことなり此時常闇なり
しかば殊に夜と云ふべき時はなき理なればなり○さて此處の文の事下
の神武天皇の段に天日鷲命之孫造木綿及麻並織布一仍令天富命率日
鷲命之孫求肥饒地遺阿波國殖穀麻種其裔今在彼國當大嘗之
年貢木綿麻布及種々物所以郡名爲麻殖之之織也と見え式に阿波國

されて曲れり一事
も有るまじきに非
ず朝廷に奉る書に
ひたすら理なき事
を申すべきに非ざ
れば後世の今より
しては陰ひがたき
物あり抑古への名
家どもの必祭ゆべ
きが甚く疑へ或は
繕えさせせるもみ
か神の御心されば
力及ばずせむ方な
いといと然り
とて其家に生れて
衰へたるをも憂へ

麻殖郡忌部神社或號麻殖神或號天日鷲命とあれば青和幣白和幣と
もに日鷲神の作りたまひしこと知られたりされば天日鷲命以長白羽
神殖麻以爲青和幣以津昨見神殖穀木以爲白和幣とあるべき
理なり神代紀に粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿とも天日鷲神爲作木
綿者ともある亦証ととべし
令天羽槌雄神祖也織文布令天棚機姫神織
神衣所謂和衣古
語爾伎多倍

天羽槌雄神は羽の事上に出づ槌の都は助字。知は男の尊稱。雄は美稱な
り神代紀に倭文神健葉槌と見え姓氏錄に倭文連角凝魂命男伊佐布魂
命之後也とあり神名帳に大和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷神社と云あり
○倭文は筋織の義後世にま織
といふ類○天棚機姫命は棚機は機の詰構は棚なるに

ず絶えかんとする
をも歎かずいはゆ
る命也とて安む
に居らむは先祖へ
不幸の至かりまた
曰が身の貧しく賤
しきを愁へざるも
父母先祖へはいみ
じき不幸あり不義
を行ひて富貴を求
めむこそ悪からぬ
及ぶべき限は力を
盡して身をも榮や
一家をも起さむこ
そ父母先祖への幸
には有りけれ然る

由りて云ふ此神機織たまひ一故かく申せる也神名帳に尾張國山田郡多奈
波太神社あり○和衣は和き布帛なり多倍のこと此れ伊勢大神宮神衣祭
に服部氏人赤引の糸を以て神衣を織りて奉る事の本なり○所謂和衣四
字諸本に本文としたれど注文の體なれば細書をべきなり

令櫛明玉神作八坂瓊五百箇御統玉

櫛明玉神また八坂瓊は上に出づ五百個は玉の數多きを云ふ統は字の如
く多くの玉を一つに結括りて緒に貫たる由なり此玉ぞ長けれども三種
神器の一ツなるべし上欄に云へる合せ見るべし

令手置帆負彦狹知二神以天御量等之名也
大峽小峽之材而造瑞殿美阿良可無作御笠及
矛盾

を天命に安むずと
云ふをいみじき事
にして父母先祖へ
不孝にかる事を顧
みずひたすら曰が
潔白なる名をのみ
むさばる漢國人の
議論はいとどう
るさき事かりか
然るに此辯齋の論
は漢意の議論にの
と泥みて人情を思
ひ慮らず信の道に
うとき説あり此書
忌部を上げ過ぎた
るは少いかある

此二神の事も上に出づ○天御量は物を量る由の名にて即ち尺度の類を
云ふ斤字も借字にて此は物を指し量る故の名なり大は一丈をいひ小は
一尺を云ふべしもべて度量衡は皆物をはかる器なればハカリと云ふべきものか雜器は
此れのみならず種々の器械なり○瑞殿美豆は水々しなど云て稚く美
麗さを稱言ふ語○阿良可良は在所の義にて即ち宮殿の稱なり○御笠矛盾
を神事に用ゐることは此時より起れるにてすべて神を祭る事は大抵神代紀に
大物主神を祭る時○手置帆負神を作笠者とし彦狹知神を作盾者とな
したりとあり又崇神天皇垂仁天皇などの神代に兵器を神に奉ること見
えられたるも神代に其始は起れること此段にて知るべし上代尙武の風俗
なるを以て殊に武器を神寶として奉れるなるべし
令天目一箇神作雜刀斧及鍔鐔古語佐
此神も上に出づ○雜刀斧は新宮を造るに用る種々の刃物を云ふ斧は宮

やうなれども廣成の身にありて見れば然も有るべき事なれば深く咎むべきに非ずも共に彼家の衰微をこそ歌くべき事あるに此論は廣成の忌部を上げすぎたるを惜むあまりにこれづからまた忌部を下しすぎ廣成をりもすぎたる事かむ多かりける同じ過したる中に廣成の過したるは理にて

を造る料の材を伐るものなり○鎮鐸は鐸即ち佐那伎なるが鎮を以て造るものなる故に鉄の字を添て書けるなりさて此物は天鈿女命の伊弉に用る器なること下文にて知らる○以上諸神等各々其受得たまへる材能ある故に之をして其事をなさしめ玉へるぞ思兼神の深謀遠慮の廣大なる所なりける扱各々その能のまに職掌を分ちて功をなしたまへるは後々まで人々各々その稟性に從て諸事を持分け種々に功業を建つべき標準とぞ云ふべき而して其の性の稟る所を察して之に命じ各功業を立しむるは智慮深き人の任すべき所なるは更ありこれ其功の大小各々異なる所以あらば人々致々怠るまじきことあり

其物既備掘天香山之五百箇真賢木
而上枝懸玉中枝懸鏡下枝懸青和幣白和幣令
古語佐禰居自能禰居自

順あるを此論のすこしたるは逆にて理なくと思はるいと言はれたり六人部叟の順考神事傳第五卷中に幣帛の事を精しく解れたりこゝなる青白の和幣の事和衣の事など見えたれば左に抄載す
幣帛とは何にま
れ總て神に献る
種々の物をさし
て呼ぶ総稱なり
さて其をミテグ

太玉命捧持辨讚亦令天兒屋命相副祈禱

其物は上に擧たる鏡を始め種々の物なり○五百箇真賢木の五百箇とは五百株には非老一株の賢樹にて枝葉の繁さを云へり眞は稱言賢木は榮樹の義榮エ榮ユルかど活クエユルはいはゆる語尾にて語根はサカカキと云ふ合語の例皆同じ常盤木を祝ぎ稱へて云ふ名なり此を何木にても常に榮ゆる木を云ふとも別に一種なりとも云へど今姑らく始の説に據る○掘はサチコシノ子コシと訓む佐は眞に通ひて美稱て添へたる言禰居自は根ががら掘り取るを云ふサチコシノネコシと重ねたるは古語の一の格にて詞を重ねて稱へたるものあり○玉鏡和幣は大御神へ奉る物なるは云ふも更なるが古事記の趣を考るに至鏡に大御神の御影を寫し奉らん料にて玉と和幣とは其上下におきて修飾たるなるべしさて此物どもを木枝に懸て奉れるは實に上代の風にて後世までも木枝に物をつけて人におくる禮あるは此より出たるなり今も魚など人に贈るに松の枝と添るは此

ラといふ名義は
ミテとは御手の
義にして則其神
の御手の義なり
クラとは何にま
れ其料に設構へ
たる物を指して
いふ一の詞なれ
ば上に冠らと事
物によりて其義
更れは字を定め
ては填難けれと
ミテクラといふ
時は其神の御手
に執納給ふ料の
物といふ義とは

餘波あるべし伴信友の著かる神代
のなごり見るべし ○こゝに太玉命に捧持稱讚せしめ兒屋命
に副て祈禱せしむとあるは齋部家に傳へたる謬説にて實には古事記の
如く賢木をば太玉命の取持ちたまひ稱言をば兒屋命の申し玉へるあり
伺下に云ふべし

又令ムツメ天アメ鈿ニ女メ命ミコト為ナリ名ナ今イマ俗ソコ強ツヨク女メ謂イハレ之ノ於ニ須ス志シ此コノ緣縁也ナリ以テ
真マコト辟ヒキ葛カサネ為ナリ髮カサネ以テ羅ヒカケ葛カサネ為ナリ手テ紉ヒキ比ヒ可カ氣キ以テ竹タケ葉ハ飲イ愁ウレ
木キ葉ハ為ナリ手テ草クサ今イマ多タカ手テ持テ着キ鐸タカ之ノ才チ而ニ於ニ石イハ窟ヤ戸ド前マ
覆フキ誓セ槽ソウ古コ語コト宇ウ氣キ布フ舉ス庭ニハ療ビテ巧ニ作ナシ俳チ優ウ相ニ與ニ歌ヒ舞マ
細女は本註に云へる如く於須女にて強悍猛固して恐怖べき由の稱なり
中世の書にオヅマシと云ふ是れに全じ今も恐怖るべきことをオヅシと

なるなり

其は大祓詞に千座
置座に置足はして
と有る千座は祓物
を置料の數多東並
べたる楷木を指し
ていひ置座とは則
其祓物を神に進る
料の物をいふ(置
とは其物を其處に
置座にはあらで神
に奉り擧置の意な
り)儀式續後紀を
ぞに倉代物何荷
かぞへ見えたる倉
代物とは神にもあ

云へり但細は宇受スにて古事記にも宇受とあれと今此語文字は日本紀
に從ひつゝも原モトの古傳には於須女と有る故に斯く往せるなり 猶此神の御事
上欄にいへり○眞辟は本草拾遺に扶芳藤にて俗にツルマサキと云もの
也と云へり髪は首の飭なり○羅葛は日陰なり此物日の當らざる山中に
生るる故に云ふ先哲の説にこの眞辟羅葛は互に誤れるありと云ふもあ
れと然らば但し和名抄に羅比加介女羅也松羅一名女羅萬豆乃古介一云
佐流乎加世とあれと松羅には非也○手纏和名抄に本朝式云纏多須伎
○依憩木葉この木詳ならざるは次に云べし○手草は手に取持つ草と云
ふなり○着鐸之矛は取持ち打振などして音を立たるなるべし後世神樂
の取物に矛あり○覆誓槽古事記に伏宇氣ニ而踏登行呂許志と見ゆ日
本紀には覆誓槽と書きて覆誓此云ニ手該布西とあり今本布西二字ありこれ
今類聚國史に據るこれ
は其上に立て舞ふに踏て響あらしめむ爲に中を空虛に設けたる臺なり
古語宇氣布禰とあるは後につけたる名を古語と心得たるなり誓字を加

れ大朝廷にもあれ
御前に納給ふ料に
奉る代物といふ義
あり(シロモノと
は今も商人の其商
品をさしてシロ
物といふに同じさ
れば倉の代物と訓
べ)枕といふも
頭を纏束る料の器
といふ義柄といふ
も鳥の脛る料の處
の義胡床といふハ
足を置料の器とい
ふ義なるに思合せ
悟るべ(尙いは

へて誓約之意と云へるも甚誤なりとぞ後世まで鎮魂祭に宇氣船ありて
此古事を傳へたり此事は末に委しく云ふべし○庭燎を擧たるは常暗な
る故に光明の爲にせるなり日本紀には火處焼とあり○俳優は和邪袁伎
と訓む事業をなして招禱と云ふ義なり袁久とは招く意にて日本紀の此條に國三造
風招と云ふことあり古事記に此段の
玉鏡の事を遣使斯八尺之勾玉鏡とあり日神を招禱奉れる故云へる名にて後には
凡面白く可笑き業をなすとワザナキと云ふ事となれるなり○相與歌舞
は劍女命と八百萬神等と共に歌ひ舞ふ義なり○上文に宜太玉命率諸部
神云々といふより此所まで皆思兼神の御議言にて其議の如く行ひたり
し事をば省きたるなり下文に儲備既畢具如所レ議とあるにて
思兼神の議の如く行ひし事知られたりさて上にも云へ
る如く後の祭祀の事ども大抵此段の事に原本せるが中に諸の禮式を備
へ物を献じ祝詞を奏する等は天兒屋。天太玉二神の掌りたまへる所に
て是即禮式の根源なり劍女命の俳優は即ち神樂の元にして是音樂なり

ハ身体を置料の器
なれば鞍といひ物
を納置處なれば土
藏といふをもおも
へ(足を置料の器
を胡床といふに付
ても御手に採給ふ
料の物を御手ぐら
といふべき事を思
定むべ)云々

如此禮樂の二の者此時より發り其禮の嚴肅と樂の和愉と相並び相助け
て顯には君父に事へ幽には神祇を祭り上下相敬し相親み國家能く治ま
る君子國大扶桑國考に委
論はれたり制度の完き上古より然り豈野蠻の俗と同じ日に
も談を可んや貴き哉
於レ是從思兼神議令石凝姥神鑄日像之鏡初度
所禱少不合意是紀伊國
日前神也次度所禱其狀美麗勢大
也神
少不合意は充分美麗ならせ少か不充分所ありしを云ふなり○紀伊國
日前神は神名帳に紀伊國名草郡日前神社國懸神社とあり日前は古く
ヒノマヘヒノサキと訓みたれどヒノクマと訓むべし夫は風雅集に紀
俊文朝臣「名草山とるや賢木のつさむせき神わざしけさ日のくまの宮」

は成らまほしき
事よ貴き皇神の
御手に親しく採
られ奉りて其皇
神に馴副陸び奉
らるべきものを
といふ義なれば
幣帛は本より神
の御手に採持ち
たまふ義ならで
は符はざる也さ
て其幣帛は五色
の絹布は云も更
にて楯矛御馬の
類姫神には麻笥
摺持などの如き

とよめり○大倭本紀に一鏡者天照大神之前御靈名國懸神今紀伊國
名草宮齋祭大神也日本紀天武天皇卷に紀伊國國懸神見ゆ通證に日前
國懸而社同地左為日前右為國懸紀俊範說曰西為日前大神東為
國懸大神云々○伊勢大神これ今伊勢内宮の大御神にまします。なほ
委しくは降臨の條に申せべし
儲備既畢具如所議乃太玉命以廣厚稱詞
啓曰吾之所捧寶鏡明麗恰如汝命乞開戸而
御覽焉仍太玉命天兒屋命共致其祈禱焉于時
天照大神中心獨謂比吾幽居天下悉聞群神何
由如此歌樂聊開戸而窺之
儲備既畢具如所議は上に思兼神の御議を擧たる其の議の如く儲備の出

其をも共に幣帛
といへり其は風
神祭祝詞に吾前
に奉らん幣帛は
御服は明妙照妙
和妙荒妙五色の
物楯戈御馬に御
較具へて品々の
幣帛備へて云々
同祝詞の比賣神
に白と詞に比賣
神に御服備へ金
の麻笥金の摺金
の持御馬に御較
具へて雜の幣帛
奉りてとあるを

來しとなり○太玉命云々こは前にも云つる如く齋部氏の私事なり實に
は日本紀一書に天兒屋命以神祝祝と見ゆ又古事記に天兒屋命布刀
詔戸言禱白而とある如く廣き稱辭は兒屋命のなしたまへるにて太玉
命はかの眞賢木を捧持ちたまひしなり○吾之所捧云々これも齋部家
の傳にてやありけん古事記を考るに天照大御神以爲怪細開天石屋
戸一面内告者因吾隱坐而以爲天原自關葦原中國悉聞矣何由
以天宇受賣者爲樂亦八百萬神諸咲爾天宇受賣白言益汝
命而貴神坐故歡喜咲樂如此言之間天兒屋命太玉命指出其鏡示奉
天照大御神之時天照大御神愈思怪而稍自戸出而臨坐之時云々とあ
りて全く此御鏡を天照大御神よりも貴き神なりと申し其神の坐を故に
歡喜笑樂ふとて怪しませ奉りしなれば始めより此鏡を覽せと申した
るにはあるまじく又日本紀一書に日神聞之曰頃者人雖多請未レ有

接ふべしこれらの品ども何れも御手に觸るゝ物なれば御手ぐらどはいふなりけりかくて上古此幣帛に進りつる明妙照妙の良絹なりし事は云ふも更にて和妙は帛。荒妙は麻もて織れる布なり其は和妙は岩屋章の古語拾遺に令天棚機姫神織神衣所謂和妙と

若此言之美麗者一也乃細開三幣戸一而鏡之とあるを思ふにも此時に稱辭の甚々美麗しくて尋常ならざりしこと著明ければ此に記されたる語の如くにはあらざりけん推量らるゝなり然れども其趣意は實にこの御鏡を始め美麗しき物どもを見そなはせと白せるにてありけるなるべしかくて此の太玉命の捧げ玉へる器等の珍たきと兒屋命の稱詞の美しきと御女命の俳優の笑しきとに由りて大御神は窟を出たまひつれば物を献じ禮を備へ神樂を奏し祝詞を告して神を祭祀る事は此れより興りたるなり然れば後世神事は皆此段を以て起源ととるは云ふまでもなく中臣忌部猿女諸氏の大功貴貴からせや然るに諸氏の苗裔衰へて世に開ゆることなきはこの拾遺を作る所以にて眞に慨たきことなりけり此は尙下に云べし○天照大神中心獨謂云々さこゐたる如し猶上に引る紀記の文を見て其時の状態を思ふべし又此御言によりても大御神の殊更に世

あるは大御神の御衣なるを延喜式また神宮雜例集に引ける神服連。公。俊正等が解状などに勘合するに帛の絹なる事明なりまた荒妙は伯家部類大嘗會祝文に青筋乃。文布乃。荒妙と見わたるを神祇式に荒妙衣者麻績氏織作と見ゆこれ神祇令義解に敷和者宇

を照らし玉ふ御光を隠して其御徳を停め給へること知られたりあな賢○此段の事これ後世神祭の儀式の起源なるにつきて尙思ふに神事は即ち政事の本にて政事をマツリゴトと云ふはやがて祭祀といふことなる由古く云ひ傳へ禁秘御抄に禁中之作法先づ神事後に他事と見ゆ職原抄神皇正統紀等に祭を主るは即ち政を執るなりとありて祭政一致の義誰れも知りたるが如し然れば苟くも皇國の人にして敬神の旨を體し神事の疎略なるまじき理を曉らんには能く此段の古事に心を留めて熟讀翫味せよはあるべからせ猶祭政一致の義は降臨の段に云ふべし爰令天下手力雄神引其扉遷座新殿則天兒屋命太玉命以日御綱今斯利久迷細廻懸其殿令大官賣神侍於御前是太玉命久志備所生神ナリ如神今世内侍善言美詞和君臣間令中宸襟

悦トヨ懌トヨ也トヨ 令トヨ豐トヨ磐トヨ間トヨ戸トヨ命トヨ 御トヨ磐トヨ間トヨ戸トヨ命トヨ 二トヨ神トヨ守トヨ衛トヨ殿トヨ門トヨ
是並太玉命之子也

都波多也なとも
ありて麻績氏の
織るをもても布
なる事論なし但
青筋といふは所
謂青麻にて織た
れば自然に青筋
の現れたるにて
元より絹の如く
織りたるにはあ
らぞ云々されば
延喜式に見れた
る此處彼處の神
社に進らる、用
物にも絶と布と
を並擧られたる

天手力雄神は文字の如く手力ヌチカラましまと故の御名なり○新殿は手置帆負
彦狹知命の造らせる瑞殿にて如此遷座し奉らんとてこの殿は造れるな
り即是遷宮式の起本也○日御綱は日神の御殿に懸くる故の稱名なり○
斯利久迷繩は尻籠にて尻は藁の端を云ふ。之を切棄ててして籠め置く
由なりさて此を懸廻らしたるは邪神の入來るを防げるなり其は古事記
日本記ともに此時兒屋命太玉命尻久米繩を石窟イハヤに引度して再び勿還ナカヘリ
幸ぞと申せる趣見ゆ此は大御神の再び石窟へ入り玉はざる爲にせしに
て其用は異なれど意は同じ今世までも人の入來るを禁むるに繩を曳く
は此より出たるなり又注に日影之像とあるは藁の端の出たる状を日影

は此和妙荒妙の
幣帛に用ゐる料
なり

明妙照妙といふは
其進る五色絹を稱
へて云へるあり其
は神事に用ゆる清
淨の服を明衣とい
ひ常に歌にカラ衣
とよむもアカラ衣
のアもじの省かり
つるにて此明妙と
全同義なる事容姿
艶麗の處女を稱め
て古くアカラナト
メといへるなども

に像カミれる由なれど此は古意に非ぞ蓋し此書を記せる頃の一説なるを擧
られたるなるべし前の宇氣槽を誓約の意とせる類なりなほ下にも思合
ふべきことあり○大宮賣神。賣は女なり此神大宮内の事を主り玉ふ
故に如斯申せるにて神祇官八神中又造酒司に祭り丹後國丹波郡にも大
宮賣神社あり神名帳に見えたり○久志備は奇美なり此は尋常の御子の
如くならせ殊に奇美なる事に由りて生ませる由なり○内侍はウチツミ
サムラヒと訓む侍とは貴人の御前に伺候よしの稱なりかくて外の事は
男の掌るを内事は女の主るを以て女官を内侍と云ふ後世これに伺侍典
侍掌侍の別あり○善言美詞はナカシキコト ウルハシキコトバと訓み
て善言は天皇の大御心の鬱結れ坐せる時など其を休め奉らん爲に故意
と笑しげに物云ひなどして御心を取り奉るを云べし美詞は其御怒り坐
せる時など詞を美はしくして其を和し奉り御心を取り奉るなどを云ふ

同義にして其用の
鮮明なるを稱譽て
しへるにて照と
ふも同義の謂なり
云々

岩屋戸章古事記
の文に玉鏡とと
もに櫛に着けて
大御神の御手ぐ
らとして奉りし
白和幣青和幣と
いふは古語拾遺
に令長白羽神種
麻以為青和幣令
天日鷲命以津咋
見神殺木種殖之

○和ニ君臣間ニは天皇の大御心に協はざることありて御臣たちの大前を
憚かり畏む事のある時などに其を取り直し和を由なり○宸襟は大御心
と云に借れる漢字なりミモノオモヒと訓むべし大御心を悦ばしむると
は上に云る如くして和し直し悦ばしめ奉るを云ふ宸はもと北辰を天皇の
御上の事にかへり襟は衣
衾なり憚り悦ぶ也○此神の功德の事は大殿祭祀祠に詞別白久ク大宮賣命登
御名乎申須事波皇御孫命乃同殿能裏爾塞坐且參入罷出人能選比所知志
神等能伊須呂許比阿禮比坐乎言直志和志坐且皇御孫命朝乃御膳夕乃御
膳供奉留比禮懸伴緒綿懸伴緒乎手躡足躡不令爲且親王諸王諸臣
百官等乎己我乖々不令在邪意穢心無久宮進爾進宮勸爾勸之米咎過
在波見直志開直坐且平良氣安良氣令ニ仕奉一坐爾依且大宮賣命止御名乎稱
辭竟奉登白とありこれにて其御功德の大なることを知るべし此神の御事上
の所に○豊磐間戸命櫛磐間戸命豊も櫛も櫛は奇の借字なり已に上たへり稱名○間戸は眞

以作白和幣和幣は水
と見わて青和幣
は今俗眞芋とも
芋ともいふ麻に
て尋常の麻に比
べては青く見ゆ
る麻なるを細カ
に拆きて織成し
たる布なり云々
てテとはタへと
いふ言の約りた
るにてタへは絹
布の総名なる事
既にも云へるが
如しタへをテとい
ふは衣手拆手
古手などいふが如

門の義なり此二神は殿門を守り玉ふ故にかく申せりさて古事記に據れ
ば此二神ともに天之若戸別神の別名なり然るに其御靈を左右に分け祭
りて稱へたるより二神とは傳たるなり神名帳に御門巫祭豊磐窓神櫛
磐窓神とあり祝詞式の御門祭に櫛磐窓豊磐窓命登御名乎申事波四方
内外御門爾如湯津磐村久塞坐且四方四角ウチトノ陳備荒備來牟天能麻我都
比登云神乃言武惡事爾相麻自許利相口會賜事無久自上往波上護利自
下往波下護利侍防掃却言排坐且朝波開門夕波閉門且參入罷出人
名乎問所知志咎過在波神直備大直爾見直開直坐且平良氣安良氣令ニ仕
奉賜故爾豊磐窓命櫛磐窓命登御名乎稱辭竟奉登白と見わたり是れに
て此神の御功德いと明かなり
當此之時上天初晴衆俱相見面皆明白伸手歌
舞相與稱曰阿波禮晴也阿那於茂志呂皆稱阿那言

白和幣は穀の木
の皮を剥ぎて麻
の如く製して織
成したる布にて
此木の皮は殊に
白きものなれば
其布も白く柔な
るより白ニギテ
といひ此白和幣
を指して山布と
は云へるなり然
れば青和幣の方
には強ひて紛ら
はしき事も有ら
ざるを白和幣の
方は元此穀をも

衆_シ面明 阿那多能志 言_ニ伸_レ手_ヲ而舞_フ今指_テ樂事_ニ阿那佐夜
白_テ也 謂_ニ之_ヲ多能志_ニ此意也
越_テ竹葉之飲_ヲ越_テ木_ノ名也振_ニ其
聲_也 葉_之調也

當此之時は天照大御神の岩屋を出たまひし時をいふ○上天初晴云々こ
は聞_レたるが如し○阿波禮は見る物聞_ク物觸_ル、事に心の動きて出る
歎息の聲なり哀字を書くは阿波禮の中の一つにこそあれ阿波禮は哀字
には拘はらぬなり○阿那於茂志呂この本注にて聞_レたり明白とは鮮明
に能_クわかることなりトホシロシのシロ御火白くたけとある白くに同
じ又イチシルシも同語なり○阿那多能志古言には樂を多怒志とい
り然れば伸_レをも怒志と云ひしか○阿那佐夜越_テ佐夜越_テは竹葉之聲也と
あるは非なり肥前風土記に分明謂_ニ佐夜氣志_トとある是の分明の字の意
にて明_ニなる意なり大御神の岩屋戸を出たまひて世間の分明に明_ラけ_ク

て織れる布をも
て製れる物なる
を神に進む時は
其を指して山布
と唱つるが本に
て恒にも打任せ
て此穀もて織れ
る布を山布 古語
に多く木綿の
字を用ひたりとい
ひまた麻をも山
布と呼び此二種
を合せても木綿
とのみもいひ來
つれば甚紛らは
しく通ゆるなり
其は彼若屋章に

なれる由也と長谷川菅緒がいへりとぞ○伏越_テオクと云ふ木は古も今も
聞_レる不審_シ○大國叟云事之甚切皆稱阿那といへるはよし。オモシロ
シ。タノシなどの説はよりがたしこの書は云々齋部氏の古傳をしるし
たるものなれば云々その古傳は尊ぶべし廣成宿禰の説は然のみ尊ぶ者
にあらざ此オモシロ。タノシなどの説。古言にくはしき人は笑ふなるべ
しオモシロはまづそれにても開ゆべしタノシはあまりにしひたる説な
り○山鹿高興 甚五左
衛門 日本紀の岩屋戸の段を本文として云へる事あり今
こゝに聊抄録を謹按此時人才最盛哉凡事不_レ得_ニ其人_ノ其道不_レ明當_ニ天
地常暗_ニ非_レ有_ニ非常之才_ノ不可_レ得_ニ非常之功_ノ思慮以致_ニ其謀_ノ大勇以
遂_ニ其事_ノ雄藝以盡_ニ其用_ノ寬優以盡_ニ其道_ノ而后可_ニ大成_ニ也八十萬神之衆
唯得_ニ此數神_ノ然乃才難_ニ神代既爾蓋才之要知可_ニ以遠慮_ス思兼神中_ニ其
任_ニ乎仁_ノ以力行_ス天兒屋命太玉命是其人乎勇可_ニ以果斷_ス手力雄神天

記紀ともに區別
ては青和幣白和
幣と見ゆたるを
紀一書に此二種
を併稱てただ
懸^ニ以木綿^ニと有
るを想ふべし此
は木綿の方は重
く麻の方は輕さ
が故に重方に攝
統て稱へるが故
なりされば延喜式
の諸祭神の料
物を擧たる下には木
綿と麻とを出さずが
ら其を用ふる條には
木綿とのみ擧げて麻
の事の見ゆるが多
きも此ゆゑなり

御女命是其得乎^レ三德在^リ此故復^ニ洪基^ニ以及^ニ萬億世^ニ才之美至哉といへり
り次々に山鹿高興云とて載たるは皆日本紀を本文として云はれたる中
より此古語拾遺に要とある所を抜書せしなり其心して見るべし
爾乃^ニ二神俱請^ニ曰勿^レ後遷幸^ニ仍^ニ歸^ニ罪過^ニ於^ニ素戔
鳴^ニ神^ニ而^レ料^レ之^ニ以^ニ千座置戸^ニ令^レ拔^ニ首髮及手足^ニ爪
以^ニ贖^ニ之^ニ仍^ニ解^ニ除^ニ其罪^ニ逐^ニ降^ニ焉

爾乃は上の大御神を新殿に遷坐^{ウツシマサ}しめたるを承けたり二神は即天兒屋命
太玉命なり○勿^レ後遷幸^ニとは再び岩窟に入りたまふこと勿れと申せる
なり○仍^ニ歸^ニ罪過^ニ於^ニ素戔鳴神^ニとは常闇の禍事は此神の天罪より起れ
る故に其罪過を歸^ユせたるなり○料^スるは命^ヲ負にて物事を其者に負持
たしむる意もて云へり○千座置戸は大祓詞に大中臣天津金木乎本打

但^ツかくては青
白の區別は無^キ
が如くなれど爾
にはあらざまづ
ユフといふは齋
清淨布といふ事
の約りたるに
て清雄云天然の口語
にては然はツマ
ラズ人爲の反切にて
ツマメたる強説なり
如此き強解は先哲た
ちもをりをり爲られ
き 齋を由といふ
は齋庭齋齋齋種
などいふが如く
とべて神事に關
て齋清めたる物
を由何といふは

切。末打斷^ミ千座置座^チ爾置足志^ニとあり罪ある人の所有物^{モテ}を出さしめ
て之を祓物^{ハラヘツモノ}とし其物を置く器を置座^{オキクラ}といふ座はすべて物を置く所をいふ倉庫
また馬鞍を同じまた位と云も
なり千座は其數の甚多き由なり置戸は置物と云ふが如し即ち祓物を
云ふ祓物は右に云る如く罪ある人より出さしめて之れに罪を依託^{ヨセツク}て解
除^トふなり扱その罪重ければ祓物も多からざるを得せ故に千座置戸とは
云へり○拔^ニ首髮及手足^ニ爪^ニは身に屬^{ツキ}たる物を取りて猶足らざる故也古
事記には切^{ヒキテ}鬚^ニともあり日本紀の一書には以^ニ手爪^ニ爲^ニ吉棄物^ニ以^ニ足爪^ニ
爲^ニ凶棄物^ニとも以^ニ脛^ニ爲^ニ白和幣^ニ以^ニ漢^ニ爲^ニ青和幣^ニとも云へり祓具な
る故に唾漬などを和幣と云ひたるなり○贖^トふとはこの祓物に罪を歸
する故に此物を以て罪を贖^トふ義なり然れども後世贖罪の義とは同じか
らせ彼れは流とか徒とか刑罰をべきを宥^{ナク}めて物を出さしめて贖^トふなる
を此れは別に刑ありて之を宥^{ナク}むるに非ざればなり後世は此れを混じた

古の常なり云々
 素ユフといふは
 神事の用物に局
 れる名なりしか
 ば彼二種も共に
 齋清淨布なれば
 神事の上にて束
 ねて云時は共に
 ユフとは呼べる
 なりさてころ印名抄にも木綿を布帛部に収ずりて祭祀具の中には擧られつれ然るを麻の方や、古くより布とも麻衣とも云ひて神事に就ても上世より青

る説あり思ひ誤る可らき○逐降とは日本紀一書に諸神責素戔嗚尊曰
 汝所行甚無頼故不可住天上亦不可居葦原中國宜急適底根之
 國乃共逐降とある如く根國へ逐降となり○さて解除と云ふことは其
 原伊弉諾尊黃泉の汚穢を拂ひ清めんとて日向橘之小戸檉原に往坐
 して身曾岐したまへるに起れり此水を以て汚穢を滌ぎ清むるにて之を
 身曾岐と云ふ自滌の義なり而して罪過あるは即汚穢なれば罪ある者よ
 り祓物を出さしめ解除をなしてその罪穢を清むる此此段の千座置戸の
 解除なりされば祓は此二つを總へたる名にて美曾岐は上ある一義なり後世に祓除といふは此二事を以て根
 本とぞ其は自穢を思ひて淨むると他より罪を惡みて祓せしむるとの別
 あれども理はたゞ不淨凶惡を除き清淨吉善に改むる業なればなり○久
 保氏云人の此世に在る吉善清淨を好み凶惡不淨を惡むは自然の真情な
 れども事に由り時に觸れては遁れ難きことあり況や我が心の汚濁より

和幣とは呼ざり
 しときこねたれ
 ば打任せて穀を
 のみユフと云事
 と成りつるま、
 上に引ける拾
 遺白和幣の自注
 にも是木綿也と
 注て木綿を穀も
 て製れる方のみ
 の号の如く注し
 同書神武天皇段
 にも天日鷲命之
 孫造木綿及麻並
 織布とありて穀
 の事を打任せて

身にも邪惡を行ふことあれば共に神明の惡み思ひたまふ所となり幸福
 を得ること能はざれば災禍に陥るもの多し是を以て神明解除の法を設けて
 其罪を消し其穢を清め禍を去り福を得せしめ玉ふ其深恩大徳海も淺く
 山も卑し人たる者過ちて爲せる所あるを自心づきて改悔するは云ふも
 更なり假令知りて犯せる罪ありて人より之を懲らし之を諭さるゝも
 速かに前非を悔ひ解除の法を行はば其罪穢消滅することを得べしさて
 又人の行ひ現にして他の害となり國家の法に背くことなごあらば法律
 といふものありて之を刑罰とといへども内心に在る邪念は法律の禁ま
 ること能はざるものなり故に教法あり心中の惡を起さしらしむ此の教
 法は假令ひ従前邪惡の心ある者なりとも能く道理を説きて天地の眞理
 を悟らしめ自ら前非を悔ひ改めしむるを以て要とぞ此心法に属する
 解除の一端なり且つ人も知らざる自も悟らざる一つの幽に属ける穢惡の

名は穀といひつゝ
るをタクといひ
ふは此木は皮を
剝て布にも綱に
も紙にも製るを
其皮を剝事をタ
クルといふ其タ
クルを休言にし
てタクといひつ
るが此木の一名
とは成れるなり
云々

此木皮をもて織た
る布は殊に色白き
が故に白和幣とも
白木綿ともいひ稱
す

○石上神宮は神名帳に大和國山邊郡石上坐布都御魂神社ありて此社
の主神は布都御魂神にて武甕槌神の天下を驅除平定たまひし神劍を祭
れるなれども其他の神器も多きはこの社に坐をなり官幣大社石上神宮なり○八岐大
蛇は古事記に日ハ如ニ赤加賀智一而身一ハ八頭八尾一亦其身生ニ龍及槍ニ○八岐大
蛇は古事記に相一其長度ニ餘ハ谷吹八尾一而見ニ其腹一者常血爛也とありは必きしも八箇に限れるに非き彌の義なれば漢土に所謂岐首蛇の類に
て殊に大なる者にぞありけん○尾中得一靈劍云々この文聞はたるが
如し猶此大蛇を切りたまへる時の事は古事記日本紀に委しきを見るべ
し○倭武尊東征之年。この事は景行天皇の段に云ふべし○相模國は日
本紀には駿河國とありて此時尊の向火をつけて賊を焼亡したまひしこ
と見ゆ此地は今の駿河國益頭郡益頭郷ある其なれば今の相模には非れ
ども駿河と云ふはもと駿河郡駿河郷ある地なるが後に一國の名となれ
るにて其傳の異なるに非き古今にて地名の變りたるなり○さて此御劍

フスマクヒレタクツメ
委持比神袴網な
といふも皆此皮を
以て製れるものな
るを何れも其色白
きが故に万葉には
いづれも白と係る
枕詞には置たるあ
り
か、れば上世に
は此皮を以て織
たる布を神祭の
ユフには用ゐつ
るものなりしを
何時ばかりより
の事なりけん時
代儘に知られぬ

即ち三種の神器の一箇なるが委しくは降臨段また景行天皇段また熱田
神宮段などに云ふべし○此劍の蛇尾にありしこと先づ疑はしきに似た
れども是天壤无究なる皇統の御璽とすと神寶なれば奇しく妙なる深き理
あることなるべければ凡智を以て測り云ふべからせ○獻上於天神。古
事記に思ニ異物一而白ニ上於ニ天照大御神一と見ゆ日本紀に是神劍也吾何
敢私以安手とあり日本紀通證に曰く素尊大得一解除一日嘗ニ辛苦一悲憐
之心一起而遂斬ニ大蛇一以弭ニ民人之害一與ニ嚮所一爲氷炭相反於レ是感ニ
得ニ靈劍一而治ニ天下一之効效著乃上ニ獻一之於ニ天不ニ敢以私安一以致下守ニ
護ニ日位一之清心一此與下大已貴所以ニ廣矛一奉授ニ天孫一蓋意同矣また素
尊依ニ辛苦祓除之功夫一信ニ土金敬禮之名教一本ニ之躬行心得之餘一明立ニ
氣質變化之法一志ニ學之徒豈可レ忽レ諸と云り土金など云へること垂加流
の附會なれ其理は實に斯の如し讀者寸瑕を以て全璧を棄てて可な

ども布には多く麻をのみ用ゐて此皮はもはら紙に漉く事と成れりしかば神事に用ゐるユフにも多くは紙を易へて用ゐる事とぞ成れりける其は興ざまこそ變りつれ原より同木を以て製造るものなれば紙と更れる後も神奠に用ゐる時は其紙を指してユフと

り○娶^ツ國神女^ツは大山津見神の子足名稚神の女奇稻田姫なること日本紀古事記等に出つ○大己貴神。御名義大名持にて多くの名を持つ由なり名は其功德によりて附くことなるに此神は七名ありとも五名ありとも傳へて其御功高く御名も多くなれば然は申となり○遂就於根國。まづ此素戔嗚神は日本紀に父大神の治^ツ天下^ツと勅任たまへれば古事記に昔も天下と云ふに全と又紀に汝治此國一則多所國書とあるも固り此國を知食と云ふべき根の御言なり即此國の君とまよべきを故山ありて根國へ往ましつれと千座置戸の解除にて御心清々しくなりたまひ父大御神の大御心を成し玉はん爲に暫し此國にましつて功績を立たまひ今天下經營に大功を立たまふべき大己貴神の生座し、に至り其功業の成りたるに由り遂に此國を去て素志の如く根國には就坐つるなり神劍を奉りたまへるが御大功なるは更なり數多の木植を掃きたまひ百つ御子孫にも樹木に五穀に幸と玉ふ神々を生坐せると日本紀古事記等を熟看して知るべし又新羅に降り玉ひて吾不欲居此處とて皇國の地に渡り玉ひしこと日本紀、一書に傳へ天ノ原極立カケツ廻りまこと出雲風土記に見たる皆外國を巡り看たまひしにて是此大地上恐、此神の治すべ

呼び字も木綿と書く事とぞ成りける

さればいと紛らはしき上こゝに至て今一層紛らはしくぞ成増りけるさて穀皮をもて布を織る事今は絶竟たる如くにはあれど阿波國には今も其名殘ありて布をも織るよゝあるはさすがに天日鷲命のまゝして其裔の今に住居る國あれば

き城内なる故に即父大神の御任を果したまへるあり然れども此大地を獨此神の治すべし理にあらず此神と日大神との御末の治しめすべき幽契あることなれば遂には根國へ往生せりこの神理心を潜して深く思ひ奉るべきあり

大己貴神一名大物主神一名大國主神一名大國興^{スクナヒコ}少彦

名神^{ナカノカミ}高皇產靈尊^{タカミムスヒ}之共^{トモ}裁^サ力^{チカラ}一心^{イツシン}經營^{ケイエイ}天下^{テンカ}爲^ニ蒼生^{ソウセイ}

畜^{ウシ}產^{ウツ}定^{サダ}療^{リョウ}病^{ビョウ}之^ノ方^{カタ}又^{マタ}爲^ニ獲^{トク}鳥^{トリ}獸^ノ昆^{クニ}蟲^{ムシ}之^ノ災^{ナシ}一定^{イツテイ}禁^{キン}厭^{イヤ}之法^{ノホフシ}百姓^{ヒヤクシヤウ}至^シ今^{イマ}成^{ナリ}蒙^{モリ}思^シ賴^{ライ}皆^{トモトモ}有^{アリ}効^{キコウ}驗^{ケン}也^{ナリ}

大物主神。物とは神を云ふ幽冥主宰にて神の主たる由の御稱なり○大國主神は字の如く國の主たる神と申となり○大國魂神は國土を經營りて百姓に恩賴を蒙らしめ玉ふ故の御號なり○大和國城上郡大三輪神は神名帳に同郡大神大物主神社とあり此大物主神と申すは大國主神の和魂にまよこと日本紀古事記出雲神賀詞また大三輪神鎮座次第など

なるべし其布は殊に色白く張きものありとぞさて栲にて織れる布に紙を更へ初められは何時なりけん委くは知るべからざれども推古紀に紙を造る事の見はたれば其ほぎより紙を世に多く造る事と成りつるなるべければ當時より奈夏の都に到る後まで更用ゆる事成つるあるべし爾い

の諸書を合せ見て知るべく大三輪即ち此大物主神を祭れるなれば打任せて大國主神を大三輪神なりと云ふは違へれども日本紀にもかくあり又始めには大己貴神とありて歸順たまひて天に昇りまど時より大物主神と申せることあり究竟同神の御魂なれば如此一つに合せて傳へたるあり又大國魂神は荒魂にまして大和神社に祭り奉る事その社の注進狀等に見えられども此亦その本魂と合せて一名と傳へたること神魂なる大物主神と同じ日本紀一書も此書に同じ古事記は太く異なり○少彦名神スクナ少は小きことにて此神御形いと少さくましませる故の御名あり此神の御形の小さくまじること但少とは多きの對なれども大に對へても云へり彦は男神の稱名名も稱へて添へたるにて例多し○高皇產靈尊之子。日本紀これに同じ古事記には神產巢日神の御子とあり○邇常世國。は日本紀に其後少彦名命行イサマシ至熊野之御櫛サキニ遂適於常世鄉ニ矣亦曰

故は万葉三卷祭神歌に奥山の賢木が枝に白香付け木綿取付て此哥に木綿とよめるは麻をさしたるあり同十二卷白香付木綿は花とも同十九四の船早還來と白香着さざる白香は白紙の表にして常時既に紙を以て栲布に易へられつる趣なればなり云々

至淡島ニ而縁ニ栗莖ニ則彈ニ渡ニ而至常世鄉ニ伯耆國土記に相見郡云々有粟島ニ少日子命ニ時粟秀ニ離々ニ即載粟彈ニ渡常世國ニとあり常世國は元と神仙の幽境のことなるが轉りて容易往來難き外國を指しても云へり爰は即其方にて外國の未だ作らざしてあるを作り堅めんとして適イデせざるなり垂仁天皇紀に常世郷は則ち神仙之秘區とあり万葉に吾妹子ニは常世郷に住むけらとよめるも是也かの田道間守ニの往けるは此人新羅王子天日槍の後なると思ふに韓國を云へりと聞ゆ○戮力ニ心龍氏云國語文戮拜ニ力也古事記に神產巢日命の御言に爲兄弟ニ而作堅其國ニとのたまひて二柱神相並而作堅ニ此國ニと見ゆたり○經營天下この四字史記の文選注に經營猶ニ構造とあり古ツクと訓みて古事記等に國を作ると云ふと同じとるく國土修理固成は伊弉諾伊弉冉二神の天神の勲に由りて先づ大八嶋を生みたまひしかども未だ全く功を竟へたまはざりし故に今此二神その効を繼ぎて造りたまへるあり即作るとは國地となるべき所或は山川田園とあるべき地な

紙を更用なられし後は紙をも麻をも共にユフと呼ぶより此二物更に混ひて紛らはしき事なり云々然れども混本より如此考下して云ひもてゆけば栲布に紙を易川ゐる事は製造こそ變はれ本の質を失ひつるにはあらざれば今も清淨紙を以て麻と共に神事に

とを各々その宜しきに從ひて造り成したまふことなり○蒼生は古事記に青人草と書けり萬民の衆を青草の生繁るに譬へたる稱あり○畜産は牛馬鶏犬の類人家に畜ふ鳥獸を云ふ○療病之方は病を愈すべき薬法なり○鳥獸昆蟲は怪鳥の災をなし獸に噛まれ蜂或は蝮などに螫さる、類を云ふ○禁厭之法は呪術なり字書に禁は止也厭は伏也など註せり○攘ふは攘ひ除くを云ふ○百姓はオホミタカラと訓む六人部叟云凡身田族なり凡とは取別て貴から老唯世の等し並の意あり云々此言は記清寧天皇段に凡匠の事を意富多久美とあるを以て准悟るべし美は其事に關する人の本體を指していふ言にて本は身といふの義なれど弘く云ふ時は人といふ字に填ても心得べし然れば民は田人の意臣は大人の意なるに思合せて悟るべし尙神、どの美もこ多加良は田族にて氏族家族などいふに同じ然るを古く天下百姓どもは五穀を作出して國家の爲には至寶の物なれば大御寶の由をも

は仕奉るべき事にこそ云々かかれば今世社の御前に立奉る御幣を紙にて仕奉來つるもさる事にて此御幣則御手倉にして其神の御手に取持受納め給ふ心ばぬにて仕奉るなり然れば小祀などにしては其御幣をもて直に神体の如くして齋き奉る事ども成れる

て名に負せつるものなるよしに釋來たれりしを記傳に其説は信難き由にて注れしかども蒼生をオホミタカラと訓よしは未思得と云ひて息れしかば近きころはひ再古説に戻りて種々考添へたる説も有れど、とかくいふに足らざといはれたりなほ熟考ふべし○恩頼は字の義にて心得べし頼は頼りともる由也 語意は御靈の振にて神の御靈の振動幸ふより云ふなるべし○有效驗これ醫藥方術の始なるが貴き大神等の定めたまへる方法なれば實に效驗のあらんこと宜なり然るに二神の定めたまへる藥方呪術は今に傳はれりや否や大同類聚方、神遺方など云ふ書どもに大已貴命少彦名命の御傳なりと云へる藥方どもあれど如何あらん呪術は絶えて記せるもの無しされど俗に傳へたる方法に奇しき效驗あるもまゝ、あれば中には二神の定めたまへるもあるべし○久保氏云凡そ人の患とる所疾病より甚しきは無し仁人善者といへども醫藥に非れば之を救ふ

はあつから
勢にこそ

但幣は社の内陣
に納奉りて厨に人
なまの見るべき處
に置くべき物には
あらざるを今世御
幣と唱て神前に立
はや一奉るは木綿
垂と幣と後に混
れつるある一幣
は元より截垂など
そべきものにはあ
らず進様は櫛の枝
に付へよ略きて
は今世の如く串に

と能はせ忠臣孝子の君父に於ける常には之に敬事し過あらば之を匡救
するも疾患あるに當りては亦如何ともすること能はざるべし故に醫藥
の道の人に於ける最大なりと云はざるべからせ此此の二神の國土を造
り堅めたまふ時に於て人民の爲に病を療する方を定めたまへる所以に
して後世令典を撰まるゝに至り典藥寮を置き醫藥を以て人の病を愈さ
しめたまひ又呪禁ありて諸災害を禁遏せしめたまへり。そもく人身
の内には飲食に傷られ外には邪氣に冒されて病を爲すは醫藥の療をべ
き所なり毒蟲惡獸等の爲に傷らるゝ者の如きその之を療する藥方なき
に非せといへども呪禁術よく之を治し得るとにて此の兩者相並びて偏
廢をべからざることを知るべし然るに後世は漸く人智浮薄に流れ信心厚
からざるより呪禁の法自ら衰へて唯藥術のみ行はるゝこととなり遂に
は譌詐百端出て人を欺くより呪禁の如きは愚者の爲を所となり果たれ

刺せにもあれ
た筥に納めて奉る
べきものなり

かくて上古彼明
妙照妙なといふ
五色の絹また絹
布白和幣をもて
木綿と稱して神
に進りつるには
鮮に製ねて進り
つるなり其は萬
葉二に綿ミタマ手に
取持ちて如此だ
にも吾は乞ひ
君に逢むかもま
た同六木綿疊手

とも其原始を思ふに決して然らせ神聖人を濟ひたまふ御心より奇靈な
る神量を以て定めたまへるなれば心直く道を信せる人の正しき方術を
用ることあらばその効驗あらんこと疑ふべからせ又醫藥の如きは上古
必き二神の定め玉へる方法ありしは云ふ迄もかく中古令制ありて漢土
の醫道を取りたまひしより漢方のみ専ら行はれ古方は廢れたるを今に
ては西洋の術の行はるゝに由りて漢方をば屑とせざる人多くなりぬ固
り西洋法は實物に徴し理を究めて物する故に功驗も著シからんは然るこ
となれども元來風土の相違もあり劇藥なども多ければ妄りに庸醫を信
じて誤られざらんことを心掛くべし漢方も數千百年用ゐ來て經驗少か
らざれば良醫ならんには身を任せて可なり我が古方は前に云ふ如く詳
ならざるに似たれども究竟神の定めたまへるに出たるを以て眞の古方
の功驗多きこと云ふも更なり其病性と時とに従ふて何れも分々に効あ

向の山など連続たる趣にてよく知られたり蓋に多し見はたりる事は神祇式にさ
てまた木綿垂とは彼ユフ紙とを麻とを
柳にもあれ申にもあれ又は注連
繩にもあれ垂でたるをシテどの
みもいふは木綿垂といふことを
省きたるなり云々さては垂ッづるに
は裁ち拆きて垂ッ
なり紙をもて木
綿に易へらる、

るべければ妄りに譏るべからざるなりたり醫人の良否を擇ばざるべから
ら老々常に良醫を擇み置きて變に際りて驚き感はざらんことを要すべ
し醫たる者は人の疾を見ること己れの如く之を救はんことを専ら志し
利を求むるに意なく誠心を以て療治をべきなり漢人の語に醫を知らざ
れば不慈不孝に比せといひたるは自ら醫事を學ひ知ることにあらず
醫を知ることなりと云説さもあるべし平田翁の醫道大意に醫者の風儀
の宜からぬことを辨せられたる中には少しく惡口に似たるもあれと實
に人命に拘はる業なれば等閑に思ひては決して相濟まざることなり今
日衛生の事に付ては政府の尤も心を用ゐ玉ふ所にて醫人も昔時の如き
鹿工は無しといへども僻陋には未だ全く有らじとも云ひ難ければいさ
、か贅言を費せるのみ

天祖吾勝尊納高皇產靈神之女栲幡千千姬命

事と成りつる後
は此木綿垂を柳
に垂でたるぞ云
々太玉申には有
りけるされども
玉串と呼ぶ時は
重く木綿垂とい
ふ時は輕きは玉
串は云々彼八尺
勾璣を繋けたる
趣を摸したるも
のなるを木綿垂
は白和幣青和幣
をのみ摸したる
ものなればなり
さてこれも太古

生天津彦尊號曰皇孫命天照大神高皇產靈神
日本紀古事記諸傳大抵同じ但シ御名は各々異あり然るに日本紀の中の一書に萬幡姫
兒玉依姬命とありて產靈神の御孫とせるは異傳なれども却りて正説な
るべき事古史徴及び傳に委し○天津彦尊ヤマトノニギハヤヒ○日本紀に天津彦火瓊杵尊
とあり古事記には天邇岐志國邇岐志天津日高日子希能邇々藝命とあり
此書は太く省きたる御稱なり○皇孫命六八部叟云末とは總て其本體を
指す言にて即聖休を指して大御休といひ大陽の本体をアマなど云ふが
如し此末は私記に庶謂眞實也とある末にて此一地球を統知看を眞實
の御子と稱を義にて如此稱す言にまた外に比類無き御子といふ義含れ
り孫字は丘をテ五をイの假名に用ゐ來つると同じく假用ゐたるなり然
れば統紀の哥に美麻の彌已止と有るを始め祝詞宣命万葉など假名書に
せるには皆美麻とのみ有りて美末許と書けるは有る事無し然れば孫の

より用來つるものなる事は皇極紀に折取枝葉懸掛木綿と見ゆるにて論なくこれを用ゐて神を祭りつるよしは神樂歌に柳葉に木綿どりしで、誰が代にか神の御室に齋ひそめけむと有るをもて悟るべし云々さてまた此木綿を繩に垂たるを注連繩とい

字書けるも必美末と訓むべしといへりさてスミマとは吾勝尊より始めて御代々の天皇をも稱し奉れり然るに之を皇孫と書き此書にも天照大神高皇產靈神の御孫なる故に申とせざるは後に字に就たる説にて古意に非也孫は古く比古とこそいへば麻古とは云はば皇孫又天孫との字は其義もて掛けるにて必ずしも拘はり難く美神の稱あり

既而天照大神高皇產靈神崇養皇孫欲降爲豐葦原中國之主仍遣經津主神是磐筒女神之子今式甕槌神是瓊速日神之子今驅除平定崇養皇孫云々古事記に天照大御神之命以豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國言依賜而云々其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答曰僕者將降裝束之間于生云々此子應降也云々は以隨白之詔日子番適々獲命此豐葦原水穗國者汝將

ふは是も元は磐屋章の古典に尻久米繩とも日御綱とも出でたるものにて此繩を引延たる裏は清淨地と化るが故に總て妖魔の類の邪神どもも窺ふ事能はざるなり然れば神社は更なり何處にてもあれ齋場又は家立すべき地相撲場などに至るまで今も注連繩

知國ナリトコトヨサシ言依賜故隨命以可天降リマヌとあり日本記本章は此書と同じ傳なり一に古事記と實に古事記の方正しき傳にて此書は省きたるものなり同じ様ある傳ありるべし○豐葦原中國。大國豊云天地のはじめ地球上は泥海にてありし物也これは俗にもいふ事也そのところへ葦の生出たる也その葦の中へ伊邪那岐伊邪那美命ヒメノ蛭子の如き者を産出し給へるにより。それへ彼潮に混りてありし泥土妙土潮とわかれて吸はれより。つぎつぎに國土と成りたる者也これにより其始は葦の中に。どころどころに國土の見ゆるににより天上より地上の諸國を見給ひて葦原中國とのたまへり然れば葦原中國といふは地球上の萬國をいふ名にて日本の古名にあらざ地球の古名と知るべき也その葦原の中に在る國の中にて日本國は殊さら

を引延わたと事
と成りぬるはよ
く本義に符へる
所爲なり

尻クメ繩とはシリ
とはシランシロ
シルシロシシロサ
ンシロシをど活
用く辞にて天下
を知^{シロシ}看^{シロシ}といふは
天下を領^{シロシ}めを義
云々伊勢物語に
るよ^{シロシ}てといひ
中昔の書にも云
々の國を領^{シロシ}をなど
見えたると同じ語

穩國と宣へるものになん〇さて皇孫を此國の主と爲さんと思はしける
ことは深き所以ありそは先師の言に此御國は大國主神の國主と知しめ
すを此の天照大神御の御詔に豐葦原水穗國は吾御子の知らさん國なり
と詔依し玉へることは深き謂のあることなりけり其謂は抑此國土は伊
弉諾大神の畏き御依に因て素戔嗚尊の廣く永く知しめべき國土なる
を其大御母の坐を根國に罷らまく欲しけるもいと止む事なき御謂のま
して彼國に罷りまし、を其罷り坐んとする時天上に參上りまして天照
大御神と御誓の中に御子生まし扱此國土に降りまして種々の御功をな
し玉ひ遂に根國に入りまし、かどその御後をば大國主神の繼玉ひて固
めなし玉ひ扱皇孫命の天降坐す時大國主神は隠り玉ひぬか、る事の逆
に由て考るにかの御誓の中に生坐し、御子は天照大神御神は御父の如く
素戔嗚尊は御母の如くの謂にて此御國を知看すことは始めに伊弉諾尊

にして大くも小く
も總て統領義の謂
なり然るを古學者
等の何も古事記に
以ニ尻久米繩一徑ニ
度其御後方一白言
從レ此以内不レ得ニ
還入^{シロシ}と有るに付
て尻といふを後の
義に執りて釋るは
さる事の如く開ゆ
れどもわろし御後
方とあるは其出ま
せる時あるから爾
記けるにてこそあ
れ其繩を延たるは

の素戔嗚尊に依し玉へりし國土を承續ぎ知しめを理になんわりけるか
れば豐葦原之水穗國は吾子の知しめさん國也と宣へる御言も是を以
て詔り玉へる御言と畏けれど量り奉らる、なり云々然れば豐葦原水穗
國とのみ詔へるは其都し坐まそ地を以宣へるにこそあれ實は素戔嗚命
に青原海潮之八百重を知らせと伊弉諾大神の依し玉へる御言もこもり
て畏しなど申そも更なる大御詔にぞありける此を思ふに我天皇はしも
産靈大神天照大神御神の御孫にまそが上にかゝる御謂のまそなれば青海
原潮之八百重の留まる限り此國土の有とある百八十の國々を悉に所知
食とべき大君にまそこと彌々益々灼然し云々と云はれたるが如し然れ
ば吾天皇は眞に天の定むる所なる一大地球の大君にして皇統の動きた
まはぬも宜なり穴^{アナ}貴^キ穴^{アナ}畏^{オソ}猶考るに天照大神 素戔嗚尊の御誓約に
生坐るは吾勝尊にませは此尊の天降たまふべき理なるに其御子なる天

御座の方を内に
て石燈の方を外に
したる事は云ま
も更なれば其細の
名に後の義負べき
由は更に有べくも
無く殊に後までも
正月の注連繩は傍
をさしてシリクメ
ナハと云へるにも
かなはざるをやま
たクメとは其境界
をいふ詞にて万葉
集にクヘトに夢
喰駒と有るクヘは
垣の事にてヘトメ

津彦尊を降し玉へることは日本記一書また古事記に傳へたる如く吾勝
尊の乞ひ玉へる故なれども此亦其由縁なくはある可らき此を西田直養
の考に吾勝尊は天照大神の御子にませども産靈神には御血統ましまさ
せ故産靈神の御女の御腹に生坐る御子を天降し玉へるならんと云へる
を益友故正七位渡邊重春は天照大神また伊弉諾尊なども皆産靈神の御
功にて生坐ると著きを産靈神は未だ夫婦交合の道あらざりし前なれば
其事知るべからずと雖ども若し交合して生るならねば血統なしと云は
い天照大神をも男女二神の御子に非せとせん歟又産靈神の御女と云
も御合まして生坐せるか否かは測るべきに非ればその御血統の有無知
る可らき日月の神の託に高皇産靈神を御祖とのたまへれば日月の神は
高皇産靈神の御末と知り奉り産靈神は天之御中主神の御功德にて生坐
るなれば其御子と知り奉りてありぬべしと辨へり久保氏は此二説並ひ

とは現しき通言な
れば此クメと同言
にして彼齋場の事
あり云々されば齋
場の上にて云は
齋場として領ら
境界といふ義也云
々(清雄云こゝに
日御綱の名義を解
かれたれど例の反
切説なればとら
ず)日御綱を拾遺
の自注に今斯利久
迷繩是日影之像也
と記されたれば拾
遺を記せる當時ま

に理有りとは西田氏の御血統と云へるは實に渡邊氏の辨の如く難あり
先づ日月神も産靈神の御末なるうへは日月の神の御裔は即ち産靈神の
御裔にして其別無しと雖どもかく云はし諸神悉く産靈神の御裔ならざ
るはあらざるべし然るに同じく産靈神の生玉へる神とは申せども天地
の始め国土未だ成らざりし時に生ませる伊弉諾伊弉冉二神と天地既に
成定りて後に生坐る栲幡千千姫とは大に異なる所あり混一に見奉るべ
きに非せ然れば同じ産靈神の御靈に生坐る中にも伊弉諾伊弉冉二神よ
り天照大神に傳へその御血統は即ち皇上の御統なるが他の諸神は皆
臣統にして是れ我が君臣の分る、所最も嚴ならざる可らざるものとす
故に今吾勝尊は日月の神の御統なれども産靈神には御由縁遠し是以て
産靈神の御女なる御腹に生坐る天津彦尊の天下治看とべきは自然なる
理なり本書に天照大神高皇産靈神之孫故曰ニ皇孫とあるも 前に云ふ如く
古意にあらね

では尙シリクメナ
ハといふ稱も存リ
つること今とある
にて論かく土佐日
記にも九重の門の
一りくめ繩とある
は全今世の正月の
注連繩をさしたる
ものかれは其ころ
までは此名のいま
だ失竟ざりし事知
られたり云々（清
雄云此つゞきに大
麻切麻などのこと
またユフに木綿の
字を填てたること

此二神を上古より神魯岐神魯美命と申せる意にして此の理あるを以て
なり大殿大神皇產靈神を指て申せるありまた橘守部の説に吾勝尊の御降誕
は猶是れ幽冥の事なりしかば此の現世を知看しめすは必らず幽冥に生
れ坐る神を一世隔て、正しく顯事に生座せる御子の知しめすべきもの
なりと云へるも最面白し大凡かゝる理ありてぞ天津彦尊の天降りませ
る事となりしなるべしといへり猶よく考ふべし○經津主神名義布都御
魂劍に由れり日本紀に誦靈とあり誦は字書に斷聲と注して物の斷れ離
るゝを布都と云に同じ劍の利くして物を斬斷つ意を以て稱へし名なり
○磐筒女。磐は字の如し湯津岩村に生坐る故に申せり筒は借字にて上
の都は助字下の都は知と通ひて稱名なり日本紀には磐筒男磐筒女之所
生之子と見ゆたり○香取は神名帳に下總國香取郡香取神宮とあり官幣
大社
香取神宮あり○武甕槌神。武は字の如し甕は嚴と同じイカはいかめしなど云

まといはれたれど
その名義の解信け
がたくもあり所狭
くもあるればねどり
いはずなん

○天孫
天孫とは本注に
云へる如く天津
神之御子孫と申
ことにて日子番
邇々藝尊を始奉
り畏くも今上帝
に至るまで皆天
津神之御子孫な
れば是を漢文に
簡書して天子と

是也槌の都は助字。知は尊稱なり○瓊速日神。瓊は上に同じ速日は稱也
也○鹿島は神名帳に常陸國鹿島郡鹿島神宮とあり官幣大社鹿
島神宮あり○驅除平定
○驅除は惡の神等を驅攘ひ除去るなり平定は國中を平らかにし定め治
むる也扱此事は日本紀古事記及び祝詞等を併せ考ふるに天照大御神の
詔を以て豊葦原の水穂國は吾御子の知食さん國也と事依し玉ひしかば
正哉吾勝尊天降りたまはんとて天之浮橋に立て臨みたまふに此國には
荒ぶる神どもありて太く騒がしかりしかば降りたまはずして還り昇り
たまへり依之高皇產靈神天照大御神の詔を以て八百萬神等を天之安河
原に神集に集へたまひ誰れの神を遣はしてその荒ぶる神を撥ひ平けん
と議りたまひ衆神の申すまゝ、に天之穗日命を遣し又其御子武三熊命ま
た天稚日子など次々に降したまへども各々事故ありて功を奏とること
能はき最後に經津主神武甕槌神を遣しつれば二神先づ國主たる大己貴

は書り彼萬國廣しと雖も眞天子は則ち吾天子御一人に座せり然るを古く漢土へも傳へて既に騎冠子泰瀾篇曰天下盡人也以天子爲正云々と見ゆて其意は天下には何處の國にも盡く人はあれども其人多き人の中に行ひの正しきは天子こそあれど

神に此國を奉らんや否やと問ひたまひ其天神の勅に順ひたまふに及びて國中の諸神を神問に問はして歸順する者をば褒賞し順はざる者をば誅戮し竟に天に報命したまへるなり其文ども甚長ければ今は只其大意を擧ぐるかりまた山鹿高興云是賞罰之始也凡賞刑者齊其過不及之道ニ而勸メテ導メ入テ於善ニ懲メテ示メ惡於人ニ之事也人之氣質不レ同俗之風教不レ正則或習レ惡ニ而爲レ恒或以暴逆ヲ爲レ業ト故刑以威之之罰以懲之者君子所以以ニ愛之ヲ而非ニ惡之ヲ以害之ヲ不レ刑賞以御之則善惡不レ明君子之道消小人之道長ス可レ不レ慎乎とあり

於是大己貴命及其子事代主神並皆奉避仍以平國矛授二神曰吾以此矛卒有治功天孫若用此矛治國者必當平安今我將隱去矣辭訖遂

隱於是二神誅伏諸不順鬼神等果以復命

云へる義なり心を臍下に治めて能く思ふべし我國は二神の産出給ふ國なれば先づ君ありて後人民あり赤縣州の如きは潮洙凝て後所謂蠢化の民生し是を治るに悉に東方神州の神人渡來して制しめ給へりかく東方神州より渡來して馭戎し給ふ上は必人を教

日本紀に經津主神武甕槌神二神降に出雲國五十田狹之小汀云々問大己貴神曰高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地故先遣我二神驅除平定汝意何如當須避不時大己貴神對曰當問我子然後將報云々致高皇產靈尊勅於事代主神且問將報之辭時事代主神謂使者曰今天神有此借問之勅我父宜當奉避吾亦不違因於海中造八重葦柴垣踏船柁而避之使者既還報命故大己貴神則以其子之辭白於二神曰我怙之子既避去矣吾亦當避云々乃以平國時所杖之廣矛授二神二神曰云々今我當於百足八十限將隱去矣言訖遂隱とあり此書の傳も大凡同じ様なれば省略さて記されたるなるが廣矛の事は後に用われは委しく擧られしものなり此項下の矛玉自從とある所に云ふべしさて此に問吾子云々とあるは此時事代主神は御勢まししく國內の諸神も歸服してありけんか

ふるに全世界に
具天子の座と事
をも傳へ給へる
事論なかるべし
こゝに後世に至
りて彼の國王等
古書に天子と稱
へたる御名の有
を見また其爲正
などの文よりし
て已れ此御名を
僭号しつれども
天津神之御子な
らねば若人咎む
ればいかゞ答へ
むやとて造言し

らに若し此神の御心を問はでは御父と申せども專斷したまふこと能は
ざりし情勢なりしなるべし斯くて事代主神は此國は固り天孫の知しめ
べき理を能く知りて座ましつれば若御父の過ちて天神の勅に背きた
まはんこともやと危ふみ思ふ、かば天孫に國を奉らんと申して時を移
させ直に避りたまへるなり纂疏に事代主神以天神之勅諫父遜讓而
去可謂忠且孝一矣とあるは然るとなりたゞ其忠孝兼備のみならず大
義に當て決斷の勇なる具に臣子明鑑となすべしさて事代主神の名義は
古事記に八重事代主神とあり姓氏錄に積羽八重事代主命とあり舊事記
にも都味齒八重事代主神とあり積羽八重とはかの八重者柴垣のことな
り事は古事記に言とある字の義代は驗シルハシロ通音なりシは語尾かり名詞に
ハシルシを約めたるなりといふは例の強解にて清雄は得うべきはす
にて此時國を天孫に奉らんと白し玉ひその
言の驗に青柴垣に隠れたまへる故にかく稱へ奉れるなり○以平國之

けれ夫は孝經の
援神契天覆地載
謂之天子ト上
法升極といひ
白虎通に天子者
爵稱也爵所三以
稱天子者何王
者父レ天母レ地
爲天子之子也鉤
命決曰天子爵稱
也帝王之德有
優劣一所以俱
稱天子者何
以下其俱命於
天而王治五千
里内也尙書曰

矛云々これは此神天下を經營たまひし時に強暴鬼神等を打ち平らげ
玉ひし御矛なり日本紀には廣矛とあり古事記景行天皇の段に比々良木
ノ八尋矛とあるも是也といへり此は猶考ふべし扱此は武威を以て順は
ざるものを退治すべき爲に奉りたまへるにて此御矛後に大和國大和神
社官幣なる八千矛神の神體となれり此事大和神社注進狀に出でまた八千矛神と申
此矛によりて稱へたるなり八千の字につきて説けるは非あり○天孫は天神之御子古事
記に
然いとあるべきを漢文風に簡に書るにて即天神之御子孫と申すこと
なり猶上欄にいへり○嘗平安は大已貴命此矛もて邪神を平伏たまひ
し功有しなれば天孫も此を以て逆徒を征し平げたまはゞ平安にまこと
しとなり此上古武を以て本としたまへる風儀にて龍鳳近の言に惟夫
起於天瓊矛之滴瀝一成治功於廣矛寶劍者國器之最師靈者東征之瑞
乃是武勇之根柢我國之鎮護也といへるが如し○久保氏云天書に此大

天子作^ト民父母^ト以爲^ニ天下主^トとあり最も信難^シ書さまならずや中にも孝經には天覆地載といへり然らば彼國王のみ天は覆ひ地は載る者にあらざるし此の如くならば天地間のもの一つとして天子ならぬものなきをや猶委しは師翁の赤縣太古傳披き見るべ

已貴神の御言を記して此矛者天^ト珍寶而吾以^ニ此矛^ト悉平^ニ不順者^ト有大功^ト常^レ爲^ニ鎮國之護^ト吾今護^ニ二神^ト以宜^レ獻^ニ天^ト杵尊^ト必常帶^ニ之^ト輒莫^レ借^レ於^レ人^トとあり此書は信難事あれども此御言などは古傳にや假令然らざるもその理いと明かなりまことや中世これを人臣に借したまへるより武家これを假りて返し奉らず朝廷の式微を致せり方今天皇御親事あれば大元帥となりて不逞を征したまふ御事となれるは畏けれど珍たし然るに世には武道の何物たるを知らせ外國の柔弱奸佞の風に遷り行くはいと哀しきことならずや有志を思へ○將^ニ隱去^ト日本紀には於^ニ八十限^ト將^ニ隱去^トとあり古事記にも於^ニ百不足八十限^ト手^ト隱而侍とあり本居翁の説に百不足は八十の冠辭○八十堀手は多くの限々を經行て甚遠き所と云る也といはれ師翁の説に何處を許^{ハカ}と指し定めむ處なき言なりとは杵築宮に鎮りましつゝも其御形を顯世に現し玉はで何處

し
○矛玉自從云々
清雄云矛玉自從へりとある玉とは瑞八阪瓊之曲玉なること注釋せしが如し名の義瑞はミツミツしきを云ふ八阪は借訓にて禰具明の約まりしなり

此語義本居翁は未思得ずと記傳にい
はれたり今は先師の史傳に據る

に坐せども知られを隠り坐せを宣へる形容語にて常世の國と云に言意通へり云々天神祖命の幽事を治せと任し玉へる大御詔を畏み承給はりまして顯明事は皇孫命に譲りまをして彼宮に鎮り坐し彼宮とは官幣大社出雲大社あり今に至るまで幽冥事を治しめし坐せなりと云はれたりこの八十堀また幽冥事に付ては師翁の古史傳靈能真柱六八部叟の顯幽順考論などに精説有るを見て知るべし久保氏云此事は日本紀纂疏なる幽事の解に人為^ニ惡^ト於^ニ顯明之地^ト則帝皇誅^レ之爲^ニ惡^ト於^ニ幽冥之中^ト則鬼神罰^レ之爲^ニ善^ト獲^レ福亦同^レ之とある如く善惡賞罰禍福報應の道の本にして道德の學に大有用なることなれば能く心を用ゐて考へ見べきなり○誅伏諸不順鬼神等日本紀一書に經津主神武甕槌神云々周流削平有^ニ逆^ト命者^ト則加斬戮歸順者則加褒美云々とあり祝祠どもに神問問神攘々また神和々などある是なり

曲玉は字の如く曲れる玉なり上代に曲りたる玉を殊に貴みし故に此稱有りし也仲哀天皇御紀に天皇如八尺瓊之勾以曲妙御宇とあるも勾りたる状の妙なるを美めて譬とせしなり
 こゝに因れば師説なる三種神器の事を抄撮してん八尺勾瓊は古事

于時天祖天照大神高皇產靈尊乃相語曰夫葦原瑞穗國者吾子孫可王之地皇孫就而治焉寶祚之隆當與天壤無窮矣
 夫葦原瑞穗國者云々此大御詔日本紀一書に天照大神の勅としたり是實に正しかるべし此書に高皇產靈尊をも擧たるは此降臨の事は都て此神の事執りたまひて天照大神と相並ばして詔したまへる故に紛れたるものなるべし此勅は必天照大神なるべく高皇產靈神は預かり玉ふまじきなり又相語とあるもいかゞ日本紀に勅皇孫曰とあるを宜しき〇さて此勅の事は上の降皇孫爲葦原中國主とある處に云へる説を見合はそべし實に尊く畏き神勅なれば等閑に讀み奉るべきに非ず〇葦原は上に云り瑞は水々しく稚く盛なるを云へり穂は稻穂なり吾國は次段に

記石屋戸の段に科玉祖命一命作て眞質木の上枝に取著し玉なり此も大御神を招奉るに用ひし物なり

然るに此勾瓊を或は伊邪那岐命の天照大御神に賜へる御頸玉なりと或は須佐之男命と誓約たまひし時の曲玉なりと或は大日貴命の獻りし曲玉なりとせるは本

見わたる如く天上の齋庭の穂を傳へて美しき稻の出來る故に如此稱へて號くるなり〇就而治焉とは葦原國に往きて其國を治めよとなり〇寶祚は文選に出て注に謂國命也とあり即天皇の御位を申す日本紀にアマツヒツギと訓めり此言は古事記に天津日繼と見ゆ祝詞に天津日嗣と書ける字の如く天津日神の御任を受けて其の大御業を繼ぎ玉ふ由なり日本紀天武天皇の卷に皇祖等之勝極とある本註に古云日嗣也と見わたる〇天壤無窮。天壤は天地なり壤の字は説文に柔土無垠曰壤とあり此はたゞ地と云ふ意に借れるのみなり此神勅の最も尊き事は故大人等の著書に委しければ必見るべし今こゝに引出ては事長くして却て繁雜とれば省さつ

即以八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫永爲天璽所謂神璽之牙玉自從即勅曰吾兒視此

居翁の旨の如く皆
推當の非説あり

さて古事記に
賜^{カフ}其遠^ニ岐斯^カ八
尺^ハ勾璣^ク鏡^カ及^ハ草那
薙^カ劍^カと見^レ神
代紀にも賜^{カフ}八
咫^ハ瓊曲玉^カ及^ハ八咫
鏡^カ草薙劍^カ三種^カ寶
物^カとあるに就
て鈴屋翁の説に
此^レ三種^カを連舉
る次第は鏡劍玉
とか鏡玉劍とか
有べき理なるに
記紀ともに玉を

寶鏡^ヲ當^テ猶^レ視^ル吾^ニ與^ニ同^シ牀^ニ共^ニ殿^ヲ以^テ爲^ス齋^ノ鏡^ト仍^テ以^テ天^ヲ
兒屋命^ヲ太玉命^ヲ天^ノ細女命^ヲ使^シ配^シ侍^セ焉

八咫鏡は磐窟段に石凝姥命の再度に造れる御鏡なり名義は古來說々あ
れども八は彌の義。咫は手の義にて兩手を開きて並べたる程の大さな
りと云ふに従ふべし。○草薙劍此御劍の事は上に出たり。○二種神寶。日
本紀には八咫瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種の寶物とあり古事記にも其遠
岐斯八尺勾璣鏡及草薙劍とあり後世までも三種神器と申し傳へて三種
なること明かなるに此書にかく鏡劍の二種としたるは齋部家の傳説な
り此齋部家は御即位の時此二種の神寶を奉る例なりしかば古より如此
言ひ傳へたるものなり。猶上欄に云へるを見るべし。○天璽は大殿祭詞に皇御孫命^乎天津
高御座^{カミミカサノイハ}坐^{マシ}天津璽^{アムツルシ}劍鏡^{ツルシ}捧持賜^{マシ}云々とあり天照大神皇孫を天上

先にし紀には殊
に玉及鏡と鏡の
上に及字をさへ
置れたるはいか
にと云ふに崇神
天皇の御代に至
りて此御鏡劍を
ば他處に齋祭
給ひてより天皇
の御許に座をば
神代の舊物には
座さす唯玉のみ
ぞ今大御神の授
け賜へる隨の物
にて座を故に彼
の御世よりして

にて天津高御坐に即け奉り玉ひ此三種神寶を授けて此を天上の御璽と
なし玉へる義なり然れば此三種は即天皇の天津日嗣を知し食と御璽に
て此三種なければ天位に即き玉ふと能はせ又天津日嗣の御子ならせし
ては此三種を得ること能はざる極めて貴き御寶物なる事今更申さん
中々愚なりと云べし猶下に云はん。○神璽之劍鏡は右に引ける大殿祭詞
に天津璽乃劍鏡と見ゆ神祇令に凡踐祚之日中臣奏天神之壽詞忌部上
三神璽之鏡劍とある是なり。○矛玉自從。矛は上文國平の矛の事あれば
即此矛なり玉は八咫瓊の曲玉なるべし然らば三種神器の一種なれば鏡
劍と並べ擧ぐべきに。日本紀古事記ともに玉を第一に擧げたりかく記せるは上に云る如く齋部氏
は二種にのみ預りて玉には關らざりしかば玉の事をばよそげに云ひ傳
へたるものなるべし然れば此は齋部限りの事と知るべし自從とは御璽
ども無く自神寶に従へて賜へる由なり。○吾兒視此寶鏡云々通證に吾兒

は三種の中に玉を第一とぞ爲られけむ然れば其御代より後は常に玉を先に申あらしひたる其次第のまゝに記紀とにも記せる物にして神代より然るには非ざるも然るを或説に本来玉を鏡よりも殊に重き物の如く説成し懸居翁の祝詞考に伊邪那岐命の天照大御神に賜へる

謂^ニ吾勝尊^ヲ也世々皇胤自在^ニ其中^ニと云へり是^レ日本紀には授^ニ天忍穗耳尊^ニ祝曰とあるに由りたるなるを此書は皇孫天津彦彦に授けたまへる趣なれば見^ニはた^ニ子孫までに泛^ク係けたるものとぞべし上代に子と云ふは泛^ク子孫までに汎らんも妨げ無^シ扱此勅も實を賜へるも天照大神にて高皇產靈神には係らざることを記紀にて明けし○同牀同殿は下文にも帝之興^レ神其際未^レ遠^ク同殿同牀以^レ此^ヲ當^トとある如く八代になりても然ありしなれば況^ニ神代には皇孫の大宮内に大御神を祭り奉り實に如在の禮を行ひ玉ひし御事にて是^レ即^ニ大御神の神意あり齋鏡は齋ひ祭る御鏡と云なり谷重遠の言に爲^ニ齋鏡^ト謂^レ爲^ニ神體^ト今内侍所此遺法也といへり古事記に此鏡者爲^ニ吾御魂^ト如^ク拜^ニ吾前^ニ伊都伎表とあるを思ふに此御鏡を即^ニ大御神として齋^ヒ奉れとの御事なり○天兒屋命云々これ皆夫の岩窟の時に大功ありし神なれば天孫に陪^ニ從^トはしめ玉へるありそは天下を治め玉ふは神事

御頸玉は大御神の天を知食を御^ニ頸^トなり今天孫に賜ふ勾玉は天岩戸前にて招禮せし時かの大御神の御頸玉に準へて作りしを今天孫天降りて國の主となり給ふ御頸に大御神これを賜はせしなりと言れたるも皆かはず其故は岩屋戸の段の勾玉は彼御頸玉に準へて作りしと云こと徴據^スか^シ彼

を第一とし玉ふことなるが此神等の職掌神事に無くて叶はざる事どもなるを以てなり扱古事記日本紀ともに石凝姥命玉祖命を加へて五^部神とあるを此書は鏡造玉作の二氏を略せる傳なり○配侍は古くソヘハヘラシムと訓たり古事記に五伴^神緒^神を^ニ支^ト加^トたまふとあるに同じ○北畠准后の神皇正統記に云く此國の神寶にて皇統一種正しくましますこと實に是等の勅に見ゆたり三神の神器世に傳はること日月の天にあるが如し又云内侍所は神鏡なり八咫鏡と申せ正體は皇大神宮に齋^ヒ奉る内侍所は崇神の御代鑄替られたりし御鏡あり村上の御時天徳年中に火事にあひ玉ふそれまでは圓規かけまします後朱雀の御時長久年中重ねて火わりしに灰燼の中より光をさ、せ玉ひけるを納めてぞ崇められけるされど正體つ、がなく万代の宗廟にまを寶劍も正體は天^村雲^劍と申と熱田神宮に齋^ヒ奉る西海に沈みしは崇神の御代に同じく作替られし

段を考ふるに此玉
ざる意にて作れる
には非ずして玉は
古へ珠にめでて世
に奪み欲する物な
る故に御幣に献り
しのみあり然れば
珠に比なく重き招
福に用る故に心を
盡して作れるから
有るが中にも珍た
く美麗き玉ありけ
る故に御大神の珠
に珍し給ひて
比ひなき御寶物に
て有けるを此度御

勿なり失ぬることは末世の驗にやと恨めしけれと熱田の神あらたなる
御事なり昔新羅より道行と云ふ僧來て盗み奉りしかども神變を現はし
て我國を出たまはせかの兩種は正體昔にかはりましまさせ世々の天皇
の遠き御守とし國土のあまねき光となり玉へり神靈は八坂瓊曲玉と申
を神代より今に變ら老代々の御身を離れぬ御守りなれば海中より浮び
出たまへるも理なり又云此國は三種の正體を以て眼目とし福田とよる
ことなれば日月の天をめぐらん程は一もかけ玉ふまじきなり天照大神
の詔に寶祚の榮え坐んこと天地と窮り無る可しと侍ればいかで疑ひ奉
るべき今より行先いとたのもしくころ

因又勅曰吾則起樹天津神籙神籙者古語及天津磐
境サカチ當爲吾孫アガミヤノ奉齋矣汝天兒屋命太玉命二神

孫命には賜はせる
にこそ有けぬ異な
る意あるべくも非
ず故れ古事記書紀
ともに此次の詔
にはただ御鏡の事
のみ有りて此玉の
事は見え若しこ
の玉御國知食を御
璽とあらば必ず其
事も詔ふべき理な
らずや然るを彼の
御頸玉に準へて是
れをも御國知食を
御璽として賜ひし
と云はるゝハ記紀

宜持天津神籙降於葦原中國亦爲吾孫奉齋
焉惟爾二神共侍殿内能爲防備宜以吾高天原
所御齋庭之總是稻也亦當御於吾兒矣宜太玉
命率諸部神供奉其職如天上儀仍令諸神與
倍從

○久保氏云日本紀にこの吾則と云より亦爲吾孫奉齋焉と云までは
高皇產靈尊の御言とし惟爾より當御於吾兒矣までは天照大神の御詔と
せり實にこれ正しき傳なり此本文はとべて二神の勅混淆して明かなら
き宜しく日本紀に従ふべし扱この吾則とあるを古史傳に上なる天照大
神の寶鏡の勅を承けて詔ふ御言なるは此書にかく寶鏡の勅の次に在る
にて知るべしとて日本紀を錯亂とせられたれども右に辨る如く此書は

祚之日中臣奏
天神之壽詞一忌
部上三神璽之鏡
劍一

鏡解に此れ即以
鏡劍一稱し璽

繼體天皇紀に大
伴金村大連乃跪
上三天子鏡劍璽
符一再拜あどあ
り

神祇令また祝詞の
文を以て見れば繼
體天皇紀ある兩符
も即ち鏡劍を指て
云へるかたどひ玉

る御儀式なれば初學の爲に少云はんはんに嘗とは新饗の義にて新穀を聞召し初むるにつき先之を皇祖神に奉り玉ふ之を大嘗祭と云ふ扱後に御自ら聞食し群臣にも賜ひて宴會をあし玉ふ是は大嘗會にて豊明節會と云も是なり扱後世は御即位の時行はる、を大嘗と稱し最も重大なる禮式となし毎年行はる、を新嘗と稱し年中第一の大禮とぞ大嘗の時は預悠紀主基の國郡を卜定し其處より進る稻を以て御膳御酒とし大嘗宮を立て十一月中卯日に神饌を供へたまひ
大嘗宮にて齋請めて神を祭り玉ふ其庭なる故に齋庭とは云ふあり 辰巳午の三日宴會ありまた毎年行はる、新嘗は卯日御祭辰日宴會なり上古は朝廷のみならず賤しき人民の末々まで新穀の出来る時は齋み慎しみて神にも奉り自ら食ひ初めしにて其狀古書に見たり抑食は人生第一の物にして此に由りて生活をを得るなれば最嚴にせきは有まじきものなり其初天照大御神五穀の種を見そなはして青人草の食て活くべき物なり

かりとも鏡劍の次にあるをや

これら鏡劍のみを云ひて玉を云はせ此三種の中には玉は本は輕きが故なり然は有れども天皇の大御許にしては此の玉のみ今に至るまで大御神の授け賜へりし隨の物に坐ませば傳へ持給ふ三種の御璽の中には殊に貴き御

と之を御田に殖たまひ其成熟に及びて新嘗開食し遂に其種を天孫に授けて天降し玉へるを天孫此國に降り玉ひかの種を殖る其成れる時に大嘗を行ひたまひけんからに人民も皆々上を學ぶ下の習いと各々新穀の事を重くしたる淳朴鄭重の風儀眞に神國君子國の名に背かざる所なり我國人たらん者は此天神。天祖。天孫の大御心を體し各々分を守り職を務めその天神。天祖。天孫の生育愛撫し玉ふ恩徳を報謝せんことを能く心掛くべきものなり○注に稻種也とあるは本文に穂とあるに付て是即稻の種なることを知らせたるなり○當御於吾兒大御神の吾が開食せる稻を天孫にも開食さしめんとの事なり○宜太玉命率諸部神云々。文意は聞わたる如し太玉命は上件に出たる如く天にて鏡造玉作等を始め諸部神を率ゐて事をなし玉ひしなれば天下に降り玉ひても天上の御儀式如く其職に仕奉るべしとなり扱かく云ては太玉命諸神の統領

寶ありけり

後の世に神璽と申
まは此の玉の御事
なりさて此の三種
の神寶は崇神天皇
の大御世まで大宮
の中に齎き奉らせ
給へるが其を畏み
思へて新に御鏡劍
を造らせ給ひ勾玉
と共に初の如く天
日嗣の御守りと成
り坐て磐石に常石
に今に至るまで御
傳ませり其本の御
鏡は伊勢の大御神

にして天兒屋命などは其下に立ちたまふ如くなれど然らば此は磐窟の
段に令_下太玉命率_二諸部神_一造_中和幣とあるにて心得べし○令_二諸神陪
從_一は天上にて大御神に仕へ奉れる神等を天孫の御供として陪_へ從は
しめたまふなり

役勅_ニ大物主神_一宜_下師_ニ八十萬神_一永爲_ニ皇孫_一奉_ル護_ル
焉仍_テ使_下大伴遠祖天忍日命_ニ師_ニ來目部遠祖天穗_一
津大來目_ニ帶_レ杖前_ニ驅_上

この大物主神への勅は此神歸順し玉ひて其御子言代主神と共に八十萬
神を帥ゐて天に昇り玉ひし時高皇產靈神の詔へる御言なること日本紀
一書に出たり○八十萬神。此あるは上に出たる天上ある八十萬神とは
異にて葦原中國なる神等を云ふ即大國主神に統屬せる神なる故に如此

御劍ハ尾張國熱田
宮の神林と齎き祭
らせ給へり

○天宇受賣命

師は大宮能賣神と
同神あるよ一説は
れたりかれこゝに
掲載せ
天宇受賣命_{天ノ御}
女命_命
亦名を大宮_{オホミヤ}
能賣神_{ニミヤノ}
宮比神_ノ
とも申して此神
は本注に出たる
如く皇產靈神の
御子天太玉命の
子に坐ありさて

勅し玉へるなり大物主神は_{上にも云へる如く此は大國主神の和魂の神かれと國神}
の首領とましますばなり然れば此諸神は更なり國中の人民の靈も皆此
神に屬して其御治を受くる事と知るべし故に大國主神の幽冥主宰とし
て國神を帥ゐる天孫を護り奉り玉ふ如く人靈も大國主神に屬しつゝ、其分
に隨ひて夫々に國家をも守り子孫をも守ると疑なきものあり_{古史傳に委し}○大
伴遠祖云々上に見たり○來目部遠祖云々これは忍日命の帥ゐたまふ
軍卒の部なり總は奇の借字。來目は久麻と通ひ勇み強き意あり_{熊襲傳の久麻}
也古事記に久米直等祖天津久米命とて一神の名といたるを本居翁は取ら
れたれど久保氏は萬葉なる大伴家持卿の歌に大伴の遠つ神祖の其名を
ば大久米主と負持てとありて大久米命は即天忍日命の一名あるべし日本
紀には別に一神とせせ神武天皇紀にも大伴遠祖道臣命來目部を帥ゐる玉
へる趣なりといへり猶大伴氏及來目部の事神武天皇の段にも出たり○

此の神を宮比神
 と申す由はまづ
 宮比てふ語の義
 より説むに比は
 フリの約れるに
 て郎夫理を郎備
 と云ひ里夫理を
 里備と云ふに同
 く其の風を云ふ
 辭にて即風の字
 の義なり然らば
 その宮風とは如
 何なる風を云ふ
 と云むに言語
 は更なり立振舞
 に自づからに威

仗は兵器なり日本紀一書に大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天穗津
 大來目一背負天磐鞞一臂着稜威柄高一手捉天梶弓天羽々矢及副持
 八目鳴鏑又帶頭槌劍而立天孫之前遊行降來云々とあり上の見屋
 命太玉命鈿女命は後世の文官の如く天忍日命は武官にて六衛府などの
 如き職掌なり續日本紀の宣命に大伴佐伯宿禰常母云山往者卿生
 屍海往者水漬屍大君透死能杼死とある如く天皇の御
 爲に身を捨て仕奉らんとする武臣の常なる但此は武臣のみならず君
 の爲には身を捨て仕へ奉るべき志は誰れも斯の如くあらざる可らざる
 れども四民各その職を異にするを以て其君の爲にとる所業は同じからざ
 るは云ふも更ありたりこの己が一身を棄ても君の御爲また國家の御爲
 に心を用ゐる力を盡さんと常に心がくるぞ臣民の職分ある勉めざるべけ
 んや勵まざる可んや○前驅はサキハラヒとよめり次に先驅とも書けり

儀具はりて優美
 しく手の蹟足の
 蹟ひなど有るこ
 と無くまた自づ
 からに可笑みあ
 りて見る人これ
 を愛したひ君に
 侍ひては能く常
 の御心をさしく
 みて事を調へ或
 は餘の仕人など
 君の怒りに瀾た
 らむ時は美詞
 をもて和し參ら
 せかつ其の仕人
 の君を恨み奉る

文選の注に先驅天子行以靜道也とあり

既而且降之間先驅還白有一神居天八達之衢
 其鼻長七咫背長七尺口尻明曜眼如八咫鏡即
 遣從神借問其名八十萬神皆不能相見於是
 天鈿女命奉勅而往乃露其胸乳押下裳帶於
 下而向立笑噓是時衢神問曰汝何故爲然耶天
 鈿女命反問曰天孫所幸之路居之者誰也衢神
 對曰聞天孫應降故奉迎相待吾名是救田彥大
 神時天鈿女命復問曰汝應先行耶將吾應先行
 耶對曰吾先啓行天鈿女命復問曰汝應到何處

まじく善言を以て言直し宮進に
進めて仕へ奉ら
しめ或は君の鬱
悞あらむ時など
自然に其の事の
休べく時により
事に依ては縮語
をも交へて悦懼
參らせ参入り罷
出る人の擇びは
更なり何さまの
嚴き者にも而勝
向ひて怖ること
無く紅顔はしま
た然るべき時に

将天孫應到何處耶對曰天孫當到筑紫日向高
千穂穗欄之峰吾應到伊勢之狭長田五十鈴川
上因曰發顯吾者汝也可送吾而致之矣天鈿
女命還報天孫降臨果皆如期天鈿女命隨乞侍
送焉天鈿女命者是猿女君遠祖以所顯神名
為天氏姓今彼男女皆號曰猿女君此緣也
且降之間は天孫將に降らんとして未だ降り玉は先驅の神のみ先立出
たる時なり○天入達之衢八は例の彌にて數多きを云衢は道俣にて天よ
り降る道の幾筋にも分れたるを云へり抑天と地との中間は虚空にて何
も無かるべきに似たれと天にも國にも氣ありて先滿在は其氣の中に道
筋あること水中に水脈のあるが如く其脈々を歩みて降ること、覽ゆる
なり○鼻長七咫云々咫は八寸也と注ざる字なれども此は手を廣げたる

當りては人の恥
ぢて得爲まじき
狂熊狂言をも憚
ら老物して竝居
る人を動もし笑
はそなど是れ眞
の宮風あるが大
宮能賣命は然る
神徳におはせる
故に宮比神とも
申せるなり
其は上にあらま
説たる此神の神世
にあり有功の種
にて知るべし抑か
る宮風は心

大きさをること古史傳八咫鏡の解に云れたる如くあるべし久保氏云鳥
長の七咫ならんは甚長きに過たるに合せて背長七尺は又甚だ大あらざ
る故に日本紀に當言七尋とあり然ることながら此寸尺の事は本
より定め難し唯其尋常なら老長大なるを云るものと見るべしといへり
當言七尋一本四字小注也按後人傍注誤入本文宜刪去と松下見林いへり
○口尻明曜古事記に上は高天原を照し下は葦原中國を照すとあり○
眼如八咫鏡は眼の大ききして曜きたるが鏡の如くなるなり○從神は御
供の神なり○天鈿女命奉勅古事記に天照大御神高木神の命とあり○
露其胸乳云々兼良公の説に所謂俳優之狀天鈿女以戲謔相對する也
とあり抑此時の御供神には天忍日命などの武き神ましまして先驅し
玉へるに如何に猿田彦神の容貌の畏く坐んも問顯はそこと能はざる
べから老然れども非常異體ある神のありて其御心知られざるを中々に

元より直實洒落に
 して強悍猛固を兼
 たるに謂ゆる仁智
 を具せずては豈こ
 うに至らむやも但
 一此は 姑宮比神
 の大御神仕に奉ら
 ず、事により君て
 に仕ふる趣を云ふ
 されど此心ばへを
 推て親に車師に事
 へ兄に事へ友に交
 はり弟を愛し妻子
 奴婢をも思ひあは
 能く宮風を習ふ人
 と云ふべし

武を神して問はしめ玉は、如何なる事の起りて降の障臨害とあらんも
 測り難き故に殊に天鈿女命の勇悍にして且つ洒落たる女神をして斯く
 戯謔の體を以て問はしめ玉へるにて所謂柔を以て剛を制する術策なり
 扱この胸乳を露し裳帶古事記に裳紐と有て裳に着る紐をを膺下に押下したる
 は古事記にては磐窟の條に見えたる其方や正しからん此なるも戯謔の
 體ながら猶少か不敬なるやうにも聞かていかゞに覺ゆ笑噓はあざわら
 ふと訓めり漢書の顔師古が注に噓謂二辱舌之中一大笑則見と有て大に
 笑ふことなり○反問は猿田彦神の汝何故然とるやと問へる其答をば爲
 させして反りてうの出で來れる由を問ふなり○猿田彦大神○古事記に
 國神名猿田毘古神とあり名は出雲國の佐太大神にて猿田は即佐太なり
 猿を佐とのみ訓ひは下總の地名猿島などあり又新萬葉に高猿子と書
 ける例あり○啓行は詩に出たる字にて注に啓開行道也とあり即ミチ

斯て其宮風を習
 へる故事とも古
 書に往々見わた
 る中に允恭天皇
 の御世に輕太子
 れかし給へる罪
 ありて物部大前
 宿禰の家に逃入
 ませるを穴穗王
 子軍を興して其
 の家を圍み給ふ
 に大前宿禰まゐ
 出て手をあげ膝
 をうちて「宮人
 の足結の小鈴落
 にさど宮人どよ

ヒラキと訓む○筑紫は西海九國の總名。已に上にいへり。日向は今の日
 隅薩三州の地なり○高千穂之榎觸峰。六八部叟の日向國神蹟考に此山
 の書に見えそめたるは古事記皇美麻命天降章に天降坐于筑紫日向
 之高千穂之久士布流多氣と有るがはじめには有ける然れど此山の事
 を神代記には皇美麻命のいまだ天降就給はざりし以前天八衢にして奏
 したまひし猿田彦神の御言に既に如此告たまひしかば天降よりも以前
 より名に負來つる山なりし事云ふも更なり此山を如此稱へる事神代紀天降章第
 一の一章に見えまた古語拾遺に見
 たるるなど古事
 記ある事專同也云々日向國風土記に天津彦々火瓊々杵尊云々天降於日
 向之高千穂二上之峰二天暗冥晝夜不別人物失道物色難別云々搗千
 穂稻爲糲投即天開晴日月照光因曰高千穂二上峰云々と見わたる
 によりて誰もたれも此名義の起る本元は千穂稻に依れる事と思ふめれど
 此風土記なる名義の説は非なり其は此名は上にも辨る如く美麻命の天

む里人もゆめ
と歌ひ舞つ、王
子の御前に来て
輕太子を攻給ふ
事を諫めし事あり

膝を打つことは、オモシロ 憐

く樂時むの願にて

大神宮儀式帳また

神樂歌などにも其

證哥あまた見えた

り

こは疑なく宇受
賣命の俳優し給
へる時の狀を撮
たる戯舞にて穴

降着き給はぬ以前より聞えたる名なれば彼千穂稻の故事を俟ちて後に
負ひつる名にはあらざればあり云々此山の事其とおぼしき二處に有て
いとまぎらはし其一は今も高千穂嶽と云ひてかの風土記に見えたる
杵那なる是也一は諸縣郡に有りて霧嶋山と云ふ是なり云々熟考ふれば
美麻命の天降つき給ひしは實に霧嶋山なるべき明徴六ツ有りて委し
く考證せられ實の高千穂嶽を後に霧嶋山とのみ唱ふ事となれる由來を
も釋れたりまた名義をも解れたれと言長く且今少信難さふしふしも交れ
ば他日熟考して講べし○伊勢之狹長田○古事記に手力男神者坐三佐
那縣とある同地にて神名帳に伊勢多氣郡佐那神社とある所なり○五
十鈴川上は後に天照大御神の鎮り坐せる地なり此は尙下垂仁天皇の段
に云べし○發願とは如何なる神とも知られざりしを問聞て其と顯はせ
るを云ふ○可送吾而致之は吾が到るべき伊勢國に送り致せとなり○果

穗王子の急に攻
給ふ銳氣をしま
し和め奉らむと
の態かりそは
此の歌に宮人の
足結の小鈴落に
きと云へる宮人
は宇受賣命をい
ひ宮人どよむと
云へるはかの八
百萬神の笑ひ響
めるを云ひ里人
もゆめと云へる
は神世に宮人の
かく舞けるを宮
人たち動み笑へ

如期は猿田彦神の白し玉へる如く筑紫日向高千穂の峰に降り坐し、を
云ふ○侍送は猿田彦神に侍て伊勢に送り行き玉ひしなり扱こ、に侍送
とあるに付て古く鈿女命は猿田彦神の御妻になり玉ひし由に説けるが
あり古史傳にも然云れたれど如何あらん定め難し○猿女君は此に云へ
る如く猿田彦神の御名を取りたるにて猿女は氏君は戸なり古事記に
詔三天宇受賣命此立御前一所仕奉一猿田毘古大神者專所顯申之汝送
奉亦其神御名者汝負仕奉是以猿女君等負其猿田毘古之男神名一而女
呼三猿女君之事是也とありて少此書に異なり日本紀は全く此書に同じ
○彼男女皆云々古事記傳に書紀にも此書にも男女皆と云ることいか
其故は男女皆呼ふことは萬姓の常なり何の姓かは然らざらん殊更に云
べきことに非き且此號は女に肩れる事と覺しくて男に猿女君と云るこ
とは諸書に見えたること無し故思ふに本は此記今云古事記の如く女とのみ

り然れば今我が
そを擬て物とする
舞をし見る里人
らも笑へど云へ
る意あり

神樂哥に宮人の大
よそ衣ひざ還一著
のよろしもよ大よ
そ衣と云へる哥を
古語拾遺に崇神天
皇の御世に天照大
御神を倭の笠籠邑
に遷一祭れる夕に
宮人たちの歌るな
りと云へり此歌も
大前宿禰の哥と合

有けんを例の漢文のあやに何意もなく風と書れたるものにこそあらめ
然るは男のみならず女もと云ふ意にて實は女を云はん爲にはあれど
もかにかくに男を云へるは徒なるのみならず事違ひてぞ聞ゆるど
あり久保氏云池邊真榛が此書の新注に記傳の説を能も思ひ深めざる説
なりとしてみも猿女は女の仕奉る職にして男は拘らざる上猿女と女字
をさへ書くより後人は其猿女職に仕奉る人ならでは猿女君の氏姓は受
くまぞくのみ思はんかを推量りてかく男女云々とはことわけ置れつる
者也又記に女呼_ニ猿女君と云へるは男も其姓を受けぬにはあらねど由
縁ありて此氏の男は朝廷に仕奉らぬ例にて女の主と此姓を受けることな
る故其重きを擧て女呼_ニ猿女君とは云るなり是即他姓に異なる由を明
されたる文にて云ひもてゆけば紀及此書の傳と一理に落めりと云へ
り是にて通ゆれどもなほ記傳の説に心ひかる、はいかゝあらん〇扱此

せ考ふるに宇受
命の俳優せる時の
状をよめる哥と聞
わたり

斯て右の歌を宮
人振と云ふよし
見わたるは本居
翁の説の如く歌
の首の詞を取て
名づけたる物に
は有れど此歌正
に大宮賣命の故
事をもて詠める
が且に職員令に
宮人

謂後宮職員令内侍

猿田彦神はかく伊勢に至り給ひて其子孫今宇治土公とて彼國に在り此
神の伊勢に降り玉へる事猶垂仁天皇段に云べし〇さて此書は國史に漏
れたる事を記そが主意なるに如此日本紀と同じ様なる傳説を長々と記
されたるは皇統の始なると後段論ふ事の起原なるとに由れるにて是
此書の大眼目なればなり

是以群神奉_レ勅陪_ニ從_ニ天孫_ニ歷_ニ世_ニ相承_ニ各供_ニ其職_ニ
群神は天兒屋命太玉命を始め其他御供に從へる諸神等なり〇奉勅は天
照大神高皇產靈神の勅を奉る也〇歷世相承とは天孫天津彦彦より始
め奉り御代々の天皇迄承繼ぎて家々職々を以て供奉れりとなり

天祖彦火尊_ニ娉_ニ海神之女_ニ豐玉姬_ニ命_ニ生_ニ彦瀲尊_ニ誕
育之日海濱立_ニ室_ニ于_ニ時掃守_ニ連_ニ遠祖_ニ天忍人_ニ命_ニ供
奉陪侍_ニ作_ニ帚_ニ蟹_ニ仍_ニ掌_ニ敷_ニ遂_ニ以_ニ爲_ニ職_ニ號_ニ曰_ニ蟹_ニ守_ニ

以下十二女司是
と見の後宮職員
令に宮人

謂婦人仕官者之惣
號也

と有り此を婦人
の宮仕とると大
宮能賣命より始
まれるに思ひ合
それば大前宿禰
の歌の宮人は此
神を指たること
疑ふし

然れど後には宮仕
もる人をば男女を
通じて歌にも宮人

今俗謂之掃守
者彼詞之轉也

彦火尊は日本紀に彦火々山見尊とあり火は借字にて稻穂を云ふ上件高
天原なる齋庭の瑞穂を授け玉ひし由縁にて稻を以て稱へ奉れるなり此
は天津彦尊の御子にて御母は大山祖神の御女木華之開耶姬命なり○海
神之女豊玉姬命○御父海神豊玉彦と申せること日本紀一書に見ゆたれ
ば御父と同じ御名を負坐せるなり扱此は海神の潮瀟玉潮乾玉など云ふ
寶を持ちたまへる故の御稱か又た稱號にても有べし○焔は納と訓む
字書に焔也とあり○彦瀲尊○日本紀に彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊とあり
御名義は海邊の波瀲に産屋を立て鶴羽を葺きたるに未だ葺合へぬに
生れたまひし故なる事紀記等に見えたるが如し○誕育之日○字書に天
子生曰降誕また育は生也ともいひ産育生育なども熟用ば生れ玉ふこ
とを云へりヒタシマツルとよめるは非なり○海濱立室は海邊に産屋

と歌るが多しまた
神の宮人など神職
にも稱ふ言となり
ぬ

然れば眞の宮風
と云ふは男女を
云はせ大宮能賣
命亦名天宇受賣
命の風に強悍猛
固の質ありてま
た自づから滑稽
優美の質をかね
まば眞の宮風と
云ふに足らざ諸
書に○閑○藻○風
姿○都○媛○など

を立たるを云ふ此は海神の御女の生たまへるなれば如此ありしなり○
掃守連の姓氏錄左京大和河内和に掃守連振魂命四世孫天忍人命之後也と
見えたるを右京神八木造和多罪命兒布留多麻乃命之後也ともあり此時
かく海邊にて事を爲し玉へるに據れば實に海神の御子ありしこと明け
し天神部に入るは姓○供奉陪侍は此神○海神の御子なりかば此時かく海邊
なる産屋に侍ひて其事に供へ奉り玉へるなり○作箒掃蟹は海邊なりし
故に蟹の多かりしこと然もあるべし此縁に由りて此氏は酒掃敷設の事
を掌りしが後に掃部寮を置かるゝに至り其氏にあらざれども此寮の官
人は之を掌れり職員令に掃部司正一人掌薦席牀簀苦及鋪設酒掃蒲團
葦籬等事と見え又掃部司ありしを弘仁十一年之を併せて掃部寮とせ
られたり○掃部は和名抄に掃部寮加牟毛理乃豆加佐とあり後には又訛
りてカモリまたカモムと云へり○さて彦火尊の御母また 瀲尊の御妃

の字をミヤヒと訓たれど此等の字義は宮比の一端にこそ有れ具の宮比の義は盡さる然るに世の歌作り物語家なぞ稱ふ徒とべて然る故實に疎く右の字どもの義にそがりまた萬葉にミヤヒナと云に游士とかき伊勢物語に昔人はかく伊知速さ美夜比をなむし

御子などの事の見ゆるは別に取り拾ふべき遺傳の無りし故なり是より後も事を略せるは皆然り其國史に見えたる事をも記せるは上に云へる如く後段に論ざる旨に關係ある故なりと知るべし
建千神武天皇東征之年大伴氏速祖日臣命師督將元戎剪除兇渠佐命之勲無有比肩物部氏速祖鏡遠日命殺虜師衆歸順官軍忠誠之効特蒙褒寵

神武天皇は彦瀲尊第四の皇子にて御幼名を狹野尊と申せり後に天下を撥平げて大和國に都を奠さ玉ひしかば神日本磐余彦天皇と稱し此を人皇の最初とぞ神武は後世より奉れる漢様の諡號にて其字は易繫辭に聰明啟智神武而不殺者夫とあるを取れりさて此諡號を撰まれしは淡海

けると有る類を引出て證となし謂ゆる優艶の容貌づくりに管絃をもて遊び月に浮れ花にそきて例のをそ歌よみ耽りそを媒として筑地の崩れを伺ふ類の人をし宮比男と思ふはいと淺ましくをかしくこそ

神樂哥の古本に稚かければ美也比も知らす父が方母

公なりとも淡海真人三船なりとも云ひて未だ其確説を得ず○東征は日本紀に天皇謂諸兄及子等曰云々於是火瓊々杵尊開天關披雲路驅仙蹕以戻止是時運屬鴻荒云々治此西偏云々而遼邈之地未霑王澤云々抑又開盤土老翁曰東有美地青山四周云々余謂彼地當足以下恢弘天業光宅天下云々何不而都之乎云々是年也大歲甲寅其年冬十月丁巳朔辛酉天皇親帥諸皇子舟師東征云々とありて大和國に入り玉ふまで種々の事共甚委しく載せられたり○大伴この氏の事上降臨の處に出たり○日臣命美稱なり後に導きの功に由りて道臣命と改め玉へり○帥督將元戎日本紀に日臣命帥來目部督將元戎とあるを集解に帥來目部督將元戎と訓點せり日本紀は然もあるべけれど此書は然らば督將は諸軍の將校を云ひ元戎は其衆士卒を云ふなり督將の字は後漢書に出づ督は字書に正也とも率也とも統也とも注

が方とも神ぞ知る
らむと有る歌の意
ハ加茂翁のに説我
いまだ稚ければ宮
風たるわざも知ら
ず父が方に似て拙
きか母に似たるか
たハ神ぞ知り給は
むと云なりと云は
れハ然る言なる
が若くは非らぬ疑
をのこの哥文作り
ら宮風の本端を得
知らず稚庸を果め
て利口難詞をこや
びと誦ひてかの詔

せり元戎はもと毛詩小雅六月篇に元戎十乘以先啓行と有て傳に元大也
戒平也と見ゆたりまた文選の注に元戎大兵也ともあり今は此意にて日
臣命總大將となり諸將及び兵士を帥ゐたるを云へり○前除兇渠とは兇
賊の渠帥たる兇猾を始め八十梟帥が類をべて順はざる徒を剪り除きた
るを云ふ此命は皇軍の總督として最も大功ありしこと日本紀に委し
兇は惡也渠は大也五車渠瑞に佐命之勳。佐命は文選に佐命立功之士とありて
兇渠兇惡之魁也といへり注に謂レ佐ニ王命也といへり勳は字書に成ニ王功也とあり○比肩は相
並ぶ事にて日臣命の大勳功は他に雙ぶ人なきを云ふ比肩の字は晉書に出づ○物部氏
○物部は武士部なり武士とは武事を以て仕へ奉る者を云ふ此氏武を以
て仕へ奉る部の主たる故に物部連と云なり此氏の事舊事紀に詳なれ
ども中に信じ難きことあれば心して讀むべし饒○速日命。舊事紀に天
忍穗耳尊の御子天火明命と同神とし古史成文も之に據られたれども姓

ゆる人之子を賦
倫の多かるは勞
痛き事からずや
○かく再竟てよく
見れば既に木注に
云へると重複れる
事も多かれと夫は
所謂勞不得止とい
ふに到れる事なれ
ば必勿給め給ひう
かく記終たる時に
天鈿女命の御遺蹟
かりとて言越され
たる事あり中には
いかにとも定めか
ぬることみふれど
次に記す事とはか

氏錄にも天神とし大明命ならば天孫と云べきなり他にも火明命なる確證なければ從ひ難
し○殺レ虜帥レ衆歸ニ順官軍ニこれは長髓彦を殺し其衆を帥て皇軍に順ひ
玉へること日本紀に見ゆたり○忠誠之効特蒙ニ褒寵ニこの事舊事紀に委
し但其書には饒速日神は既に神去まして御子宇麻志麻治命の事とせり
大和氏速祖椎根津彦者迎ニ引ニ皇舟ニ表ニ續ニ香山之
巔ニ賀ニ茂縣主速祖ハ咫鳥者奉ニ導ニ宸駕ニ顯ニ瑞菟田
之徑ニ妖氣既晴無ニ復風塵ニ建ニ都檣原ニ經ニ營ニ帝宅ニ
大和氏云々天皇速吸之門に至りませる時國神珍彦迎へ奉りければ汝能
爲レ我導耶と問ひたまふに導さまつらんと對ふ由て椎檣の末を執へし
めて皇舟に牽き入れ海の導者となしたまひ名を椎根津彦と賜へり是れ
倭直部始祖也と紀に見え又爲ニ倭國造ニともあり又舊事紀にも此則大

鳥取縣管内因幡國邑美郡美保村大字宮長に鎮座まを宮長神社は祭神天鈿女命に座り武内大臣の創立にて明治維新前には氏子二十余ヶ村あり社領も多くありしと云然るに往時豊臣秀吉公鳥取城攻戦の際兵火に罹り古書古器物等多く失へり

倭連等社と云へり其祖の大和國造たりし故子孫これを姓とせるなり○香山云々は天皇の御夢に神の告ありて香山の土を取らん爲に椎根津彦と弟猶とを遣はす時に椎根津彦乃祈之曰我皇當能定此國者行路自通若不罷者賊必防禦と云て行くに賊ども道を開きて行かしめたり此に由り香山に登り垣を取て歸れることあり表績は功績を顯はせなり○賀茂縣主云々これも同書に天皇紀伊國より大和國へ入りたまはんとするに山中嶮絶して行くべき路無かりし時天照大神の御告ありて朕今遣りければ其鳥の向ふまゝに蹈み行きて遂に菟田へ出しこと見後
に頭八咫鳥亦入賞例其苗裔即葛野主殿縣主部是也とあり姓氏錄に鴨縣主賀茂縣主同祖云々神魂命孫鴨建津之身命化大鳥一翔飛奉命導遂達中州云々八咫鳥之號從此始也と見古事記の序表に大鳥導

雖然幸にして今遺寶物壹個を殘せりとそ其後社殿再建して今本殿拜殿神樂殿等堂々として鎮座せり本社傍に古の千代川今此所より凡四丁西を流る國中の大川あり川跡を存せ今に岬崎と思しき處あり土地高く突出せりこの地は鈿女命御臨降の地なりとて今に鈿女の御崎と呼

於吉野とある是なり然れば此鳥は武津之身命の化るにて尋常の鳥には非れどもかく鳥と化りて導きたる功の大ききより八咫鳥と云傳へしなるべしさて八咫鳥は日本紀に頭八咫鳥と書きて頭の大さ八咫なる由にて大鳥を云ふと先輩の説なり○顯端は祥瑞を顯はせる由也○香山は大和國十市郡に在り○宸駕は天子の御車を云ふ即行幸を指すなり○賀茂は山城の地名也縣主は其地を治むる者を云○妖氣は字書に妖災也また異也孽也など注せり中庸に有妖孽とあり○風塵は風吹て塵を揚ぐるを以て不順の徒ありて世の靜ならぬを譬へたるなり○樞原は大和國高市郡の岫火山の東南なると日本紀に見えられたれども今其地詳ならざ大和志に東は西の誤にて今葛上郡柏原村是也といへれども據り難し○都は天皇の大宮ある所を云ふ宮處の義也○帝宅は天皇の宮殿なり○日本紀に己未年三月辛酉朔丁卯下令曰自我東征於茲六年矣賴以皇

べりまた本社境内に名竹あり香山竹と稱ふ雌雄を生そ大なるは徑三寸雄なり雌は徑一寸ばかりあり雌を採りて祭日はを吹鳴と古來よりの式とと葉少く節高し傳いふ御女命天香山竹を種しとなり少か他竹と異なるを見る本社南に畑あり今に神畑と呼べ

天之威凶徒就戮雖邊土未清餘妖尙梗而中州之地無復風塵誠宜恢廓皇都規摹大壯云々觀夫畝火山東南樞原地者蓋國之塙區乎可治之是月即命有司經營始帝宅とあり此時の御事上欄にいへり仍令天富命之孫率手置帆負彥秩知二神之孫以齋斧齋鉏始採山村構立正殿所謂底都磐根宮天乃原爾搏風高知利豆皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也 故其裔今在紀伊國名草郡御木鹿香二鄉古語正殿採材齋部所居謂之御木造殿齋部所居謂之鹿香是其證也天富命名義稱美なるべし此御父の御名傳はらせ○手置帆負彥秩知二神上に出たり○以齋斧齋鉏云々○齋は齋清めたる由なり和名抄に斧乎能一名與岐云々鉏須支去穢助苗也とあり○此段の事は大殿祭祝詞に

り神宮楨氏元は河島氏と稱は猿女君の末孫とて土人は尊敬せりまた本社を距事凡五百歩の所に一つの岡あり廻り十餘間近傍水田にて獨り此地あるのみ老樹榛々石壘磊砢として蛇蝎棲まき鳥獸避け鼠蟻の類傍に死とそ是なむ天御女命の御墓なりと予土人は所

皇御孫命乃御殿今奥山乃大狹小狹立木齋部齋斧以伐採本末山神祭中間持出來齋鉏以齋柱立皇御孫命天之御翳日之御翳止造仕奉瑞之御殿云々とあるにて心得べし猶上の磐窟の段を參觀せしべし齋斧を以て山の材を伐採て齋鉏を以て柱を立て正殿を造ると云ふふこと○所謂云々此は祝詞の文を引きたるなり其義は祝詞の請義に解くべし扱此一段諸本大字としたれども書中かゝる所多くは細注なれば今は四宮本に従ふ○御木 景行天皇十八年紀に見ゆる筑後國の御木は其地に長九百七十丈の大樹有るによりて起りし名なるが和名抄に三毛郡と見え其樹の僵れたるを踏みて百寮往來せしかば時人これをミケノサチハシといひ萬葉集卷二十に松樹をマツノケと見え江次第に神今木とあるは神今食なるなど轉音の例に因りてミケとや訓むべき紀伊國齋部の事上欄にいへり○鹿香。言義は在所なり○是其證也とは古傳ある

狹知二神の裔を云ふ神代紀に以紀伊國忌部遠祖手置帆負神一定爲作笠者彦狹知神爲作盾者と有りて紀伊國忌部遠祖と云ふ語の二神に係るを思ふに此は御父子にて共に宮造り諸工匠の態を得給ひしなり其裔の紀伊國に居しは橿原宮を造る時

々どありて阿波國所獻鹿布一端木綿六斤年魚十五缶蒜英根合漬十五缶乾羊蹄○躑鴟○橘子各十五籠鰻四十五編鰻鯖十五罫編螺棘○甲麻○石華等廿罫と見ゆ○麻殖は今も此郡名ありさて此郡中なる三木村と云ふ所に三木氏あり其所藏の文書に大嘗の時阿波忌部の荒妙を織て奉れること見ゆ其文好古雜誌に載せたり又此國に後までも太布とて穀木皮にて織れる布あり土佐よりも出る由なり昔は常服としたりしが追々に華美に成て近頃は唯米麥を納る袋また疊の縁などに与るとす

天富命更求沃壤分阿波齋部率往東土播殖麻穀好麻所生故謂之總國穀木所生故謂之結城郡古語麻謂之總也今爲阿波忌部所居謂之安房郡今安房天富命於其地立太玉命社今謂之安

房社故其神戶有齋部氏

の材を此國より採し故なり神名式に紀伊國名草郡鳴神社名神大月次相嘗新嘗と有るは卽是の二神の社なりさて手置帆負命の出自詳ならぬを其裔の木國名草郡に住るに就て考ふるに紀伊國造は紀直の祖にて姓氏録和泉國の天神部に紀直は神魂命子御食持

沃壤は潤澤て美好土地也○東土は東方なる諸國を云ふ○總國は本注に云へる如く今の上總下總二國にて其名義も明かなり○結城は木綿の出る地と云ふなり今下總の郡名となれり後世迄も好き織物出来るなり○安房は阿波と同じきを文字を替へて四國なると分ちたるなり養老二年五月上總國の平群○安房○朝夷○長狹四郡を割て安房國を置かる天平十三年十二月上總に合せられしが天平寶字元年五月また一國に立られたり○安房社は神名式に安房國安房郡安房坐神社名神大月次新嘗とあり今は大神宮村と云に鎮座あり維の新後官幣大社に列せられたり○其神戶有齋部氏神戶は隨へて家には必ず齋ありはなり神社に附たる民戶なり戶は家を云ふ

部とは云へるなり斯て此紀氏より別りたる家は姓氏録に十四家ばかり載られたる其の中に大家首オホミヤノ高家首タカミヤノなど云ふ姓は大御家に由れる姓なり

また工首タケノノオビトノ神魂命之後也とある同氏の流と開ゆるも思合をへ

さて諸國に國造の多かる中に出

身體安からしめ玉ふ也○事代主神も上の降臨の段に出たり忠孝兼備し果決勇斷にして信實不_レ虚_レ皇朝守護の神也○御膳神は即食の神にして食は人生第一の物なれば之を祭るなり○御巫所_レ奉_レ齋は神名式に大巫祭神八座並名神大月次新嘗とあり此神八をば鎮魂祭に祭らるゝ事にて天皇の御上は更にも申さ_レ世人_ス都て其大徳を蒙れり○久保氏云此神籙の事に付て新注に云へる事あり其大要を云んに人は萬物の首長なれば鳥蟲などの如くに非_レ必_レ教ありて其性を盡_レことなるが其教は即ち此神籙にて此八神を齋くと八神の徳を稟けて行ふとにあり其は先づ廣く厚き造化の神徳にて此身は更なり身を養ふ萬物を生じ玉ふ神恩_{高皇}神産_{高皇}を謝し又其神魂を鎮め我が身を慎み我行を正しくし_{魂留}身_{高皇}の分際_{高皇}に過たる驕奢をなさ_レ精神を凝し職業を勵み體を強く生活満足にして病難無らんことを祈り_{生産}君_{足産}に忠に親に孝に人に睦しく愛憐深く_{大宮}祖を

雲國造に次ては此國造を任し賜ふ儀の貞觀儀式に載れるは天御陰日御蔭と坐して天下しるし看_{イナ}大宮を作る功_{イナ}を重みし給へる上代よりの御儀の存り傳はれる事と見_{イナ}たりさて天太玉命天富命の末齋部首の家には代々木の齋部を始め出雲阿波讃岐伊

敬し神を尊び幽を懼れ萬事親切に_{神代}又祖先の職を傳へ飲食財寶等を蓄へんと勤めて怠ら_神少なりとも曲事を行は_神神の御慮_{コト}に叶ひ奉らんとは是れ即ち神教に従ひ奉る所以にして所謂人の性を盡_レものなり如此なれば神明之を悦び幸福を降し玉ふ故に天上にも國土にも此産靈神を齋かせ玉ふこと教ふると無くして教へ學ぶと無くして學ぶ神制の妙教にして云ひも得難き深理ある事也と云へるは實に面白き論なり

○櫛磐間戸云々此二神の事も磐窟段に出たり神名式に御門巫祭神八座並大月次新嘗とあり一所二神づゝにて四方御門なれば八神になるなり

○生島は式に生島巫祭神二坐並大月次新嘗生島神足島神とあり本注に大八洲之靈とあれば大八島國の御靈を祭りて生島神足島神と稱へたる也生足と對へたるは右の生産靈足産靈また祝詞に生日足日など云ふ例に同じ○座摩名義祭神の事舊説是_カからず欄外に載せたる六人部叟の説

勢等の國々の諸齋部を率ゐると本文に見ゐたる如くなる故に齋部首と姓に負て大宮造り神事の調度を擔する事は其家の職掌たる中にも御即位の時アツルルに神璽の鏡劔を献する事と大殿祭の祝詞は專要の任なりき其は本書今の本文の末に天皇御即位の事を記して

に従ふべし

日臣命帥ミ米目部メ衛門ヱ其開闔カ鏡速日命帥ミ内物部ウ造備ツ牙盾ハ其物既備ニ天富命率ミ諸齋部シ捧持テ天璽鏡劔ツ奉安レ正殿ニ并懸ニ瓊玉ヲ陳ニ其幣物ヲ殿祭祝詞ヲ其祝詞ヲ文ニ於別卷ニ次祭ニ御門ヲ其祝詞亦ヲ於別卷ニ然レ後物部乃立ニ牙盾ヲ大伴采目建レ仗ヲ開門ヲ令レ朝ニ四方之國ヲ以觀ル天位之貴キ

日臣命云々此命の事に出づ此は武を以て仕奉る故に宮門を守衛なり其裔なる大伴氏佐伯氏の門を衛りて開闔を掌ること姓氏錄大伴宿禰の條に見ゐたり令制定まりて此事衛門府の職となりたれども御即位大伴會などには此氏人の門を衛る事ありて江次第等の書に見ゐたり○鏡速

天富命率諸齋部云々次祭御門云々と云ひなほ末に殿祭門祭者元太玉命供奉之儀齋部氏之所職也と有るにて知べし然れば延喜の祝詞式に凡祭祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞以外諸祭中臣氏祝詞ヲと有りて御殿祭の祝詞御門祭の祝詞ともに同式に

日命云々此亦上に出たり内物部は物部の朝廷に親しく仕奉るを云ふ内兵内臣ミまた伊勢の内人の類皆同じ意なりさて後世にも大嘗會の時石上榎井二氏内物部四十人を帥て大嘗宮の南北門に神楯カサを立る事式に見ゆ石上榎井二氏も物部より分れたる也又楯丹後國楯縫氏造之戦紀伊國忌部氏造之と式に云へり此に物部氏の盾矛を造備る由なるは楯縫の作れる盾また木國忌部の造れる矛楯ホ鍛冶の作れる矛鋒シなどを取合せ設け備へて之を用ツべくなを云なるべし○天富命云々これ亦太玉神の御職を承繼玉へるにて天降段に太玉命率諸部神供奉其職如天ニ上儀とある是也○天璽鏡劔云々三種神器は何れも同殿同床にます中にも八尺瓊は殊に御許を離ち玉は老鏡は天照大神の御魂と厚く尊み玉ハひ劔も是に副たる御物なる故に皇祖の神璽として正殿に安置し齋玉へるあり扱此を天富命の預りて執行ひ玉ひしは神代に天太玉命の天兒

出たり

古語拾遺文のに其祝詞有別卷と云へるも是なり

其御殿祭詞の中にその齋柱を齋部の齋斧を以て伐採ると有るは彼天御量もて其度を量りて造り奉る義なること内宮儀式に忌部宿禰其忌柱造奉と有るに相照して辨ふべし右等の取ともなほ

委くは古史傳を見
て知べし

○座摩 六八部
叟云祝詞式其外にも此社の名見えたるを祝詞考に此名義を釋くとてこれを非カブリといふは坐は令集解に居とも書しかば非とも訓むことは定りなり然れども居も摩も借字にて非カブリといふ所の名にや有けん

屋命に並て大御神の汝二神同侍殿内二防護との勅を奉り玉ひ專天孫を輔佐し祭致一致に仕奉り玉へるより歷世相承けたる所なり神祇令に踐祚之日忌部奉神靈之鏡劍とある事こゝに起源せり此事後世は大嘗會辰、日の儀にありこと大見たり懸瓊玉云々貞觀儀式の大殿祭の儀に中臣。忌部。御巫等以序入仁壽殿。忌部執玉懸殿四角。次御巫等散米。酒。切木綿於殿内四角。退出中臣候仁壽殿南。忌部向異微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角。次懸厠殿四角。次懸御厨子所四角。御巫等散米酒。如初云々とあり此こゝに古事を傳へたるにて猶其初は太玉命より起れると下に殿祭。御門祭者太玉命供奉之儀とあるにて明けし。陳其幣物。幣物は齋部の掌る所なる故あり。○殿祭は大殿祭なり貞觀儀式に大殿祭此云於保登能保加比とあり保加比は壽の義なり。○祭御門。これも大殿祭と共にあることにて此二祭は神今食六月十二日の新嘗祭中、卯、日の翌日平旦行はる、

こと式。儀式等に見ゆるたる如しさてこの殿祭。御門祭の二の祝詞を在る別卷と記されたる別卷は今に傳はらざれども祝詞式なる大殿祭。御門祭の詞即是なり其は此文と能く符合るを以て知るべし。○物部云々大伴來目云々。此事後世まで大嘗に遺れる事上に云へるが如し。○朝四方之國云々は四方の國々なる御臣公民等をも皇都に朝參しめ最嚴重なる儀式を觀せ天日嗣の御位の貴き狀を示たるなり今此文には見ゆること舊事紀にも然爲したるにて知らる舊事紀は據るに足らぬ書かれども此は古き傳と聞たり

當此之時帝之與神其際未遠同殿共牀以此爲常故神物官物亦未分別宮内立藏號齋藏令齋部氏永任其職

シをスといふは音便なり」と見之同書の頭書に井カズリと唱ふるもか定なるよ
玄見ねねば思ふに井ナデといふにはあらせや然らば井之塘の意なる故に御井また御溝水にも祭らるるならん歟」とありて記傳十二の卷にも此考の説を擧てそれ判れる鈴屋翁の

此は既に人代となりたる時おがら神代に近きが故に猶神と皇との際未だ甚だ遠からせ天皇の座坐と正殿に鏡劔を安し彼神代の神勅の如く天照大神の御靈と同殿同牀にましまし此を常としたることおれば神の御物も官の御物も分別無かりし也之に由て宮内に藏を立て神物官物を共に藏めたるが神に奉る物は齋清むべき故これを齋藏と號け齋部氏に其職を任し玉へり是齋部氏は神に供る幣物を造り備る職にて其物即齋藏に納ればなり

又令_下天_ノ富_ノ命_ヲ率_テ供_テ作_ル諸_ノ氏_ヲ造_ル作_ル大_ノ幣_ヲ記_ス令_下天_ノ種_ノ子_ノ命_ヲ命_ノ之_ノ孫_ヲ解_ル除_ル天_ノ罪_ヲ國_ノ罪_ヲ事_ヲ所謂_ニ天_ノ罪_者上_ニ既_ニ設_ケ訖_ス之_ノ罪_其事_具在_ニ中_臣被_レ詞_ニ

供作諸氏は上の段々に見わたる玉作木綿作鍛冶を始め諸の物を作る氏

考説は見ゆき然れども此本説にいはれし井之後と聞ゆし地名あるにもあらせよし然る地名のありしにもあれ然らば仁徳天皇の難波の都かぎりの事なるべきを今の平安都まで神祇官にて祭らせ給ふ事もいかがまた頭書の説は彼御巫の御溝水祭に預るより

々なり○大幣は下文の陳幣とある是也神祇令に天皇即_レ位_ニ總_テ祭_ス天神地祇云々其大幣者三月之内令_ニ修_リ理_シ訖_テ義_ヲ解_ルに大幣者供神幣物各有_ニ色_目一
金水桶金線柱奉_ニ伊勢神宮_ニ楯_ヲ奉_ニ住吉神_ニ之類是也とあり○天種子命は中臣氏の系圖を考るに天兒屋命の御子天押雲命の御子なり○天罪國罪云々天罪の事は素戔嗚神の犯し玉へるにて首に出たり國罪は大祓詞に國津罪_{止波}生_レ膚_斷死_レ膚_斷白人胡久美己母犯罪己子犯罪母與_レ子犯罪子與_レ母犯罪畜犯罪昆蟲_乃災_高津_神乃_災高_津鳥_乃災_畜仆_蟲物_爲罪_{云々}とあり委しくは大祓の解に就て見るべし○解除の事は上にも出たるが此なるは後世大嘗祭を行はる、前に諸國へ大祓使を遣はとことある禮典にて次の天神地祇を祭らんとて先祓除をなし玉へるなり○祓除は上なる素戔嗚神の處に云へるが猶この國罪に付て更に云は_レ先生_膚斷_死膚_斷は汚穢にして且_レ惡_行なり犯_レの罪は何れも惡行也昆蟲高_神高_鳥は災也

思依られしには有べけれど既に古語拾遺に座摩是大宮地之靈也と有るにも符ざるうへ座摩巫の祭る神等御井神のみあらんにはさもいはめ他神たちも座せればさはいひ難し故熟考るに坐摩の字今本には座摩とあるを祝詞式神名式ともに古本には坐と有り

白人古久美は病なり畜仆蟲物は又悪行也何も神の惡み玉ふ罪なる故に此を犯す者必解除せざる可らき都て罪あるも解除をされば是を除くことを得べし久保氏云若惡と知れども改めを反て其非を饒るが如きは最大罪なり今世文明を誇ると雖往々道德を忘れ唯名利之求む其惡を知て改めざるも有らん是神明の罪人なり哀哉幸に顯政の法律を免がれ得るも遂に幽冥の罰を廻る可らき假令一度過つことあるも懺悔發露して解除を受けば其罪除くべし心あらん人謹て怠ること勿れ爾乃立靈時於鳥見山中天富命陳幣祝詞禋祀皇天禰群望以答神祇之恩焉是以中臣齋部二氏俱掌祠祀之職後女君氏供神樂之事自餘諸氏各有其職也

三代實錄に出たるもこれに同じ

訓も古本に井カスリとあり令集解に居摩とも書たれば如此訓めるぞ古訓なるべささて其井カスリとは居所知といふ意にて井は家居獨居など云ふ居加は御在所なり相處隱處などの如く慮の意にて井カと連續すれば即家居

日本紀神武天皇四年の條に春二月壬戌朔甲申詔曰我皇祖之靈也自天降靈光助朕躬今諸虜已平海内無事可下以郊祀天神用申大孝也乃立靈時於鳥見山中云々以祭皇祖天神とあり靈時はマツリノハと訓り通證に齋場也司馬相如封禪文濯々之麟游彼靈時孟康注時神靈之所止也韻會時天地五帝所基業祭地といへり○鳥見山は大和國城上郡外山村に在り○皇天は皇祖天神を略せるなり○禋祀は詩大雅生民篇に克禋克祀とありて注に精意以享謂之禋祀々々郊禋也と見ゆ○秩群望は書舜典に望秩山川とある注に東岳諸侯境内名山大川如其秩次一望祭之謂五岳牲禮視三公四瀆視諸侯其餘如伯子男とあるを取られたるなれど實はたゞ神等を徧く祭り玉へる由なれば文字に深く拘はる可らき○扱て、に天富命陳幣祝詞とある幣帛は齋部の掌ると勿論されども祝詞は中臣の職にこそあれ此を天富命のなし玉へり

の地の意とはなる也俗に家敷地といふが如し知は其地を領ることにて古書どもに知りまを國あるひは高知なといふに等しくして其家居の地を領坐と神といふ義也其をスリといふはスといとは親しく通ふ音なるが故に古く井カズリと唱しかば字をも

あるは齋部氏の私傳なること天磐窟段に論へるが如し○答神祇之恩は如此徧く天神地祇を祭り玉ふは其恩惠に報答玉ふ御事なるを云ふ右に引ける紀に皇祖之靈也云々申大孝とある是なり○上にも引ける神祇令に天皇即位總祭天神地祇と有て義解に即位後仲冬乃祭下條所謂大嘗者毎世一年國司行是事是也と見たり此は仲冬中卯日の平明に神祇官にて班幣あり天神地祇を祭らる、濫觴ならんとおぼゆれを神武天皇紀なる四年二月の文を思ふに大嘗には非るか但し四月新嘗の事の用明天皇紀に見たるを思へば新嘗必しも仲冬には限らざるかされど此は疑はしきことあり猶考ふべきなり○祠祀之職。この字義はとまれ唯マツリと云ふ事と見るべしさて中臣祝詞を宣り齋部幣帛を願ち相並て神事に仕奉ることは天兒屋命太玉命の御職を繼げるにて神代よりの儀なり○猿女は天鈿女命の後なること上に見る磐窟の古事を傳へて神樂に

摩字を書習ひつるなるべしさて此坐摩神等の事を祝詞考に座摩はもと攝津國西生郡の所の名にて式にも同郡に同神の社有り此祝詞に皇神の敷座云云とある文によるに古へより此大神の敷座し、所に仁德天皇宮造し給ひて宮中に齋ままし、故に其後

供へ奉れり下文所遺第三に中臣齋部二氏相副奉禱日神一猿女祖亦解神怨とありて後世此事の備はらざるを云はん爲に先爰に此事を擧げられたるものなり○自餘諸氏各有其職とは彼の磐窟段また天降段なぞに出たる諸氏の祖神の各々それくに功業ましくたるを其裔孫たる家々にて世々相襲け相傳へて百世を経れども一日の如く其祖先の業を以て怠らき其職に供し仕奉るを云はれし也實是我道の大義也然れども今日世職を止め門閥を廢し賢に任じ能を擧るが如き亦隨時の良制止事を得ざる者なれば古に泥て今を非とすべきに非ぞ但其孝敬の心祖先以來相承して朝に奉仕するに至ては天地の在ん限り萬世に涉りて變まべからざることも亦言ふを待たざるなり
至于磯城瑞垣朝漸畏神威一同殿不安故更令下齋部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄

大和山城と京を遷されても同じく遷し齋はれて其所を即座摩と云ひしなるべしといはれしもまた式に御川水の祭にも此の座摩御巫を用らるゝを思ふに其はじめ井の邊に坐す神を御井神と祭られしにやなぞいはれしも共に信けがたし此は古語拾遺神武

鏡造^チ以爲^ヲ護身^ヲ御璽^ニ是^レ今^ニ踐祚^ス之日^ニ所^レ獻^ス神璽^ニ之^レ鏡^ニ劍^ニ也

磯城は今の城上^ノ城下^ノの地なり此宮跡今城上郡に在り瑞垣は宮名にて崇神天皇の御代の御宮也○漸畏神威云々この御鏡は同殿共^ニ牀可^ニ以爲^ニ齋鏡^ニと天照大神の勅し玉へるを今如此神威を畏み玉ひて他へ移し奉らんと思はしけること必深き故あるべし○久保氏云神代は更なり人代も神世を去ること遠からざりし時は神人の間甚だ遠からせ只御一體におはしましけれども天地自然の道理にて世間^ノの事は幽現^ノの二界漸々相隔たり神人の別も相遠ざからざるを得ざるが故に由り疫疾^ヲ作り叛人^ナども出たりしを如此事あるは齋清め慎畏みたまふとはいへど猶思はせも穢過なぞありて大御神の御心に叶はぬ事もやあらんと神の御威を畏ませ玉ひ

天皇の御代の條に座摩是^レ大宮地之靈^ニ今座摩巫所奉齋也とあるぞ正しき傳にして太古より何所にまれ大宮所と定給ふ時は其地を領ら^シ神を生居^ス榮居^ト稱^ヘ此二神を昔より離もたれも御井神ぞと思ひ來つれど其は次に禰長井神の坐せうへ古書どもにも井の字を書き

御心安くましますよりしなりけり此は人の方よりは然るべきことあるが下文に始在^ニ天上^ニ預結^ニ幽契^ニ云々とある如く幽には必然るべき所ありて別殿となりたまへること明けしされば同殿の勅は如何と云に御撰造ながら鏡劍の御身護の御璽とまし^ク殊に玉は萬世本のまゝにまとは更にも申さる其の御鏡御劍も同じ殿内にこそましますね我が大八島國の内に鎮り坐せば大きく云へば猶同殿同牀と異ならせ其は皇國內は皆天皇の大宮内も同じ事にて譬へば居間に在りし物を廣間へ移したるが如きものなればなり猶下に云べし○護身御璽はもと鏡劍二種は天璽として賜へると天降段に見えたるが天照大御神の御靈の添たる御寶なれば天皇の大御身の御護なること更なれども今其眞物をば他へ移し玉はんとて御代官の御璽を造らしめ此を皇許に留め置き玉ひ眞物は即全く天照大御神として他所に齋き奉らせ玉へるなり○今踐祚之日云

來れるか目移り
て思ひつるなり
此は大八島靈神を
生島神足島神とい
ふと同例にして其
殿坐を地を領坐を
神を稱へて自名
ふればそれと定り
たる神の名にはあ
らざ
其地の底津岩根
に穿ちたる御井
神
則細長井神に坐せ
り
さては阿須波

々此は神祇令に凡踐祚之日
謂天皇即位謂之踐祚一昨位也福也
中臣奏天神壽詞
謂以神代之古事一爲三方
壽之寶
忌部上三神靈之鏡劍
謂靈信也猶云神明之徵
信一此即以鏡劍稱之
と見は踐祚大嘗祭式辰日
の儀に神祇官中臣云々跪奏ニ天神之壽詞一忌部入奉ニ神靈之鏡劍一とある
是なり此御鏡は即今も賢所又内侍所
とも申すに座也御劍は壽永の亂に海底に沈み
たること平家物語源平盛衰記等に見たり
仍就於倭笠縫邑一殊立磯城神籬奉遷天照大
神及草薙劍令皇女豐鍬入姫命奉齋焉
笠縫は大和國の地名なれども今詳ならず大和志に十市郡に在りと云へ
れど據り難し○磯城は石城のイの略かりしにて磐境と同じ神籬は上に
出づ○天照大神は即八咫御鏡を申し奉る○皇女云々日本紀此天皇御卷
に又如紀伊國荒河戸畔女遠津年魚眼眼妙媛生豐城入彦命豐鍬入姫命

足場の義ありされ
ば萬葉集にも庭中
の足場の神とよ
めるにてアスハと
は家居の標の基に
て家建かくて下立
ちて歩行くところ
をいへるなり
波比支神等を
清雄云此神の名義
を這入行の約略と
解かれたれどうけ
がた守部は走入
の義と云へるも信
けがた

とありまた同紀云六年云々先是天照大神倭大國魂二神並祭於天皇
大殿之内然畏其神勢共住不安故以天照大神託豐鍬入姫命
祭於倭笠縫邑仍立磯城神籬亦以日本大國魂神託淳名城入姫
命祭云々とあり此書には大國魂神の御事は省けるなりさて皇女をし
て祭らしめ玉へるは同殿同牀におはしける時皇女專仕へ奉り玉ひし故
なるべし後世の齋内親王これより起源せり
其遷祭之夕宮人皆參終夜宴樂歌曰美夜比登
能於保與須我良爾伊佐登保志由伎能與呂志茂
於保與須我良爾今俗歌曰美夜比登能於保與會許侶茂
侶茂詞
比佐登保志由伎乃與呂志茂於保與會許
之轉也
遷祭之夕は上文なる神鏡神劍を笠縫へ移して祭れる日の夜なり○宮人

なり
御川祭に此御巫を
川おとせ給ひつる
も宮中を流る川
かれはなるべし
されば其祝詞に
皇神の敷坐と下
つ磐根に宮柱太
及き立て高天原
に千木高及きて
皇御孫命の瑞の
御舎を仕奉りて
天の御蔭日の御
蔭と隠座して四
方の國を安國と
平けく知食しと

は朝廷に仕奉る官人等なり○終夜宴樂は即直會なり○美夜比登能は宮
人之なり○於保與須我良爾は大終夜になり○伊佐登保志この句解し
難し舊説に去來遠しと云ひ又寐覺にて夜もそがら寢老して宴樂したる
を云ふなど説きたれども皆穩ならず○由伎能與呂志茂は舊註どもに雪
之夜宜しとも又唯雪之由伎は大嘗の悠紀に同志とも云へり何れも慥かな
ら老茂は歎辭なり○末の句は同事を再打返して云へるにて古歌に常に
多し凡て此歌解し難ければ猶考ふべきなり○今俗云々此は大同頃に歌
へる詞なり○於保與會許呂茂は大裝衣と云ふ説然るべし○比佐止保志
は膝通にて大裝衣の長くて膝下まで通至れるを云ふ即襪着衣なり○由
伎乃與呂志茂は往之宜にて往く狀貌を愛美たるなり橋守部の説に田舎
の賤が大宮人の袖付衣を羨みてよめるにもあるべしと云へり然もある
べし○此歌神樂大前張宮人の歌なるが四句さのよろしもよとあり此は

ありて主と其知
坐地の事をのみ
いひて別に御井
の事は稱言申さ
ざるなりされば
太古より遷都の
度毎に其地其地
にして祭祀しめ
給ひつるものな
ること既に神武
天皇の御代に見
わたるにて論無
さを此難波なる
は後々までも大
社の例にて座と
事は此天皇はは

着の宜しにて大同より後にまた如此歌ひ替たるものと聞ゆ
又六年祭八十萬群神仍定天社國社及神地神
戸始令貢男弓射之調女手末之調今神祇之祭
用熊皮鹿皮角布等此縁也
日本紀崇神天皇卷に五年國內多疫疾民有死亡者且大半矣六年
百姓流離或有背叛其勢難以德治之云々七年云々十一月壬申朔日
卯命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物即以大田田根子爲
下祭大物主神之主又以長尾市爲下祭倭國魂神之主然後卜祭他
神吉焉便別祭八十萬群神仍定天社國社及神地神戶於是疫病始止
國內漸隘五穀既成百姓饒之とあり天社國社は天神の社國神の社と
云ふこと也古事記に定行奉天
神地祇社とあり天に坐と神地に坐と神等を祭り奉れる社々

じめの程の質儉にてましまし、にも似て後にはよろづ廣大なる壯麗を好ませ給ひし趣國史の上に考合せらる、事多く其陵の廣大なるを以ても推量り察られたれば其都の座摩社は殊に嚴重に建給ひつるから後に他所に都遷りの後も其は其まゝに建置かせ

を云ふ 天社國社とは天に在る社。地に在る社と云ふ如くあれども然らず祝詞にも天社國社と稱評竟奉などあれば古よりかく云來れるなるべし 八十萬群神は古事記に於ニ宇陀墨坂神ニ祭ニ赤色楯矛ニ又於ニ大坂神ニ祭ニ黑色楯矛ニ又於ニ坂之御尾神及河瀬神ニ悉無ニ遺ニ忘ニ以奉ニ幣帛ニ也とあり 日本紀にハ此墨坂大坂の神を祭れると九年の餘に出たり 又風神祭祝詞に據るに龍田神をも此時祭り給へる也 ○神地は神領の地を云ひ神戸は神領なる民の戸なり神祇令に凡神戸調庸及田租者并充下造ニ神宮ニ及供ニ神調度とあり ○男弓弭之調云々。紀に十二年云々始校ニ人民ニ更科ニ調役ニ此謂ニ男之弓弭調女之手末調ニ也と見ぬ古事記に爾天下太平人民富榮於是初令貢ニ男弓端之調女手末之調ニとあり弓端之調は弓もて射獲たる獸肉又其皮などの類を貢るをいふ手末之調は女の手して造れる物にて絹布などの類を貢るを云へり凡て手しとる事を手末といふ上代の語はすべてかゝることに文をなして弓端之手末之類と語り傳へたることはいとも愛たく雅びたるものなり

たまひつるものなるべしされば難波のみに居るにもあらざ繼體天皇は王ながらに越前に座まつるだに其在所の地には此神等を齋祭らせ給ひし趣にて足羽社記に古者男太迹天皇居ニ於坂非郡三國之地ニ焉於是鎮ニ座大宮地之靈ニ故呼ニ足羽ニ以爲ニ地

○今神祇之祭云々、神祇式を考ふるに祈年祭に鹿角を用ゐる臨時祭式なる蕃客送リ神祭。障神祭などに牛皮熊皮鹿皮猪皮などをを用ゐたるのみにて此餘には然しも見ぬたること無し大同の頃は専ら然ありしにや今は考ふ可らむ

洎于卷向玉城朝令皇女倭姫命 天皇第二皇女 母皇后狹穗姫 奉

齋天照大神仍隨神教立其祠於伊勢國五十鈴川上因興齋宮令倭姫命居焉始在天上預結幽契衢神先降深有以矣

これ垂仁天皇の御代なり卷向は大和國城上郡に在り玉城は宮の名にて美號也 ○皇女倭姫命は日本紀に皇后日葉酢媛命生三男三女云々第四日倭姫命とあり古事記も同じ之に由て一わたりと思へば此書の説は

名一とあるはい
と正しき古傳と
開かれたれば上古
は何所にまれ他
所に都遷しの在
りつる時時は必
其地其地にて祭
らせたまひつる
ものなる事を思
定むべしかかれ
ば今の平安の都
にては神祇官に
て重く齋祭らせ
たまひつるにな
ん

○五十鈴川

誤あるべく見ゆれど廣成宿禰の殊に國史に從はせして如此記されたる
は必然る傳説ありしならんと覺ゆ其は狹穗姬命は御兄狹穗彦の事に由
りて薨給へるが此皇女はいと幼く坐々を專日葉酢媛命の育養ひ玉ひし
により世には日葉酢媛の御子の如く云ひ傳へけむを齋部家には別に正
しき傳の存て在りしなるべし若然らずは國史の如くこそ記さるべきも
のなれ○奉齋天照大神。神名帳に伊勢國度會郡大神宮とありて今世迄
人皆知り奉る所なり日本紀此天皇御卷廿五年春三月丁亥朔丙申離天
照大神於豐鍬入姬命詔于倭姬命爰倭姬命求鎮坐大神之地而
詣兔田筱幡更還之入近江國東廻美濃到伊勢國時天照大神誨
倭姬命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也傍國可憐國也欲居此
國故隨大神教其祠立於伊勢國因興齋宮於五十鈴川上是謂磯
宮乃天照大神始自天降之地也とあり猶延曆大神宮儀式帳に甚委しく

五十鈴川上五十
鈴は借字にてイ
は發語スハは鶯
なり其は此所も
と鶯原なりし故
の名なり

五十鈴と書たるは
借字あること彼の
ヌテハシリ
立走いすゞぎ
姫命の名を五十鈴
姫と書たる例の書
様なる事を思はで
此字に合せて其の
原へ天より五十の
鈴の降りし故に名
づく外宮の書等

見ゆ倭姬世記は殊に詳なれども此書は後人の作にて中に疑ふべき事も
多ければ妄に據り難しさてこの紀文に其祠立於伊勢國云々とある齋宮
そなはち大御神の宮なり然るをこの書倭姬世記などに文を少し替へて
此を倭姬命の坐と宮の如く記せるは御世御世の齋王の宮をも齋宮と申
そ故にそれと心得たる非事なり齋王の宮を云ふは其王の坐と宮と云ふ
意こ、は大御神を齋と奉れる宮と云ふことにて同名ながら意異なり抑此
には大御神の宮をこそ委曲には記すべきことなるにそをば唯祠立於伊
勢國とのみ大方に云て齋王の坐と宮をしも却て具に五十鈴川上と云べ
きに非老萬葉なる人麻呂の長歌に渡會乃齋主宮詠るも必大御神の宮と
こそ聞かれたれこ、は紀に山て書れしものから紀文のまぎらはしきま、
に齋宮とは齋王の宮を申を習なるを以て如此記されたるなるべしされ
ば此は深く拘はる可ら老又云此大神の大宮はしも天日少宮に倣りて造

に作加へたる説あるを本居翁も取用ひられしかども其は信られず此は眞スミカシメ蕪刈科野と云へる蕪鈴鹿山鈴の森と云ふススと同語なるをや

神功皇后紀に大御神の御語に神風伊勢國百傳渡會縣之柝鈴五十鈴宮所居神名撞賢木殿之御魂天疎向津媛と御自から御名告り

營し、と神皇正統記に見ゆたり○始在天上預結幽契云々は先記傳に紀文なる天照大神始自天降之處也とあるを解て猿田彦神の答に吾先啓行云々天神之子則當到筑紫日向一吾則應到伊勢と申し玉へる抑も皇孫命の日向に降坐さむに其啓行神の伊勢にしも降り玉ふこと深き所以あり豊受宮儀式帳に天照大神度會乃伊須受乃河上爾大宮仕奉爾時大長谷天皇御夢爾誨覺賜吾高天原坐見真岐賜處志都真利坐云々とありか、れば此御靈鏡を後遂に此地に鎮坐しめむとは大御神御自高天原にして豫てより所念設たる事なりされば猿田彦神の啓行ひながらこの伊勢に至り玉ふも古語拾遺に始在天上預結幽契一爾神先降深有以矣と見ゆたる如く本より此由縁ある故に此御鏡を終に鎮り坐とべき處へまづ導き送り奉らん爲なり云々といひ新註に此は實に深き事細あることにて有り難き古傳説なりとも大御神の御靈鏡はしも皇孫

給へり

また古事記を始め古書どもに佐久久斯侶伊須受能宮とも佐久志留伊須受能宮ともあり

播磨國風土記云掛保郡粒丘所イヒサナチカ以號粒丘ト天日槍命從韓國コト一度來到於宇頭川底而乞宿處於葦原志舉乎命曰汝爲國

命の同殿同牀に齋き玉へとて授け玉へる御璽におはしまをいかに神威を畏ませ玉ふとも然容易く勅語に違はせ玉ひて離放奉り玉ふべき御事とも思ひ奉らざるに付て情其原を推し奉れば早く高天原にて時運の往ければ殿内を離れ玉ひて伊勢に鎮まりまさむの神慮おはしつることにて其幽契は豫て猿田彦神に契結はせ玉ひしなり然らば同殿同牀の勅はあるべからざる如くなれども此亦幽旨あることにて云々同殿同牀に坐せ奉りて齋ひ玉へと深切に誨覺し玉ひて世々うを受繼がさしめ玉ひ天下の人其天璽のやむとなく天津日嗣の貴く尊き由縁をも知辨へしめ今は天位の常盤堅盤トキハカセキハに動かせ玉ふまじき時運に御幽契の如く伊勢國に鎮坐さむの神慮におほまししくけるなるべし然れば神威を畏ませ玉へるその神威と申そも眞は大御神の方より大宮を離れさせ玉はむ結構は更なり云々の御さとしなとも往々おはしましけむ云々と云へり是にて大

主欲得吾所
宿之處志舉手
即許海中爾時
客神以劍擧海
水而宿之主神
即畏客神之盛
行而先欲占
國

坂田氏云占は與の
誤なるべし

巡上_二到於粒丘_一
而喰之於此自
口落粒故號粒
丘と有り此風
土記に據れば日
矛の來歸は大國

方心得べし抑同殿同牀とある勅に違ひて他所へ移し奉りたまひしはい
かゝなるに似たれと天地の遙なるに比されば伊勢も猶葦原中國の内に
て唯一所なると記傳にも云はれたる如く且八尺瓊及御模造の鏡劍の同
殿にましまし其眞の御物は他所に移り玉へるより天下の萬民悉に拜み
奉り古へは物奉るとだに叶はざりし御制なりしが時勢に従ひて革ま
りゆき遂に誰人も幣帛奉り又その御祓大麻を家々に請申して齋き奉る
事となれるは實に奇しき神慮なり玉多壽紀に此事を論ひて古へは庶人
など大御神へ物奉ることは更なり拜み奉ることも叶はぬ御制なりしを
佛道が根ざしとなりて世は乱れそれに乗じて佛者等が姦術を行ひつゝ
遂には伊勢の両宮までも其いはゆる法樂を行ふ事となりそれよりして
御祓笈を配ることも始まり往古の御定めは何時となく緩びて拜禮の出
來る事となり其御靈代とすべき物をも賜はりて家々に齋ひ奉る事とな

主神の代なり垂
仁天皇の御時と
せるは此御世に
彼神寶を献らし
め玉ひし事の有
りしと

此車八十八
年の御紀に
見ツヌガアラシ
トの事の似たる

此事二年の御紀に
見えて即崇神天皇
の御代の事也然るに
古事記なる日矛の事
と能似たり互に混
乱有知るべし

此二つによりて
垂仁天皇の御代
の事と訛傳へた
るなるべし此天

り佛菩薩のみは信せざる如くなまりにける云々此は顯事といへども
畢竟は幽冥より行ひ玉ふこと多かれば神の御心より諸人の拜禮を御許
しましてかく成來れること云も更なりとあるが如く伊勢に坐してだに
古の狀は然りしなれば禁中御同殿ならんに天下の人民は大御神の大御
名だに知らぬ者もあるに至りぬべし此を以ても深き所以のましけるこ
と能く思ふべきなりさて禊神とはかの猿田彦神にて先降とは此神の先
啓行して伊勢狹長田五十鈴川上に降りまし、を云へり此神の裔宇治土
公祖大田命倭姫命を迎へ奉りて此神風伊勢國五十鈴川上に善き宮地
ありと申せるにより倭姫命喜ばして昔大御神の美き宮處ありと見定め
玉ひし地也と宣へること延暦大神宮儀式帳倭姫命世記等に見たり猶
世記には種々の事あれど信難きこと多し○如此天上にて幽契を結ばせ
たまひし御事最も貴くいと畏ま人民たらん者能く此を思ひ辨へて忽

皇の九十年に日
矛の立孫田道間
守の事あるも日
矛が来しは此御
世にあらざる一
證なり

○熱田社

師云熱田神宮の
御事は神名式に
尾張國愛智郡に
熱田神社名神大
と載られて幾座
とは無けれと釋
日本紀に日本武
尊留其形影天
叢雲劔爲此神

諸に心得ること勿れ世には神國の神民と生れつ、由きき教に惑ひ大御
神の大麻を疎略にし奉るも有りとか聞けば如此は云なり然る輩は人而
獸心と云ふべき惡逆人なるぞ獸とら主恩を知るも有るをや慎むべし
此御世始以弓矢刀祭神祇更定神地神戸

日本紀によるに此二十七年秋八月の事にて兵器祭神祇始興於此
時とあり崇神天皇の御世に盾矛を神に奉りしことはありつれと殊に
神の御託に由れるを今は偏く神祇に兵器を奉ることの始を云なるべし
但天磐屋段に盾矛の事見え紀に大國主神を祀る所にも盾を奉る事あれば兵器を神に奉るも
も古よりありとされども殊に定まれる例となれるは此御代を始とするにやあらん更と
は崇神天皇の御代に定め給へることあれば其に對して云るなり○大日
本史贊に凡敬神尊祖奉天之道也君臣畏懼之要國祚久長之幾皆所係
焉帝畏神威遷三器於笠籠邑別撰國寶以安殿内誠敬神之至也
聖子神孫相承傳於無窮而神人相遠之漸亦基于此後王其可不畏

體今正殿二字
相並東西東殿
曰土用御殿
奉安草薙劔
也西殿曰正御
殿配享五神
日本武尊中座也
と見社傳にそ
の四神を西は天
照大御神素盞鳴
尊を一座とし東
は宮簀姬命建稻
種命を一座とそ
と言へり實然る
べし

釋紀には西二座素

畜敬恪神祇之故乎とあり此言今にありてはめづらしからせと雖と
も當時未學事の盛ならざりしに比ぶれば能く言ひ得たり實にや漢土も
古へは神祇に事へ祖宗を祀るを重事としたり況て神國の風儀豈敬神の
道を怠る可んや此朝家に止らず庶人亦決して怠るべきに非るなり
又新羅國王子海檜檜耒歸今在但馬國出石郡
爲大社也

日本紀に三年春三月新羅王子天日槍來歸焉將來物羽太玉一箇足高玉
一箇鴨鹿々赤石玉一箇山石梓一箇日鏡一百熊神籬一具并七物則藏于
但馬國皆爲神物云初天日槍乘艇泊于播磨國云々仍貢物業細
玉足高玉鴨鹿々赤石玉山石刀子出石槍日鏡熊神籬膽狹々大刀并八
種云々到但馬國則定住處也云々古事記中卷の末に又昔有新羅國

其針大きく自づから神物にて鐵もて造れる神の御太方と同じ趣に物を斷ち一故に便ちさを劍になし給へるにや折て今も蛇の類に尾に針を持たるも有るハ此大蛇の常昔の由緒によりて自づから然る物の有るからむ其は種々出見命の御佩を賜はれる佐比持神と号けし鱒の因縁による事と見は

其煖倭比賣命一者天皇既所^{オホホスラム}以思吾^{ヲシメテ}死^シ乎云々患泣罷^ヒとあり此を思ふに此時大御神に詣たまひ煖に辭見し玉ひしは深き御心ありしにて其實に妙なる幽契の有ける事ならんと覺ゆ尙下に云べし○以草薙劍云々この御劍はしも大御神の吾が御魂として齋き奉れと詔ひて授賜へる御鏡に並びて貴き神物にてましまし崇神天皇の神威を畏て他處へ移し玉ふ時も御鏡と共に齋かせ玉へる御事なれば固より御鏡に亞^ツたる御物なるを他神寶など、等しく取出て授け給ふべきにあらま甚だ不審し故恐みつゝも考ふるに現にこそ見ぬざりけれ此時より草薙劍の尾張國に留りて後まで其地に鎮り座坐と御事なれば必幽深^{フカク}を妙なる由縁まししくたるならん其は神慮なれば凡人の測り知る限には非るなり○久保氏云爰に倭姬命の日本武命に神劍を授けて慎て勿怠と教へたまへる神意を畏み想ひ奉るに此書は固より紀にも見ぬねど古事記に據るに武き此皇子

て鱒などの類にも尾に針を持たるが有り近くは赤味といふ魚もその類魚をるが尾に帯ある針を持たるに准へて思ふべし眞の劍の其尾に在るべくも非ずやは鐵は蛇の毒を帯なるに蛇また鐵にいたき毒にて蛇を斬たる刀はその斬たる刃より腐る物なり和漢に蛇を斬たる刀かりとて珍重する

の御心にも御自危^{ミミヤシ}ぶみ思ほそことのおはしけん是以大御神を拜みて其御守護を請ひまし又御煖に御辭見玉へるなるべし此御征伐の事終て皇京に歸り玉はぬ以前に崩り坐し、を思ふに俗に蟲の知らずとか云ふ類にて自然に御心安からざりけん然れば倭姬命の如何なる禍神も懼れ奉るべし尊き神劍を賜へるが猶怠ること勿れとしも宣へるは深く後來を戒しめ玉へるにて此意を擴むれば言ひも得難き妙なる微旨の有るになむ然るは命の未だ東國の奥に入り玉はざりし程は慎みて怠らせたまはざりけん故に偶野火の難に遭給へども神劍の靈德を以て容易く免がれ玉ひしを既に暴徒^{アラソコ}を平伏畢玉へるに及びて然ぞがに我に敵^{アキ}なふ者はあらずと誇り玉ふ御心も發り自御慎みも緩び怠り玉ひけん是を以て劍を解て宮饗媛の許に置き玉ひ又氣吹山の荒ふる神をも足を舉て蹴殺してむなど言ひて臣下の諫をも容玉はき徒手にして山に登り玉へり畏け

も蛇を斬てたに事
もかき山にて稱る
にや有むと思へり
一かど其の尾に固
有せる骨の類から
むと思へるは非な
りけり其は下に説
く大御神の御言に
依てぞ知られける
さて後に須佐之
男命かの豫美都
國に入り坐むと
とる期にその孫
子天葺根命を
高天原に遣して
其御刀を天照大

れ此皆怠りて慎みたまはざる御所爲なるからに遂に惡神の毒氣に中
り玉へるなり穴賢父天皇の形は吾子にして實は神なりとしも宣へるば
かり雄々しく賢き日本武皇子尊にして猶かくの如くなれば尋常の人の
如何かは慎みて怠ること無き御教を畏み守らざるべき萬づの禍事は慎
まきして怠るに成り萬づの善事は慎みて怠らざるより出来るものなれ
ば凡百の事に涉りてこの慎て勿怠の一語簡にして盡せる貴き御教にぞ
有ける ふは思ふに君を惱め來れる逆臣ながら北庭等は怠ること多かり故に榮は新田朝臣
かどは忠臣かれども中可怠りにより事成らざりけるより古今賢愚邪正異なれども
豈思はざる可けんや

日本武命既平東虜還至屋張國納宮篁媛淹留
躰月解劍置宅徒行登膳吹山中毒而薨其草
薙今在尾張國熱田社木叙禮典也

御神に献り給ひ
しかば大御神其
を御覽じて此は
我が劍なり吾が
岩屋に屏りし時
に近江の伊布伎
の山に落しし劍
なりと詔へり然
れば此御劍は大
御神の御なるを
落し給へりしか
ば此の大蛇が得
て其尾に竊し持
たるにぞ有ける
此の大御神の御言
に依りて此御劍は

宮篁媛は尾張連の祖天之火明命十一代の孫小止與命の女にて武稻種命
の妹なること熱田縁起及千秋家譜等に見ゆたり○解劍置宅は熱田縁起
に解劍授日寶持此劍爲我床守とありて宮篁媛の許に置きたまへ
るなり抑此御劍は最も貴き神寶にて日本武命の御物にはあらぬを如此
御自の物の如く御心のまゝに物し玉へるは現にこそ尊の我床守とせよ
と宣ひつれ幽には神の御慮にて此地に留らんと思ほしけるなるべし此
實に幽深の神理ありしなるべけれど人意もては推量り難し○徒行は文
選註に徒歩也とあり爰は徒手徒跣などの徒也○膳吹山は近江國に在り
美濃に跨れり神名帳に近江國栗太郡意布伎神社○坂田郡伊夫伎神社○美
濃國不破郡伊富伎神社見ゆ○中毒而薨は伊吹山なる惡神を平げんとて
往ましけるに山神氷雨を降して打感はし奉れり此より御心ち傷なひ玉
ひ尾張に遷り坐んと思ほして伊勢國に到り玉ひ熊野野に至りて御病劇

元より大御神の御にて須佐之男命を御疑ひまゝて武ぎ装給ふ所に劍柄と一ばり給へりと有る其の御劍にやとも覺ゆれど然らず石屋戸をさして幽居せる時に天目一根命の作れる刀あると思ふ由あり何れにても大御神の我が劍なりと詔へる御言に違ふと無きなり

しく遂に薨じ玉ふ其臨終の御歌に嬢子の床邊に我が置し劍の太刀その太刀はやと歌ひ給へり此御歌を以て想ひ奉るに此御劍に御心を留め玉ひしこと知られたり記傳にも御病今々となり坐る際にも猶此御太刀の事をしも忘れ玉はずかくまで深く思はし入りたる御心勇める御氣の撓み坐ざるほど又此皇子の御心の永世まで此御太刀に留りて坐とほと知られて甚もくわはれに有難き御歌なりかし武士とあらん人などは殊に恒此御心を思ひて臨終の際に至るまで要なくあぢきなき備佛の意を思はせ深く此御歌を思ひて無らん世まで天翔りても子孫の勇を助け守らんことをぞ思ふべかりけるとあるを靈之真柱に引きていと有難き教語也とあり此れ武士のみならず大丈夫たらん者其身其業に由て些少の異こそあらめ誰も此意をもて道の爲め國の爲め生涯堅して持てる真心を失はせ直く正しくして其氣を撓むるとなく後々までも功績を立

御神の御許に歸りて後にいと嚴重に齋き藏ち給へりと開ゆるを皇孫邇々壽命を天位に即奉り給ひて天降し給ふ時に御自の大御靈を憑給へる彼の八咫鏡と二種を具へて無窮に天下しるし食を御靈としてぞ賜ひけるかくて其二種の神器は崇神天皇の御世ま

んと倭魂を太く大きに定めおくべきものになむ勉むべし怠る可らせ○尾張國熱田社は神名帳に尾張國愛智郡熱田神社名神大とあり此御社の事下に云○上欄にも未叙禮典は下の所遺第一條の義を云はん張本也彼條と参看すべし

至^ナ於^{イハレ}磐余^{イハレ}稚櫻朝^ニ往^リ吉大神顯^レ矣^ハ征^ニ伏^シ新羅^ニ三

轉^テ始^メ朝^{セリ}百濟國王^ニ懇^ニ致^シ其誠^ヲ終^ニ無^キ欺^ム貳^也

磐余は大和國十市郡に在り此は神功皇后攝政の御時也稚櫻の事は下履中天皇段に云べしさて此皇后は開化天皇の御孫息長宿禰王の御女にして御名を息長足姬尊と申そ仲哀天皇の后に立たせ玉へり天皇の八年熊襲叛き奉りしかば之を征し玉はんとする時に皇后に神憑ありて熊襲は征するに足らせ西方に寶の國あり其名を新羅と云ふ我を祭り玉は

で天皇の御同殿に齋き給へりしを其御世にかの八咫鏡を造らしし石凝度賣命またの名天香山命の裔と天目一根本の孫とに仰せて二種の神器の御模しを作らしめて其を内裡に齋き給ひかの元の大御神の御靈の御鏡と天叢雲の御劔とは禁中を出し奉りて次

其國を授けんと宣ふ天皇神の御告を信じ玉は老強ひて熊襲を征し玉ふに利無し九年天皇遂に崩じ玉へり是に於て皇后其神教を信せせして早く崩し玉へるを畏ませ玉ひ罪を解へ神を齋ひて御託を乞ひ玉ひければ神告て曰はく此天照大御神の御心なり又上筒之男中筒之男底筒之男神なりと宣ひけり多神の告あり上筒之男以下三神は即住吉大神是なり皇后は一に其御教に従ひ玉ひ御軍を帥ぬ戰艦を連ねて發出たまへは順風吹て潮水新羅の國中に押揚れり新羅王大に驚き恐れ皇軍の前に降り今より後御馬飼となりて仕奉り毎年に御貢奉らんと申し、かば其請を許して凱旋したまふ此時諸神等盡助け奉りたまひし中に殊に住吉大神の和魂は大御身に附きて守り玉ひ荒魂は先鋒として御舟の導きをなし玉へり扱歸り玉ひて後御形を現はして國々を巡り見たまひ津國に至り此所に坐して往來の船を見んと宣ひ又具住吉の國也とのたまひしか

の御代垂仁天皇の二十六年と云ひし年に伊勢の五十鈴宮に鎮座なし奉り斯てその次の御代景行天皇の御時御子倭建命をまづ西國に遣して荒ぶる熊襲建兄弟を始め伏はぬ人どもを悉く征伐しめ給ひ還坐して間もなく東方十二道の荒振神ども服はざる人等

ば其地に住吉といひ其處に鎮りませる大神なれば住吉大神と申す也住吉を東江とも書けりスミノエと唱ふる也後世スヨシミとぶ呼は誤也かくて後百濟高麗などの王も此事を聞き何れも皇朝に歸服し奉り御貢を奉る事となれり○三韓とはもと馬韓辰韓辨韓の三つを云ふ然れども日本記に新羅百濟高麗を三韓也とあり古より皇國にて三韓と云は此三國を指て云へり扱此三國今は皆朝鮮の内也○始朝は右に記せる如く新羅王降伏して朝貢の船を官軍に従はしめしこと紀文に明かなり百濟高麗も同時に來りし如く記したれど此は疑はしき由あり○百濟王懇致其誠一かの三韓の内にては新羅はいつも叛き奉り高麗も禮なき事ども多かりけるを百濟のみは始終叛くこと無く懇に仕へ奉りたること日本紀の卷々を見て知るべし儒佛の教なども此國より渡りしなりかくて此國は唐及び新羅の爲に亡びたりうは濟明天皇の御代也○神功皇后の韓國を征玉ひし事に付ては昔より論どもあり心

をも言向和せと
詔ひしかば倭建
命その役に罷行
と時に伊勢の大
御神の宮に参り
拜み給ふ此時に
御姑倭比賣命か
の叢雲劔に一つ
の囊をつけて倭
建命に賜ひても
し急事あらば茲
囊の口を解給へ
と誨へ給ふに倭
建命御力を得ま
して其より尾張
國に到りまし其

得おくべき事あれば聊こゝに云んと抑此時の事は神の御心なればど
かくに論ふべきに非せと云はんは事もなければ世には他人の物を奪ひ
て神の御心ぞと云んは猶盜たるを免れき他國を討ちて神の御心に歸と
るも此類也と云ふ説あり理窟より云へば然ることなり然るに此韓國は
神代に素戔鳴尊の新羅に降り玉ひて此處は居らむと思はせとて東に渡
り玉ひ韓國之島は金銀あり吾御子の治さむ國に浮寶あらずは佳からじ
と宣ひて浮寶となすべき木等を殖生し給ひしこと神代紀に見ゆ皇后の
御事は此素戔鳴尊の御言の結局なること先輩の云はれたる如し斯在れ
ば此國々は素戔鳴尊の聞き給へるにて神代口訣に素戔鳴尊
開新羅也といへり皇國へ寄せ給へ
るなれば固り他人の物には非るなり又思ふに神功皇后攝政四十七年百
濟の使來れる時皇太后太子大歡喜して先王所望國人今來朝之痛哉不
逮千天皇矣と宣へるとあるに由り征韓の事も仲哀天皇の御本志

國造建稻種命の
家に入給ふ建稻
種命に汝は山道
より向へ我は海
道より就て坂東
の國にて會はむ
と約りて相摸國
に到り給ふ時に
其國の賊帥ども
詐りて從ひ奉り

此野に大沼あり
其沼に住める神
いと荒ぶる神な
りと白と倭建命
そを取らむと所
思して其の野に

なりと云へる説あり水鏡に天皇崩に臨みて皇后に韓を征たまはんこと
を遺詔ありし趣見わたる其事ども多くは信ひ難けれども然る古傳の存
れるに本づけるにもあるべし但仲哀天皇紀の趣に叶ひ難けれど此は天
皇の御心に國內なる熊襲だに服へて外國に渡るべきに非せと思ひ込み
給へるまゝに強に神託に従ひ給はざりしにやありけん新羅の事は神代
より傳説あるを少し食さる由なく又任那等國人の參來し例もあるを
や猶上欄に言へるを見るべし

至於輕島豊明朝百濟王貢博士王仁是河内文
首祖也

輕島は大和國高市郡輕と云ふ地なり島と云ふは志貴島など云例にて必
も水の廻れる地ならでも一區域をなしたるをば云へり豊明は宮號なり

入給ふに賊等その野の四方に火を放たり爰にかの御佩せる叢雲劔のつから抽出て王の傍なる草を薙攘ひさ故賊等に欺かれつと知看て倭比賣命の賜へる囊の口を解あけて見給へば其中に火打あり爰に火を打出して向火を著て焼退けて還り出ましその賊

攝津風土記に豊阿伎良宮とあり此に由て訓むべし此應神天皇の大宮なり○博士は書を讀て博く事物を知る由の稱也○王仁の事は日本紀に十五年秋八月百濟王遣阿直岐貢良馬二匹云々阿直岐又能讀經典即太子菟道稚郎子師焉於是天皇問阿直岐曰如勝汝博士亦有耶答曰有王仁者是秀也時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟仍徵王仁也十六年春二月王仁來之則太子菟道稚郎子師之習諸典籍於王仁莫不達通達所謂王仁是書首等之始祖也と見ゆ古事記に科賜百濟國若有賢人者貢上故受命以貢上人名和邇吉師即論語十卷千字文一卷付此人即貢進此和邇吉師者文首等祖とあり續日本紀なる文忌寸の上言にも漢高帝之後曰鸞々之後王狗轉至百濟久素王時聖朝遣使徵召文人久素王即以狗孫王仁貢焉と見ゆ姓氏錄左京諸蕃漢に文宿禰出漢高帝之後鸞王也また文忌寸文宿禰同祖宇爾古之後也とあり文武天皇十二年九月文首賜姓曰連

等をみな切滅し給ふ其地をば今に燒津と云ふあり是時より彼御劔の名を改めて草薙太刀と號け給へり

此燒津と云ひ一所を今は益頭といひて即駿河國の郡名なり草薙神社として内の御社も在り日本紀及び熱田縁起などに其の野を駿河國とあるは後に其國に属せるに

十四年六月詔連賜姓曰忌寸見日本紀その祖父を王狗とあるを思へば王姓の人なり然れば字音にてワウニと讀むべきことなれども記に和爾とあるに依りてつと訓むべきこと記傳説の如し○首は姓にて大人の義なり

秦公祖弓月率百廿縣民而歸化矣漢真祖阿知使主率十七縣民而來朝焉秦漢百濟内附之民各以萬計足可褒賞皆有其祠未預幣例也

秦公云々は日本紀應神天皇十四年是歲弓月君自百濟來歸因以奏曰臣領已國之人夫百廿縣而歸化然因新羅人之拒皆留加羅國遣葛城襲津彦而召弓月君之人民於加羅云々十六年八月遣平群木菟宿禰的戶田宿禰於加羅云々乃率弓月君之人夫與襲津彦共來焉とあり姓氏錄左京諸蕃漢に太秦公宿禰秦始皇帝三世孫孝武王之後也男功滿王

依れる文あり
 さて倭建命相摸國より上總國に往坐むと欲して云々尾張國に還り來給ひて宮簀比賣の許に入坐して遂に御劔を留めて上り給ひぬ云々偕かの宮簀比賣命は王の御言のまにまに草薙の御劔を御床の守と安置し奉るに光^{ヒカリ}彩^{イロ}靈驗いち著く坐

仲哀八年來朝男融通王^{一月}應神天皇十四年來朝率^{廿七縣}百姓^{歸化}云々また^{山城}神忌寸太秦公宿禰同祖秦始皇帝之後也物智王弓月王^{磐田}天皇謚應神十四年來朝上^{表更歸}國率^{百二十七縣}百姓^{歸化}云々な^{ユツキ}と見たり弓月は即ち融通王なりさて秦といふ名義は下の雄略天皇の所に見ればこゝにはいはせ○漢直祖云々は日本紀に廿年秋九月倭漢直祖阿知使主其子都加使主並率^{己之黨類}十七縣^{而來歸焉}と見れば雄略天皇十六年冬十月詔聚^{漢部}定^{其伴造}者賜^{姓曰直一本云賜漢}使主等賜^{姓曰直}上^{賜は漢部を賜ふあり}また天武天皇の十一年五月倭漢直等賜^{姓曰直}十四年六月倭漢直河内漢直賜^{姓曰思寸}とあり又續日本紀坂上大忌寸刈田麻呂等の上表に後漢靈帝曾孫阿智王之後云々又先祖阿知使主輕島豐明宮取宇天皇御世率^{十七縣}人夫^{歸化}云々姓氏錄に坂上大宿禰出自^{後漢靈帝男延王}也とあり三代實錄に大藏宿禰を

て禱請人ごとに感應あること響の音に應ずる如く年久しく在りけるに宮簀比賣命年老て人々を集めて社を建て神劔を還し奉らむと議りて其社地を定むる時に楓木一株あり自然に炎焼して水田に倒れて其田久しく熱かりし故にそを熱田社とぞ號け、る

後漢孝靈帝四代孫阿智使主後與^{坂上}大宿禰^{同祖}といひ坂上宿禰をも然云へり猶姓氏錄に同祖の氏多しさて阿智は名にて使主は姓あり○秦漢百濟附内之民は上に云へる如く秦氏は秦の末^漢漢氏は漢の後なるが此外百濟王の子孫も多く姓氏錄に出たり内附は外人の我が國內に附屬せるを云ふまた漢を阿夜といふこと詳なら^{漢織を穴織ともあるを}以て思へば阿那と云ふと^{同く此も阿夜と歎く聲より出たるか}新井氏は漢の字の音を訛れる如く云はれども信られ^{思ふ}○各以^{萬計}云々姓氏錄に雄略天皇の御代の事を云て秦氏一萬八千六百七十人と見れば又欽明天皇元年の紀に秦人戸數總^{七千五百三十三戸}とあれば實に萬を以て計ふと云べきなり○皆有^{其祠}上に擧たる諸氏の祠を云ふ^{式内に其祠あらんも知られぬと地名など}以て名づけたれば知るべき由なきなり

至於^後磐余^{推櫻}朝^三尊^貢獻^夷世^無絶^齋藏

これ即愛知郡なり
尾張風土記には榎
木の炎焼せりと云
ふ事なく固より熱
田と云ひ一郷名な
り一所へ社を立た
る故も熱田社と云
ふと見えたり

○征伐新羅三韓
始朝云々

此なる一段は未
學の徒のいふに
は或は無名帥な
りなす何くれと
いへども夫は既
に先人等のよく

之傍更建内藏分収官物仍令阿知使主與百濟
博士王仁記其出納始更定藏部

後磐余稚櫻朝は履中天皇なり磐余は大和國十市郡に在り稚櫻は宮名に
て其義は日本紀此天皇三年の下に十一月磐余市磯池に遊びたまひし時
櫻花の御蓋に落しかば希有とて名づけ玉へること見ゆたり扱後とある
は神功皇后の宮に對へたるなり○奕世○奕は累也○齋藏の事上に出づ
○内藏は和名抄に内藏寮宇知乃久良乃豆加佐とあり職員令に内藏寮頭
一人掌金銀珠玉寶器錦綵氈褥諸雜貢獻奇珍之物年料供進御服及別勅
用物事一助一人九一人大属一人少属一人大主論二人掌主當出納
少主論二人藏部四十人と見ゆ義解に其金銀以下雜物皆自大藏省判別
而所送者也と云へり○阿知使主云々此事正史に見ゆ但六年の紀に
正月癸未朔辛卯始建藏職定藏部と見ゆ古事記此御代の段も以阿

辨われし書もあ
れば今いはとど
もの事なれど少
か云はむ夫は仲
哀天皇八年に熊
襲叛き奉りしは
是其主謀韓王よ
り出たりと因り
て神の宣ふに熊
襲は征するに足
らそ西方なる新
羅を平よと告給
へり然るに彼國
の習として自國
の不理なる事は
其實を史上に載

知直始任藏官亦給粮地とあり姓氏錄に内藏宿禰都賀直四世孫東
人直之後也また藏人阿智王之後也ともあり都賀直は阿知使主の子なり
さてこの王仁の參來しは應神天皇十六年にて履中天皇元年まで百十餘
年なれば疑はし若は王仁が子孫なるを傳へ誤れるか又阿知使主も應神
天皇の廿年に渡參來つるなれば此亦疑ふべし實は仁德天皇の末頃なり
しを紛へたるならんか此等の事記傳に委しく論せられたり○藏部新
註に藏に預かる部と云なり合式なるは其意異なりと云へり
至於長谷朝倉朝秦氏分散寄隸他族秦酒公進
仕蒙寵詔聚秦氏賜於酒公仍率領百八十種
勝部蓋織貢調克績庭中因賜姓守豆麻佐
埋益也所貢絹綿帛於肌膚故訓秦字謂之波陀仍以秦
氏所貢絹纏祭神劍首今俗猶然所謂秦機纏之根源也

せせして過來しに時なる哉近年頃清國盛京省懷仁縣にて掘出たる碑あり其高さ凡一丈八尺にして四面に文を刻たり大略字數千七百六十字ありて其南面に高句麗古碑と題して次に惟昔始祖鄒牟王之創基也云々而倭以辛卯年來渡海破百殘□□新羅

長谷朝倉朝は雄略天皇なり長谷は大和國城上郡に在り朝倉は宮號なり○秦氏分散云々此事日本紀この御代の十五年紀に見ゆたり又姓氏錄大秦の條に見ゆ寄隸他族は紀に秦氏分散臣連等各隨欲驅使勿レ委秦造と見ゆ姓氏錄に普洞王時秦氏總被切略今見在者十不レ存一とありかの百廿七縣の民等の未なれば最多く在けんを其秦氏に屬せせ他の諸氏に驅使はれて秦に屬せるは甚少かりしなり○勝部。記傳に宇豆麻佐を解トキ麻佐は即百八十種勝部とある勝なるべし姓氏錄諸蕃に勝と云姓もあり又上勝。不破勝。茨田勝。など戸にもありて即秦勝と云もあり是等皆加知と訓は誤にて麻佐と訓べきなり其は韓國にて一種の号にぞ有けむ其に此方にて勝字を用るは麻佐流と云を取たる借字なるべしとあり新注には益ヤサレにて數多き由歟宇豆麻佐の麻佐と同じきかと云へり○賜メ姓宇豆麻佐。日本紀にも如此あるを記傳に宇豆麻佐は姓に非せ此

以爲臣民云云とあり此余にも大に参考とも成事もあれと略さぬ委しくは會餘錄第五集に出たりまた彼國人已にいへる如く自國の無理なるを思惡らひて此古碑の文をも數々削去しなるべし上に記せる□□の如く十字或は二三字宛續け削れり後人の所業

後も姓はなほ秦なるをやと云れたり實に然る事なれと後世に太秦と云ふ姓の出來し後より如此も云ひ傳へたるべし扱此の注に隨レ積埋益とあるを記傳に俗説なりと云ひ姓氏錄に盈積有利益之義と云るをも非也と云れたりされどかゝる説も古く云ひたりしなるべし此餘にも俗説を記されたること彼此ありと覺ゆ○所貢絹綿帛於肌膚云々姓氏錄に天皇詔曰秦王所獻絲綿絹帛朕服用柔帛温煖肌膚賜姓波多公とあり記傳に此等の義ならば温アタ或は帛ヤハラカの言を取てこと名づく可けれ肌と云言を取べき由なしと云れたる然る事なれと肌膚ハダに温アタ煖カク柔帛ヤハラカなりとの詔より波陀と云ひ初メして深く事意を思ひて負ツクたるには非るべし○纏マタ祭祭神劔首これは大同の頃迄然る事ありけん後世にも絹もて劔頭ツツを纏マタことあり○秦機纏之根源之縁也も此頃さる稱の有りけるなるべし扱一本には秦機纏之縁也と作り又一本には秦根源之縁也とあれど

惡むべしさて日本紀なる神功皇后三韓征討の文を掲げて山鹿高興の云へるは是西戎征伐之始也仲哀帝朝住吉大神以西戎之外夷賜之帝不信而早崩皇后繼志述事不血刃而高麗新羅百濟皆從服三韓爲官家之藩屏應神帝生備聖武之形

通の難し

自此而後諸國貢調年々益益更立大藏令蘇我麻智宿禰檢校三藏齋藏內秦氏出納其物東西文氏勸錄其簿是以漢氏賜姓爲內藏大藏令秦漢二氏爲內藏大藏主鑰藏部之縁也立大藏此後の大藏省の起原也職員令に大藏省卿一人掌下出納諸國調及金銀珠玉銅鉄骨角齒羽毛漆帳器權衡度量賣買估價諸方貢獻雜物事大輔一人少輔一人大丞一人少丞一人大録一人少録一人史生六人大主録二人少主録二人藏部六十人とあり又姓氏錄に役諸秦氏構八丈大藏於宮側納其貢物と見たり紀記等には此事見ゆ但日本紀清寧天皇卷に大藏の事出たり蘇我麻智宿禰は武内宿禰の子なる蘇我石

奉謚八幡爲天下武神以其祭祀事之猶伊勢御神武家殊崇敬之噫靈德盛哉自是三韓每年來朝奉貢受正曆於朝廷問政事於吾國云々貢博士以叩欵誠問有不庭之罪發將帥討之百濟殺王以謝其無禮云々狹手彦討高麗

川宿禰の子也○檢校は日本紀にカンカヘシムと訓り字書に檢校也檢儉也など注せり此二字手にも从ひ木にも从ひて書り何れ正しきにか○東西文氏は學介義解に居住皇城東西故曰東西也とあり東は大和西は河内也東西をやがてヤマトカフチと訓む○内藏大藏姓氏錄に内藏宿禰あり大藏は見ゆ老續紀續後紀などに出て阿知使主の後なり○令秦漢二氏爲内藏大藏主鑰藏部之縁也○新注に右の如く訓て上文の建内藏の條に始更定藏部とあるは其御藏に仕奉る部と云るにて紀に始建藏職一定藏人とある藏職人の總名なりこの總部は其名は同じけれども令式以來別に藏部と云職名のあるを云なれば爲内藏主鑰と訓ては主鑰となはち藏部の事となりて符はざる上秦漢二氏主鑰の職のみ仕奉ること、も聞てかたぐ宜しからざるをや云々世業をたれて云々とがに古を傳て其下官なる主鑰藏部には此二氏の存れるに付て

入_二王宮_一獲_二珍寶_一以_レ奏_二其_レ捷_一或高麗獻_二鐵盾_一及的_二栗_一盾人之枝_二或慢_一表章_二奉_二羽表_一抗禮索_レ知而以受_二責_一察_二故西戎懼_一其武德_一服_二其雄才_一悉爲_二我屬國_一也蓋垂_二仁帝既命_一田道間守_二遣_二常世國_一求_二香菓_一然乃此時有_二進_一吞西戎之機_一以成_二其功_一

云々の縁也と云るなりとあり此説さることなれば此に従てよめり扱主
論の事は内藏寮に大主輪少主輪ありて掌_二出納_一といへり
至於_二小治田朝_一太玉之胤不_レ絶如_レ帶天恩興_レ廢
繼_レ絶_二纒_一供_二其職_一

小治田朝は推古天皇也小治田は大和國高市郡の地名○太玉之胤云々こ
れは太玉命の後胤なる齋部氏漸衰へてたゞ絶ざること帶の如く細きを
天朝の恩恵もて廢れたるを興し絶たるを繼ぎたまふ故に終に齋部の職
に供せるのみなりと云て上代の盛なるに及ばざるを歎ける也如帶の熟
字は前漢功臣表に黃河如_レ帶泰山如_レ厲などもありて形容の詞あるべし
至于_二難波長柄豊崎朝_一白鳳四年以_二小華下諱齋
部_一首作_二賀斯_一拜_二神官頭_一伯也令_レ掌_二叙_一王族官内

於_二若櫻朝_一也皇后又發_二軍帥_一以_二平_一定比自林南加羅隊國安羅多羅卓淳加羅七國_一屠_二南蠻_一以賜_二百濟_一處々置_二日本府_一以布_二政令_一中國之武德至_レ此大盛矣吁朝中朝之文物更不_レ塊_二于外朝_一如_二其武威_一外朝亦不_レ可_二比倫_一故外朝之海防唯要_二倭寇_一倭寇者

禮儀婚姻卜筮事夏冬二季御卜之式始_レ起_二此時_一作_二賀斯之胤_一不能_レ繼_二其職_一後_レ遲衰微_二以至_レ今_一
難波長柄豊崎朝は孝徳天皇なり此地は攝津國西成郡本莊村なりと云ふ
因_二にいふ_一荒木田久老は長柄はナガエト古くはいひかといへり○白鳳は白雉の誤ならんと古人も云はれ實に
然ることの如くなれど本朝月令年中行事秘抄公事根源なども皆白鳳と
あり大職冠公傳また源平盛衰記等を考るに此御代白鳳の號あれば必し
も誤とは云ふ可らむ故舊のまゝにてあるべし○小華下は大化五年二月
に_レ制_二め玉_一へる十九階の中なる第十に當れる冠あり○作賀斯は齋部家牒
に_二天富命六世玉櫛命九世子麻呂の子とし記に見ゆる_一齋部首は此作賀
斯より三世に當れりとせり○神官頭は神祇の事を掌る官の長官なり注
の今神祇伯也の五字は官本に無れば後人の加筆也といへり○王族これ
は令制の宮内省正親司の職なり職員令に正親司正一人掌_二皇親名籍事_一

何西州之邊民
虜掠于彼也
非官兵之寇而
其落膽戰股然
明朝太祖三遣
使於我國請
寇疆之禁欲
修好眷々終垂
祖訓以絶倭
爲其一是恐
其威武之餘風
也といへり
此下なる一段はこ
の部に入りては少
異なれど本文三輯
征討の次に博士王

佑一人大令使一人少令使一人云々○禮儀これは中務省内禮司の職なり
令に内禮司正一人掌宮内禮儀禁察非違佑一人令史一人主禮六人
掌分察非違云々○婚姻は治部省の職なり令に治部省卿一人掌
本姓繼嗣婚姻云々事とあり漢籍に婚婦家姻婿家また妻父曰婚姻
父曰姻なとも云へり○卜筮は神祇官陰陽寮の主とする所なり令義
解に卜者灼龜也また筮者著曰筮とも見ゆトは神祇官の卜部の職
筮は陰陽師の職也然れども爰は實は龜卜なること古史傳に見たり
夏冬御卜○この事四時祭式に委し又宮主口傳抄に御休御卜者孝徳天
皇被レ始レ行レ之云々宮主攜レ龜ト令奉仕とあり○陵遲衰微荀子の
注に陵遲言丘陵之勢漸慢也と云へり○さて疑齋に此の事を辨じて夫
王族中務之所掌也宮内禮儀式部及宮内之所掌也婚姻治部所掌也彼
在二官殆犯四官詎可レ不疑乎と云へるは善しく整へる後の状を以

仁の事出たれば張
てこゝに記さるり
久保氏云應神天
皇の御代に百濟
より博士を召し
又論語千字文な
ども參來とて
漢學を始め給ひ
しによりて漢學
とる者はいみじ
く此を稱美奉る
が中に國史略に
此は人の能く見る神
物なれば引きつ
代教レ人以正
直爲主寔万世
不易之至道也云

て其始を論へるにて思慮の委しからざるなり八省百官の事など孝徳天
皇の御世に始て起されたりとは開ゆれと善く整へるは文武天皇の御世
ありと思ゆるものをや
至レ于淨御原朝改天下萬姓而分爲八等唯序
當年之勞不本天降之績其二曰朝臣以賜中臣
氏命以三太刀其三曰宿禰以賜齋部氏命以
小刀其四曰忌寸以爲秦漢二氏及百濟文氏等
之姓蓋與齋部共預齋藏之事因以爲姓也
今東西文氏獻祓太刀蓋此之緣也
淨御原朝は天武天皇たり此地は大和國高市郡飛鳥に在り○改天下万姓
云々この事日本紀此御代の十三年十月の下に詔更改諸氏之族姓混

々而及_二人皇之世漸移_一民向_二巧偽_一政事亦繁僅用_二正直一_一教_二則法則不_レ備故帝始召_二博士於_二西藩_一教_二授於_二皇太子_一以興_二明倫之學_一爾後爲_レ政必由_二儒道_一云々遂以_二儒道_一爲_二治國之正典_一祭祀多用_二本邦古儀_一云々後世遣_二使于_二唐命_二留學生_一益明_二此道_一

天下万姓_一一日真人_二曰朝臣_三曰宿禰_四曰忌寸_五曰道師_六曰臣_七曰連_八曰稻置_{云々}とあり○序_二當年之勞_一云々當御代之_二勞功_一あるを重くして次序_二をなし_一天降以來の古實に據り玉はざりしを云にて此皇祖の御則に違へることを含みたり○朝臣。日本紀に十三年十一月朔凡そ五十二氏に朝臣の姓を賜へること見ゆ阿曾美は吾兄臣の義にて貴み親みたる稱なり○命以_二太刀_一は次に云○宿禰。十二月大伴連等の五十氏に此姓を賜へること紀に見ゆ須久禰は少兄の義にて大兄に對せる稱也○命以_二小刀_一この大刀小刀を賜へること紀に見ゆ天智天皇三年の紀に正月巳卯朔丁亥天皇命_二天皇弟_一宣增_二換_一冠位階名及氏上民部家部之事_一云々其大氏之氏上賜_二大刀_一小氏之氏上賜_二小刀_一云々とあり新注に曰此は天智天皇の御代の事なるを此條に加へられたるは此時にも此事ありしにや紀には賜とあれば其氏上の家符に賜れることと聞ゆるを爰に

者帝固創_レ之嗚呼帝寔爲_二万世億兆君師_一云々と云へりまことに我が古へ神隨を言舉せざりし時に大道の行はれたる事は云ふに及ばざれども其は譬へば質の美なるが有ていまだ修飾を加へざるが如し漢土の文物を取りて惟神の道の輔翼とせるは美質に

は命とあるも違へり命とあれば其氏上の人刀佩く事と聞ゆ云々此十年また十二年に氏上を定められたることあれば此時朝臣以上を大氏とし宿禰以下を小氏として大刀小刀を賜へる事ありしが紀に記し漏されたるならん○忌寸。十四年六月十一氏に忌寸の性を賜ひしこと紀に見ゆ忌寸の名義次に云ふ○盖與_二齋部_一共預_二齋藏之事_一云々新註に曰この説信用し難し上文にても齋藏は齋部。内藏大藏は秦漢と聞て正しく異なる如くなる上。齋藏の齋は虛字。藏は實字なればまことに職を共にせし縁に由れるならば藏君とは云べく齋君とは云まじきなり且忌寸は諸蕃人に賜はる姓にして此時始まれるなれば孝德天皇に廢れたる齋藏を以て今頃其名を賜はん由無し此は古く紀中に今來の_二手技_一又新漢人など云て秦漢の人をイマキと云ふ語あるを四等の姓にせられたるものにて伊美伎は今來君てふことなるべしとはたまれ齋藏より出し姓とは覺ゆ